



# 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例

## 条例の手引き



第1版（令和6年3月22日現在）

長野県

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第5条）

1	第1条	目的	13
2	第2条	定義	14
3	第3条	事業者の責務	17
4	第4条	県の責務	18
5	第5条	市町村との連携	19

### 第2章 太陽光発電施設の設置の許可等（第6条—第28条）

6	第6条	特定区域	20
7	第7条	景観保全措置の検討	22
8	第8条	環境保全措置の検討	24
9	第9条	事業基本計画書の提出等	39
10	第10条	事業基本計画説明会の開催	48
11	第11条	事業基本計画説明会に係る書面の作成	52
12	第12条	事業基本計画書に対する関係市町村長等の意見	54
13	第13条	意見に対する回答	56
14	第14条	許可の申請	58
15	第15条	関係市町村長への通知等	65
16	第16条	許可の基準	66
17	第17条	工事の届出	70
18	第18条	標識の掲示	72
19	第19条	維持管理	74
20	第20条	太陽光発電施設の撤去の届出	84
21	第21条	変更の許可	85
22	第22条	地位の承継	87
23	第23条	許可の取消し	89
24	第24条	設置の届出	90
25	第25条	土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令	95
26	第26条	届出内容の変更	97
27	第27条	準用	98
28	第28条	特定区域が変更された場合の届出等	99

### 第3章 不適正な太陽光発電施設の設置に対する措置等（第29条—第33条）

29	第29条	指導及び助言	100
30	第30条	報告徴収及び立入検査等	101
31	第31条	勧告	102
32	第32条	措置命令	103
33	第33条	違反事実の公表等	104

### 第4章 長野県太陽光発電事業技術委員会（第34条）

34	第34条		105
----	------	--	-----

### 第5章 雑則（第35条—第38条）

35	第35条	地域脱炭素化促進事業に係る特例	106
36	第36条	市町村の条例との関係	107
37	第37条	国等の特例	108
38	第38条	補則	109
第6章 罰則（第39条）			
39	第39条		110
附則			
施行期日等			
40	附則第1項	施行期日	111
41	附則第2項	適用関係	112
経過措置			
42	附則第3項	既存太陽光発電施設の届出	113
43	附則第4項		114
44	附則第5項	既存太陽光発電施設の変更の許可	115
45	附則第6項		116
46	附則第7項	既存太陽光発電施設の届出内容の変更	117
47	附則第8項		118
48	附則第9項	既存太陽光発電施設の届出内容の軽微な変更	119
49	附則第10項		120
50	附則第11項	既存太陽光発電施設の標識の設置	121
51	附則第12項	既存太陽光発電施設の維持管理計画の作成	122
52	附則第13項	既存太陽光発電施設の維持管理計画の適合基準	123
53	附則第14項	既存太陽光発電施設の維持管理	124
54	附則第15項		125
55	附則第16項	既存太陽光発電施設の維持管理計画等の公表	126
56	附則第17項	既存太陽光発電施設の罰則	127
資料集			
1	長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例		129
2	長野県地域と調和と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則		140
3	関係法令一覧等		147
4	市町村の担当課（太陽光発電事業適正化担当窓口）		154
様式集			
1	様式第1号	（事業基本計画書）	161
2	様式第2号	（太陽光発電施設設置許可申請書）	163
3	様式第3号	（設置工事着手届出書）	165
4	様式第4号	（設置工事完了届出書）	166
5	様式第5号	（維持管理計画変更届出書）	167
6	様式第6号	（事故等報告書）	168
7	様式第7号	（太陽光発電施設撤去届出書）	169
8	様式第8号	（太陽光発電施設設置変更許可申請書）	170

9	様式第9号	(太陽光発電施設軽微変更届出書(特定区域内))	171
10	様式第10号	(地位の承継届出書)	172
11	様式第11号	(太陽光発電施設設置届出書(特定区域外))	173
12	様式第12号	(太陽光発電施設設置変更届出書(特定区域外))	175
13	様式第13号	(太陽光発電施設軽微変更届出(特定区域外))	176
14	様式第14号	(特定区域の変更に伴う届出書)	177
15	様式第15号	(既存太陽光発電施設届出書)	178
16	様式第16号	(既存太陽光発電施設変更届出書)	180
17	様式第17号	(既存太陽光発電施設軽微変更届出書)	181

**【凡例】**

本手引きでは、法令等について次のとおり表記しています。

- ・ 条例：長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号）
- ・ 規則：長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則（令和6年長野県規則第6号）
- ・ FIT法：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
- ・ FIT制度：再生可能エネルギー固定価格買取制度
- ・ 手引き：長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の手引き

：条例による規定

：規則による規定

## <条例制定の背景>

2012年（平成24年）のFIT制度（固定価格買取制度）の導入以降、本県でも太陽光発電の導入が急速に広まったものの、地域住民への説明不足によるトラブルや、災害の誘発、生活環境や景観への影響、設置後の維持管理や設備の廃棄など、住民の事業に対する懸念が少なくないのが現状です。

これまでも長野県では、「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」（平成28年6月）や地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）の規定に基づく促進区域の設定に関する基準（令和4年5月）を定めるなどし、適正な太陽光発電事業の促進に取り組んできたところですが、適正化の推進に向けて、なお対応が必要が状況です。

脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの生産拡大が必要であり、とりわけ本県では高いポテンシャルを有する太陽光の利活用を拡大していくことが急務となっています。

また、脱炭素に向けた世界的な潮流の中で、サプライチェーンからの要請もあって、再生可能エネルギーへの需要が高まりつつある中、今後、条例遵守などの事業規律を前提とするFIT制度によらない自家消費型の太陽光発電（オフサイトPPAなど）の増加も想定される場所です。

このため、太陽光発電施設の設置等に関する一定のルール（一定の規制、情報公開、合意形成の促進の手續等）を定め、安全の確保や環境の保全、住民理解の促進を図ることにより、太陽光発電事業の適正性を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とし条例を制定したところです。

---

---

### ～column 長野県の状況～

---

---

地球温暖化に起因すると考えられる異常気象や、それに伴う災害が日本各地で発生しており、令和元年東日本台風により本県は県民生活や経済活動に甚大な被害を受けました。

このような背景から、本県は、令和元年（2019年）12月6日に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050年度に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「2050ゼロカーボン」を宣言しました。そこでは、目標達成のために再生可能エネルギー生産量を現状の3倍以上に拡大する目標を示しており、地上設置型の太陽光発電事業については重要な推進すべきエネルギー源となっています。

## <各法令・市町村条例等の確認>

太陽光発電施設の設置に関して、本条例のほかにも各法令等で定める必要な手続・遵守事項が必要な場合があります。関連する法令等については、「関係法令一覧表」をご覧ください。なお、関係法令一覧表に記載がない法令の適用を受ける場合がありますので、事業者において適用を受ける法令に漏れがないか確認をすることが必要です（※主な関係法令のため全ての法令を網羅しているわけではありませんのでご注意ください。）。

県内の市町村において、太陽光発電施設の設置や管理に関する条例（以下「市町村条例」という。）、要綱等が定められている場合があります。当該市町村の区域では、条例と市町村条例又は要綱等の両方に適合している必要があるため、市町村条例、要綱等の内容については必ず当該市町村へ確認・相談をしてください。

なお、市町村条例や要綱・ガイドライン等に関しては、「各市町村の担当課」へお問い合わせください。

## <本条例の全部又は一部の規定を適用しない市町村>

本条例第36条では、「知事が、太陽光発電施設の設置等に関し、市町村の条例によりこの条例の目的の全部又は一部を達成することができると認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の全部又は一部の規定を適用しない。」としています。

既に市町村条例が定められている場合で、上記により本条例の全部又は一部の規定を適用しない市町村は次のとおりとなりますので、事業を実施する場合には注意が必要です。

市町村名	県条例の適用	県条例の手続
小諸市	一部適用	令和5年6月30日以前（市の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
小海町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
北相木村	原則全部適用	県の条例で定める手続が必要となります。ただし、北相木村太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年北相木村条例第18号）第8条に規定する禁止区域に係る太陽光発電施設（既存太陽光発電施設を除く。）を除きます。
上田市	一部適用	次のいずれかに該当する事業について県の条例で定める手続が必要となります。 ①平成27年9月30日以前に設置の工事に着手した事業 ②平成27年10月1日以降に設置の工事に着手した（する）事業で、事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業 <u>以外</u> のもの ※事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業は上田市の条例で定める手続が必要となります。
青木村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。

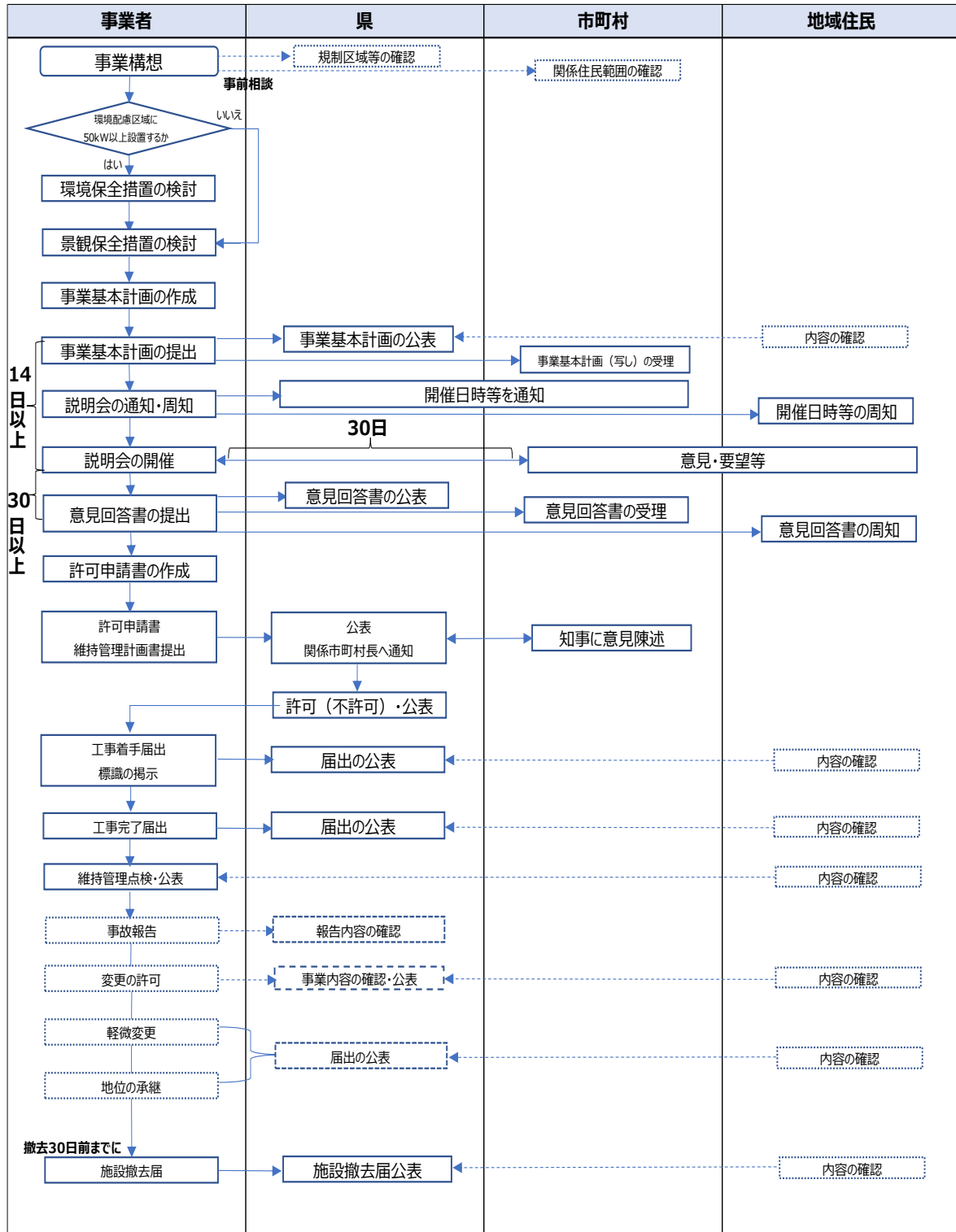
市町村名	県条例の適用	県条例の手続
諏訪市	一部適用	令和4年6月30日以前（市の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業（区域を問わない。）と令和6年4月1日以降に特定区域で設置の工事に着手する新規事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
茅野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
富士見町	一部適用	令和元年9月30日以前（町の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
原村	一部適用	令和元年9月30日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
伊那市	一部適用	令和4年3月31日以前（市の条例の施行前）に着手した事業した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
辰野町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
中川村	一部適用	令和2年9月30日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
阿智村	一部適用	令和5年3月31日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
平谷村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
根羽村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
豊丘村	一部適用	令和5年3月31日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
木曾町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
木祖村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
大桑村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松本市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
安曇野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
朝日村	一部適用	令和元年12月17日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
大町市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
池田町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松川村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
白馬村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。



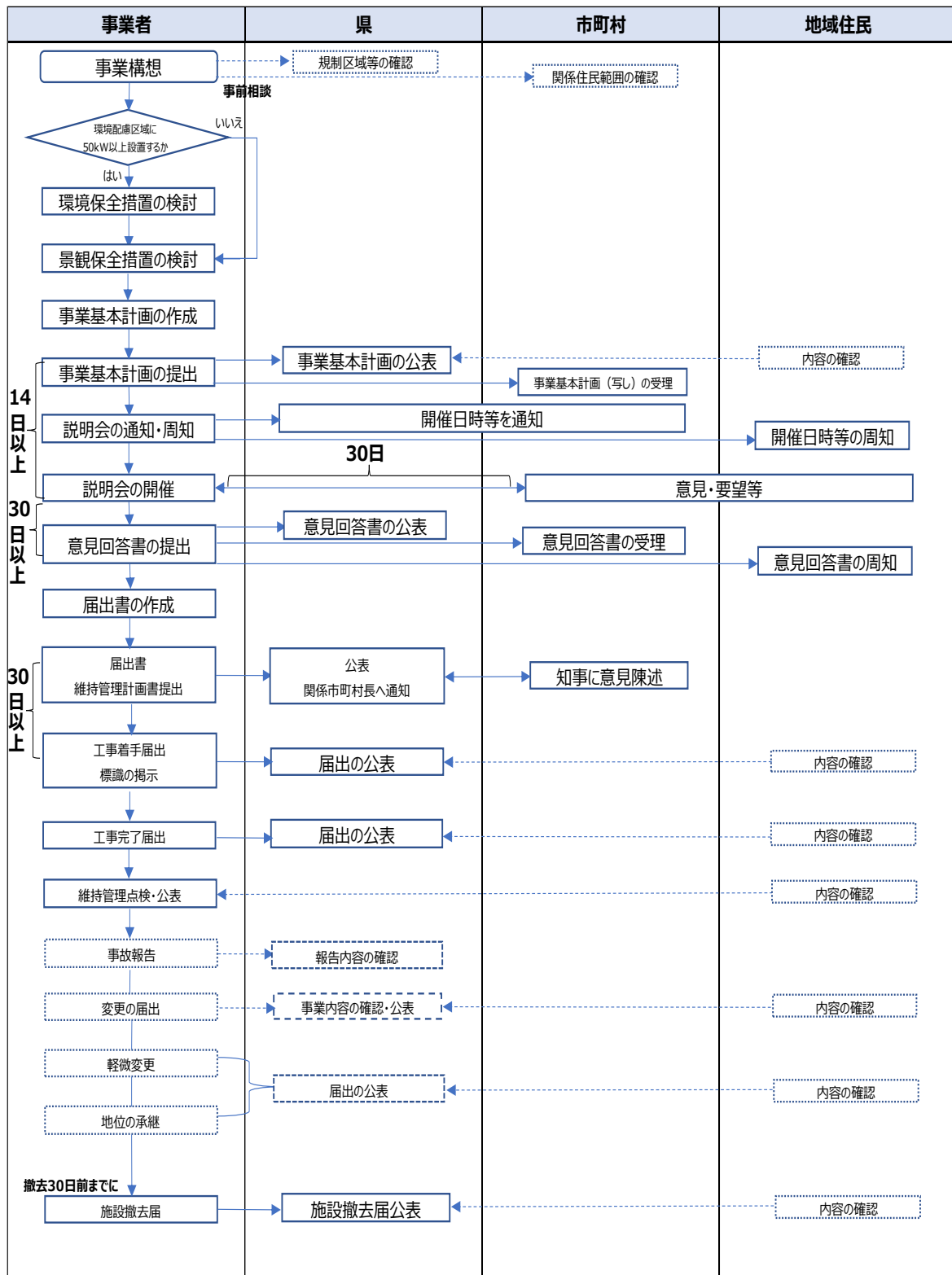
## < 手続の流れ >

各段階の手続については、各項目の記載を参照してください。

### 1 特定区域に設置する場合の手続フロー図



2 特定区域以外の区域に設置する場合の手続フロー図



<申請書・届出書の提出方法など>

○手続を始める前に、事前にご相談・ご説明いただくようお願いします。

制度全般に関するご相談等は、ゼロカーボン推進室まで、各個別事案については地域振興局環境担当課までお願いします。(地域振興局は令和6年4月1日からの対応となります。)

長野県環境部ゼロカーボン推進室 長野市大字南長野字幅下692の2 ☎026-235-7179      ✉taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp
佐久地域振興局環境課・廃棄物対策課 佐久市跡部65-1 ☎0267-63-3166      ✉sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
上田地域振興局環境課 上田市材木町1-2-6 ☎0268-25-7134      ✉uedachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
諏訪地域振興局環境課 諏訪市上川1丁目1644の10 ☎0266-57-2952      ✉suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課 伊那市荒井3497 ☎0265-76-6817      ✉kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
南信州地域振興局環境課 飯田市追手町2丁目678 ☎0265-53-0434      ✉minamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
木曾地域振興局総務管理・環境課 木曾郡木曾町福島2757-1 ☎0264-25-2213      ✉kisoichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
松本地域振興局環境・廃棄物対策課 松本市大字島立1020 ☎0263-40-1491      ✉matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
北アルプス地域振興局総務管理・環境課 大町市大町1058-2 ☎0261-23-6563      ✉kitachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
長野地域振興局環境・廃棄物対策課 長野市大字南長野南県町686-1 ☎026-234-9590      ✉nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
北信地域振興局環境課 中野市大字壁田955 ☎0269-23-0202      ✉hokuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

○ 申請・届出方法について

次のいずれかの方法によります。

- ・ ながの電子申請サービス

次のページから手続を進めてください。(令和6年4月1日から)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>

- ・ 地域振興局環境担当課への持参・郵送

○提出部数

【持参・郵送による場合】

- ・ 設置許可申請書・設置届出書(変更の場合を含む。軽微な変更・地位の承継届出書を除く。)

3部(正本1部(ゼロカーボン推進室)、副本2部(地域振興局・市町村))

※関係市町村が2以上に及ぶ場合は市町村数分必要)

- ・ 事業基本計画書については、上記に加え、市町村の担当課への送付も必要となります。

## 1 第1条 目的

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

### (趣旨)

第1条 この規則は、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (1) 太陽光発電施設の設置等

「太陽光発電施設の設置等」とは、「太陽光発電施設の設置」だけでなく事業区域全体の「維持管理」も含まれています。これは、太陽光発電施設を設置した後の維持管理についても地域と調和した太陽光発電事業であることを求めているためです。

#### (2) 脱炭素社会

地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする社会のことです。

#### (3) 地域環境

「地域環境」とは、事業区域周辺にとどまらず、広域的な視点をも含めた県民が安全で安心に暮らせるための景観、自然環境等の環境を指します。

#### (4) 地域と調和

「地域と調和した」とは、防災面や環境・景観面などの住民懸念の払拭や地域社会の持続的な発展に配慮するとともに、情報の公開及び参加の機会を確保することにより、地域と信頼関係を構築することをいいます。

なお、「地域社会の持続的な発展」とは、地域社会におけるエネルギーの自立化や地域経済の活性化などを指します。

## 2 第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10キロワット以上のもの（増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- (2) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- (3) 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

### (1) 太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する施設とその附属施設で構成されるものをいいます。太陽光を電気に変換する施設とその附属施設には、それぞれこれらを設置するために必要な土地（太陽光発電施設の設置工事に伴い、木竹の伐採及び土地の形質の変更を行った土地を含む。以下「附帯施設」という。）を含みます。

また、太陽光を電気に変換する施設とは、太陽光を電気に変換する太陽電池モジュール、それを支持する架台等で構成されるものをいい、附属施設はパワーコンディショナー、接続箱等をいいます。

附帯施設には、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理等）、敷地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等）、その他事業実施に伴う関連用地（工事ヤードや日照を確保するための伐採区域等）を含みます。

なお、太陽光発電施設であっても建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除くほか、次に当てはまるものは太陽光発電施設として取り扱いません。

- ① 太陽電池モジュールと一体型の製品（屋外照明機器、防犯カメラ、鳥獣害対策電気柵、ポータブル電源等）
- ② 太陽電池モジュールとそれを電源とする製品本体とは別個であるが、製品と一体性を有し、製品に付随して設置されている太陽電池モジュールで構成されているものなど

なお、太陽光発電施設を分割して設置し、合計出力が10kW以上となる場合には、次の i から iii までを考慮し、合算した出力により対象となるか否かを総合的に判断します。これは、特定区域・特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合の共通の取扱いになります。

- i 太陽光発電事業者の所在地が同一もしくは役員が重複している法人又はグループ企業である場合、その他、個人、法人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合
- ii 先行する太陽光発電施設の設置工事の完了日から近接した時期に新たに太陽光発電施設の設置工事に着手した場合
- iii 事業区域が分断されていても、附属施設の一部を共用して事業を実施する場合など

(2) 太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方を含みます。また、これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更も含みます。

(3) 設置工事の着手

太陽光発電施設の設置工事の着手とは、次の①・②双方に該当することをいいます。

①太陽光発電施設を設置する現地における工事の着手（木竹の伐採、土地の形質変更を含む。）とし、設置計画（工事工程表など）に基づき継続して工事が行われていること。

※ただし、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の工事のための準備、太陽光パネル等の製造は除く。

②関係法令等に基づいた手続完了後に実施されるもの。なお、正当な理由がなく、設置計画に基づき工事を行わないなど、継続性がないものは着手とはみなしません。

※「継続性」とは、契約等に基づき一連の工事が引き続いて行われることをいい、長期にわたり中断されている事業は継続しているものとは認められません。

(4) 合計出力

パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の値とします。

(5) 太陽光発電施設の増設

太陽光発電施設の増設とは、次の事項が該当します。

- ・事業区域の面積を広げること
- ・事業区域内で太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させること
- ・太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーいずれかの合計出力の増加
- ・事業区域内で太陽光発電施設の位置を変更すること
- ・太陽光発電設備の構造の変更
- ・擁壁・排水設備等の工作物の変更

※破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設の機能を維持するための行為は、増設には含みません。

(6) 太陽光発電事業

太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業のことをいいます。

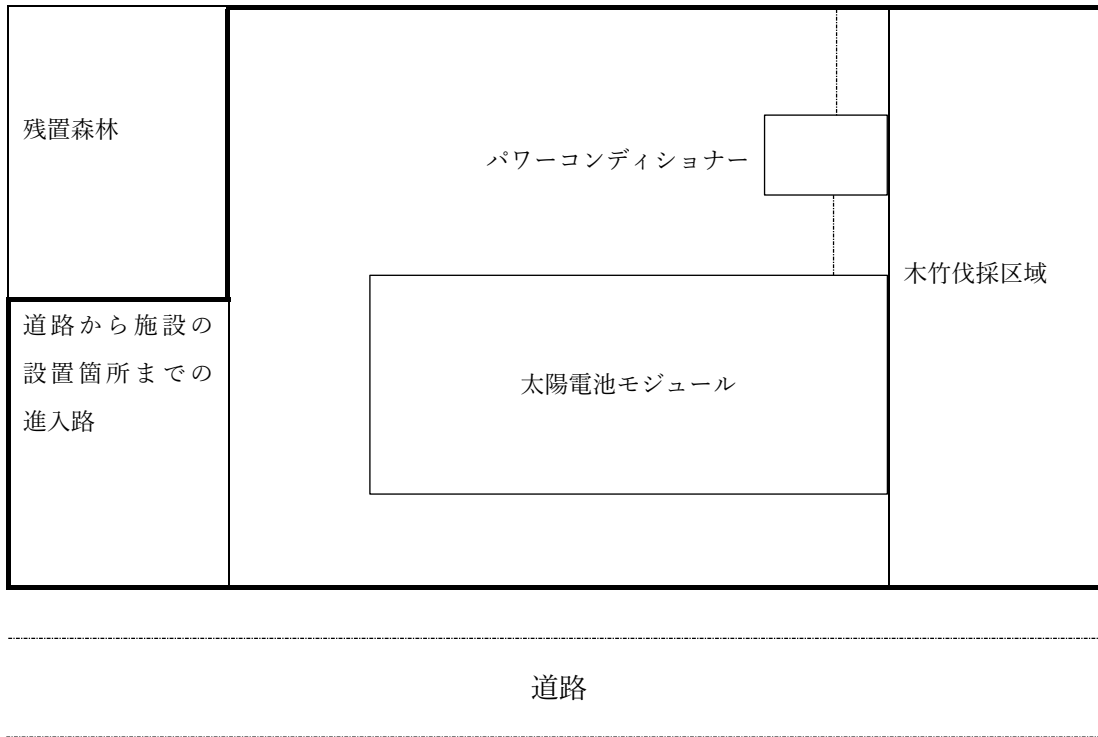
(7) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域をいいます。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附帯施設等に必要土地を加えた区域とします。

次のイメージ図で太い実線で囲まれた部分が事業区域の範囲となります。

<事業区域のイメージ図>



(8) 事業者

太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業を実施する者をいい、太陽光発電施設を運転し発電を開始する前に、他者に太陽光発電事業を販売等することを目的に事業区域に係る土地の開発や施設の設置等を行う者を含みます。事業者に該当するか否かについて、個人か法人かは問いません。



### 3 第3条 事業者の責務

第3条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たって、太陽光発電施設が景観、自然環境その他の地域環境に調和するよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民との良好な関係を構築するよう努めなければならない。

#### (1) 「地域環境に調和するよう必要な措置」

条例においては、環境配慮区域内での環境保全措置の検討及び全区域において景観保全策の検討を義務付けています。環境保全措置や景観保全措置の具体的な方法については事業を行う地域や事業に応じて事情が異なることから、県内一律に基準を定めてはいません。条例の手続を行う中で地域住民の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

#### (2) 「良好な関係を構築」

条例においては、地域住民との良好な関係の構築を目指して、地域住民が事業基本計画に対し、一定期間意見を申し出ができること及びそれに対し事業者は誠実に回答することを義務付けています。良好な関係の構築とは、事業者が地域住民の意見を一方的に受け入れることを求めるものではなく、事業実施について率直に意見を交換しながら、協働し、地域と調和した事業へと築き上げていくことをいいます。

#### 4 第4条 県の責務

第4条 県は、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する県の責務を明確にするものであり、県は地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るために必要な施策を総合的に実施することとしています。

「必要な施策」としては、条例の適切な運用に加え、地域と調和した太陽光発電事業の普及啓発や支援措置等を行うことをいいます。

## 5 第5条 市町村との連携

第5条 県は、太陽光発電事業の推進に当たっては、市町村と相互に情報を共有するとともに、市町村が太陽光発電事業に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2050ゼロカーボンの実現に向けて太陽光発電事業を推進するに当たっては、県と市町村が連携して施策や対策を講じていくことが重要であり、そのためには相互に必要な情報を共有していくことが必要となります。

また、県は、市町村が太陽光発電事業に関する施策をそれぞれの地域において展開するに当たっては、必要な情報の提供や技術的助言などを行っていくこととします。

なお、条例では、地域と調和した太陽光発電事業を推進していくためには事業情報の透明性の確保が重要としていることから、情報公開の仕組みを整備していくこととします。

## 6 第6条 特定区域

第6条 次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域及び当該区域に準ずるものとして災害の発生を防止する見地から規則で定める区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (5) 長野県砂防指定地管理条例（平成14年長野県条例第57号）第2条1項に規定する砂防指定地

（特定区域）

第2条 条例第6条第1号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 現に設置され、又は設置の工事に着手されている太陽光発電施設の事業区域であって、当該太陽光発電施設の設置の時に於いて森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域であった区域のうち、災害の発生を防止する見地から知事が定める区域

特定区域に太陽光発電施設を設置しようとする場合に許可制を導入した趣旨は、森林伐採を伴う設置による森林の公益的機能の喪失や災害発生リスクの高い区域への設置による災害を防止することにあります。そのため、特定区域への太陽光発電施設の設置は、条例第7条から第14条までの手続を求めるとともに、一定の基準を満たす場合に限り、知事は、許可することができるものとしています。

一方、特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする場合については届出制としています（詳細は「24 第24条 設置の届出」を参照してください。）。

### (1) 地域森林計画対象民有林

地域森林計画対象民有林とは、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、計画的に森林の育成や管理を行うこと、多面的機能の保全の観点から、適切な管理を行うことにより保全に努めている森林です。

また、災害の発生を防止する見地から、規則で準ずる区域として以下を規定しています。

#### ①規則第2条第1号

林地開発許可等を受けた場合はその区域は対象民有林ではなくなることから、本条例では除外後も引き続き対象民有林の区域に準ずるものとするとして位置づけ、許可手続の対象としています。（既存太陽光発電施設については除く。）

#### ②規則第2条第2号

知事が定める区域とは、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区

域であった区域のうち、以下の区域となります。

- ・林地開発許可制度において、許可を受けて開発した区域のうち斜度30度以上（高さ5m）の区域

(2) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき指定され、地すべりを誘発・助長する行為が禁じられている区域です。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定され、がけ崩れ災害から人命を守るため、崩壊防止工事の施工のほか、がけ崩れを誘発・助長する行為の制限が行われる区域です。

(4) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の規制がされる区域です。

(5) 砂防指定地

砂防法に基づき指定され、土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、砂防えん堤などの工事を実施し、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域です。

<参考>特定区域の確認方法

地域森林計画対象民有林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地については、信州くらしのマップで確認することができますが、施設に変更が生じ、許可申請書や届出書の提出が必要となる場合は、必ず担当窓口を確認をお願いします。

法令等の名称	担当窓口
森林法	地域振興局林務課
地すべり等防止法	地域振興局農地整備課・林務課 建設事務所維持管理課 砂防事務所総務課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建設事務所維持管理課 砂防事務所総務課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	建設事務所維持管理課 砂防事務所総務課
長野県砂防指定地管理条例	建設事務所維持管理課 砂防事務所総務課

信州くらしのマップ：<https://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>

## 7 第7条 景観保全措置の検討

第7条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該許可の申請に係る太陽光発電施設の設置が景観に及ぼす影響について調査を行い、その太陽光発電施設の設置に係る景観の保全のための措置を検討しなければならない。

太陽光発電事業を行うに当たって、これまで景観について住民と事業者との間でトラブルが生じる案件が散見されてきたことから、景観保全のための検討すべき項目について整理し、「10 第10条 事業基本計画説明会の開催」においてその内容を説明することが必要となります。

### < 景観保全のための検討項目 >

項目		景観保全のための検討項目	
太陽電池 モジュール	全体	稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	
		公共的な視点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※事業基本計画書、申請書等の記載欄にあつては、検討で作成した完成予想図により説明してください。	
	配置	敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退する。	
		施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	
	規模	周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	
		主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	
	形態・意匠	当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃える等、配列に一定の規則性を持たせる。	
		太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	
		太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	
	材料・色彩等	低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	
		黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	
		フレーム	低反射の素材を用いる。 太陽電池モジュールと同系色を用いる。
附属施設・附帯施設	フェンス等については、色彩、形態、意匠に配慮する。		
	電柱電線類については、極端に増加させぬよう低減に努める。		
	パワーコンディショナー及び変圧器等については、色彩等に配慮する。		

項目	景観保全のための検討項目
敷地の緑化	植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるように、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。
	樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。
その他	施設規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。
	施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い景観の保守に努める。
	事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。

なお、上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

#### <設置する区域が長野県以外の景観行政団体の場合について>

本県は、景観法第7条第1項の規定により良好な景観形成のための景観施策を実施する景観行政団体です。景観行政団体になると、同法第8条の規定により「景観計画」を策定することができ、政令指定都市、中核市、都道府県と協議した市町村、その他の区域にあつては都道府県が該当します。長野県内では、長野県のほか28市町村（令和6年3月31日現在）が景観行政団体となっており、太陽光発電施設についても各団体の景観計画に適合することが求められます。県内の景観行政団体の一覧については、次のホームページから確認できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/dantai.html>

太陽光発電施設を設置する場所が県以外の景観行政団体が管轄する区域にあつては、上記の表の景観保全のための検討項目を参考にするとともに、当該景観行政団体が定める景観育成基準への適合も確認し、説明会において説明することが必要です。

※ 景観行政団体である市町村の区域においては、当該団体（市町村）の「景観計画」が適用され、景観行政団体以外の市町村の区域においては、長野県の「景観計画」が適用されることとなります。

## 8 第8条 環境保全措置の検討

第8条 申請者は、環境の保全のための措置の検討を要する区域であって規則で定めるもの（以下「環境配慮区域」という。）において第6条の許可の申請に係る太陽光発電施設（合計出力が50キロワット以上のもの（増設により合計出力が50キロワット以上となるものを含む。）に限る。次条第1項第9号、第14条第1項第9号及び第24条第1項第9号において同じ。）を設置しようとするときは、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境に及ぼす影響について調査を行い、その太陽光発電施設の設置に係る環境の保全のための措置を検討しなければならない。

（環境保全のための措置を検討する区域）

第3条 条例第8条の規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 森林法第2条第1項に規定する森林（同条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林に限る。）の区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園の区域、同条第3号に規定する国定公園の区域及び長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域
- (3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域及び長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域の区域
- (4) 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の区域
- (5) 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域
- (6) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域
- (7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- (8) 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
- (10) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域

環境保全を目的とした法令で指定された区域のうち、太陽光発電施設の設置により環境影響が生じる懸念のある区域を環境配慮区域としています。

環境配慮区域内で一定規模（合計出力50kw）以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事業構想の段階から環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討する必要があります。



## (1) 環境配慮区域

規則第3条に定める環境配慮区域は以下のとおりです。

なお、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域や自然環境保全地域（※1）、種の保存法に基づく生息地等保護区（※2）、ラムサール条約登録湿地は、令和6年4月現在、県内に指定等されていませんが、今後、指定等される可能性もあることから、環境配慮区域としています。

※1 長野県自然環境保全条例に基づき指定された長野県自然環境保全地域は存在するので注意が必要です。

※2 長野県希少野生動植物保護条例に基づき指定された希少野生動植物の生息地等保護区は存在するので注意が必要です。

### ア 国有林及び地域森林計画対象民有林

国有林及び地域森林計画対象民有林は、森林の有する多面的機能の観点から、適切な管理を行い保全に努めている森林であり、特に地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、計画的に森林の育成や管理に努めています。

### イ 国立公園、国定公園、長野県立自然公園

自然環境の保護と適正な利用の両立を図るため自然公園法又は長野県立自然公園条例に基づき指定された区域です。なお、自然環境の保護すべき程度や利用状況により、特別保護地区、特別地域、普通地域に区分されており、特別保護地区及び第1種特別地域においては、太陽光発電施設の設置が原則禁止されています。

### ウ 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、長野県自然環境保全地域

すぐれた天然林や、貴重な動植物の自生地・生息地などの良好な自然環境を保全するため指定された地域であり、県内には、長野県自然環境保全条例に基づき指定された長野県自然環境保全地域が存在します。なお、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は令和6年4月現在、県内に指定はありません。

### エ 郷土環境保全地域

周辺の生活環境も含む自然的・社会的な諸条件から見て自然環境の保全が特に必要であるとして、長野県自然環境保全条例に基づき指定された地域であり、市街地等の周辺で森林等を含む良好な自然環境の地域や、郷土的な特色ある区域を含む熟成した自然環境の地域が対象となっています。

### オ 水道水源保全地区

水道水源を保全するため特に必要な区域として、長野県水環境保全条例に基づき指定された地区であり、一定の開発行為について知事への事前協議が必要になる区域です。

### カ 水資源保全地域

水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があ

るとして、長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づき指定された区域です。

キ 生息地等保護区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全する必要がある場合に指定されている区域です。なお、令和6年4月現在、県内に指定はありません。

ク 希少野生動植物の生息地等保護区

指定希少野生動植物保護のため、長野県希少野生動植物保護条例に基づき指定された区域であり、区域内の規制地区、立入制限地区、監視地区のそれぞれにおいて、一定の行為が制限されています。なお、令和6年4月現在で指定されているのは、開田高原希少野生動植物保護地区のみです。

ケ 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護のために必要であるとして指定された区域です。なお、鳥獣保護区のうち、特に保護が必要である特別保護地区においては、一定の開発行為が規制されます。

コ ラムサール条約湿地

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）で定められた国際的な基準に従って登録された湿地です。なお、令和6年4月現在、県内に登録はありません。

<参考>環境配慮区域の確認方法

環境配慮区域については、信州くらしのマップ等で確認することができますが、詳細については、必ず担当窓口を確認をお願いします。

環境配慮区域	法令等の名称	担当窓口
国有林 地域森林計画対象民有林	森林法	地域振興局林務課
国立公園 国定公園	自然公園法	地域振興局 環境担当課
長野県立自然公園	長野県立自然公園条例	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	環境省 地方環境事務所
長野県自然環境保全地域 郷土環境保全地域	長野県自然環境保全条例	地域振興局 環境担当課
水道水源保全地区	長野県水環境保全条例	
水資源保全地域	長野県豊かな水資源の保全に関する条例	
生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境省 地方環境事務所

希少野生動植物の生息地等保護区	長野県希少野生動植物保護条例	自然保護課
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	地域振興局林務課
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	環境省

※網掛けの区域は、令和6年4月現在、県内に指定・登録はありません。

## (2) 環境保全措置の検討

事業計画、事業区域及びその周辺の状況から検討の対象項目を絞り込み、その項目ごとに環境保全措置を検討してください。

### ア 検討の対象項目

- ・環境保全措置の検討の対象項目は、太陽光発電事業の特性等を考慮して、表1に掲げる5項目としています。
- ・なお、景観及び反射光は第7条（景観保全措置の検討）で扱うため、検討の対象項目に含めていません。

表1 環境保全措置の検討の対象項目

項目	内容
粉じん	粉じん
騒音・振動	騒音、振動
水環境	河川水質、地下水質、地下水量
動植物	動物、植物
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場

### イ 検討手順

#### (7) 環境保全措置の検討の要否の判断

- ・まず、太陽光発電施設の設置・稼働が環境に与える影響について調査を行います。
- ・太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する施設とその附属施設で構成されるものであることから、附属施設である調整池等の排水施設や鉄塔等を設置する場合や、それらに伴い土地の改変、樹木の伐採を行う場合は、それらの影響も含めて調査します。
- ・表1の5項目それぞれについて、環境保全措置の検討を行うか否かについては、事業の具体的な内容、事業区域及びその周辺の状況等の調査結果などを踏まえて、周辺環境への影響の有無や程度を予測した上で事業ごとに判断することが望ましいですが、調査に係る負担等を考慮し、この手引きでは、環境への影響が一定程度生じる可能性のある場合を項目ごとに一律に定め、環境保全措置の検討を必ず行う場合として「ウ 各対象項目の検討手法」に示しています。
- ・したがって、環境保全措置の検討を必ず行うとされた項目であっても、検討の結果、環境保全措置を講じないこともあり得ます。
- ・また、環境保全措置の検討を必ず行うとされた項目以外の項目についても、必要に応じて検討することは可能です。

- ・なお、事業計画の詳細が決まっていないため、環境保全措置の検討の要否が判断できない段階においては、事業計画の将来的な可能性を踏まえて判断してください。（例：切土・盛土工を実施することは確実ではないが、実施の可能性がある場合は、切土・盛土を行うものとして環境保全措置の要否を検討する など）

#### (イ) 環境保全措置の検討

- ・次に、対象項目ごとに環境保全措置の検討を行います。
- ・「ウ 各対象項目の検討手法」には、対象項目ごとに想定される環境保全措置の具体例を載せてありますので、これらを参考に、事業計画や事業区域及び周辺の状況等に応じて適切な環境保全措置を講じてください。具体例として記載されていない環境保全措置を講ずることも可能です。
- ・環境保全措置は、その効果と措置に伴う負担を考慮して実行可能なものとしてください。
- ・環境保全措置には事業計画の変更（事業区域の縮小、樹木の伐採エリアの変更など）も含まれます。
- ・ただし、事業区域及びその周辺の状況等から、影響を回避又は低減する必要が無いと判断した場合は、環境保全措置を実施する必要はありません（例えば、事業区域内の盛土工事において建設機械の稼働に伴い騒音・振動が発生する計画であり、事業区域から 250m離れた位置に住居が存在することから、環境保全措置の検討を行ったものの、事業区域内の盛土工を行う箇所と、近隣の住居との距離が十分に離れており、騒音・振動の影響を低減する必要がないと判断した場合など）。

#### (ウ) 環境保全措置の記載

- ・事業基本計画書には「環境の保全のための措置の検討に関する事項」として、検討の対象項目ごとに検討の結果、実施することとした環境保全措置の具体的な内容を記載します。  
（参考様式「環境の保全のための措置の検討状況書」）
- ・検討の結果、環境保全措置を不要と判断した場合は、その旨及び理由を具体的に記載します。
- ・事業基本計画書の記載は、事業者が事業の実施による環境への影響をどのように想定し、その影響を踏まえてどのような環境保全措置を講じる予定であるかを明らかにした上で、関係市町村長、関係住民等から意見を聞くためのものですので、可能な限り平易で具体的な記載に努めるとともに、必要に応じて図面や資料などを添付してください。

#### (エ) 環境保全措置の見直し

- ・事業基本計画に対する関係市町村長、関係住民等からの意見や、事業内容の変更等を踏まえて、環境保全措置の内容を見直します。
- ・見直しの結果、環境保全措置の内容が変更となった場合は、許可申請書（又は設置届出書）において変更の内容及びその理由を明らかにしてください（参考様式「環境の保全のための措置の検討状況書」）。
- ・関係市町村長、関係住民等からの意見は、事業者にとって、新たな環境保全の対象、より効果的な環境保全措置に気付くきっかけとなるだけでなく、意見に対する回答により相互理

解に繋がるものです。意見の内容を全て反映させる必要はありませんが、反映できない場合はその理由を意見回答書で明らかにしてください。

#### ウ 各対象項目の検討手法

ここでは、検討の対象項目ごとに環境保全措置の検討手法等をまとめています。

##### (ア) 粉じん

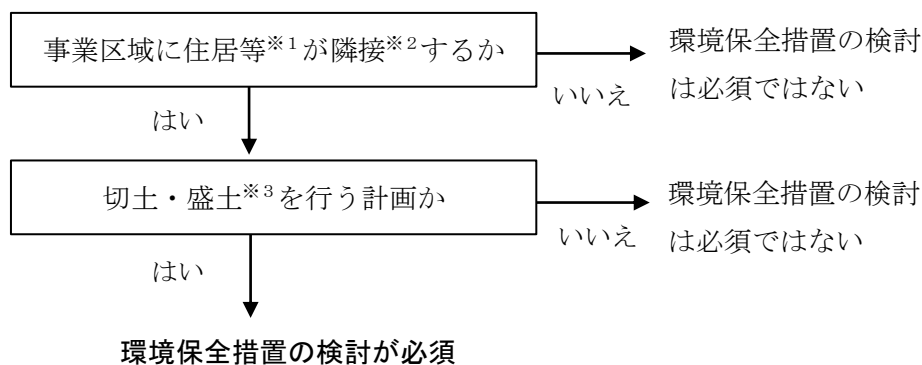
###### ○基本的な考え方

- ・ 工事に伴う建設機械の稼働により生じる粉じんの影響を対象とします。

###### ○環境保全措置の検討を必須とする場合

- ・ 現地調査等により、事業区域に隣接する住居等の有無を確認します。
- ・ 全ての環境配慮区域において、事業区域に住居等が隣接し、切土・盛土を行う計画である場合は、必ず環境保全措置を検討してください。

図1 環境保全措置の検討の要否の判断フロー（粉じん）



※1 住宅のほか、学校、保育所、病院、社会福祉施設などの特に配慮が必要な施設を含めます。

※2 事業区域と住居等の敷地が接している場合は隣接すると判断してください。事業区域と住居等の間に道路が存在する場合は、隣接していないと判断してください。

※3 ブルドーザー、バックホウ、パワーショベルなどの建設機械の稼働を伴う切土工、盛土工が該当します。

###### ○環境保全措置の検討

- ・ 切土・盛土工の位置や規模、工事に使用する建設機械の種類や台数等を整理します。
- ・ 工事箇所と住居等との位置関係や、塀・生垣等の遮へい物の有無を踏まえ、事業区域及びその周辺に与える影響を整理します。
- ・ 検討の結果、周辺住民の生活環境への影響を低減する必要がある場合は、環境保全措置を実施します。

###### ○環境保全措置の具体例

- ・ 切土・盛土の量の削減や、事業区域内における工事箇所の変更など、工事計画の見直しを行う。
- ・ 同時に多数の建設機械が稼働しないよう工事計画を調整する。
- ・ 強風時の工事を避ける。
- ・ 事業区域内において散水を実施する。

- ・事業区域の周囲に仮囲いを設置する。

(1)騒音・振動

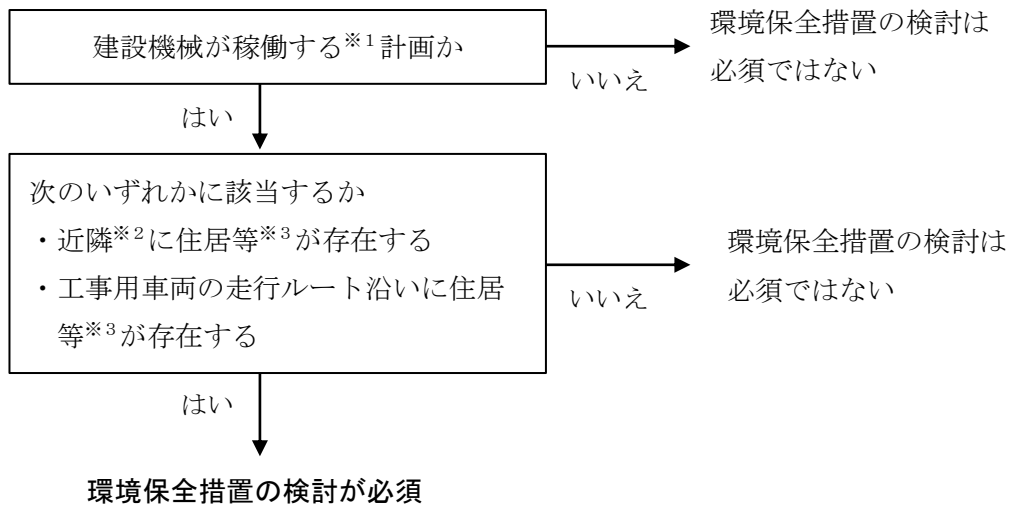
○基本的な考え方

- ・工事に伴う建設機械の稼働や、工事用車両の運行により生じる騒音・振動の影響を対象とします。

○環境保全措置の検討を必須とする場合

- ・現地調査等により、事業区域近隣や工事用車両の走行ルート沿いの住居等の有無を確認します。
- ・全ての環境配慮区域において、事業区域の近隣又は工事用車両の走行ルート沿いに住居等が存在し、かつ建設機械が稼働する計画である場合は、必ず環境保全措置を検討してください。
- ・なお、パワーコンディショナー等の稼働に伴う騒音については、環境保全措置の検討を必須としていませんが、事業区域に住居等が隣接している場合は、カタログの確認やメーカーへの問合せにより、どの程度の騒音が発生する機器なのか確認を行った上で、周辺住民の生活環境への影響を低減する必要がある場合は、環境保全措置を検討してください。

図2 環境保全措置の検討の要否の判断フロー（騒音・振動）



※1 ブルドーザー、バックホウ、パワーショベルなどの建設機械の稼働が該当します。

※2 事業区域から直線距離で300m以内の範囲を基本としますが、事業区域内に植栽等の緩衝帯を設ける場合は、その幅を考慮して距離を縮小することも可能です。

※3 住宅のほか、学校、保育所、病院、社会福祉施設などの特に配慮が必要な施設を含めます。

○環境保全措置の検討

- ・事業区域内における工事の箇所や規模、工事に使用する建設機械の種類や台数、工事用車両の走行ルートや台数等の計画を作成します。
- ・工事箇所と住居等との位置関係、工事用車両の走行ルートの状況（交通量等）を踏まえ、

事業区域及びその周辺に与える影響を整理します。

- ・検討の結果、周辺住民の生活環境への影響を低減する必要がある場合は、環境保全措置を実施します。

#### ○環境保全措置の具体例

- ・工事の規模の縮小や、事業区域内における工事の箇所・時間帯の変更など、工事計画の見直しを行う。
- ・同時に多数の建設機械が稼働したり、工事用車両が走行しないよう工事計画を調整する。
- ・低騒音・低振動型建設機械を採用する。
- ・事業区域の周囲に仮囲いを設置する。
- ・工事用車両の走行に当たり、周辺への影響が比較的小さい走行ルートや時間帯を選択する。また、住居等の付近で徐行する。
- ・パワーコンディショナーの設置場所をできるだけ住宅等から離す。

### (ウ)水環境

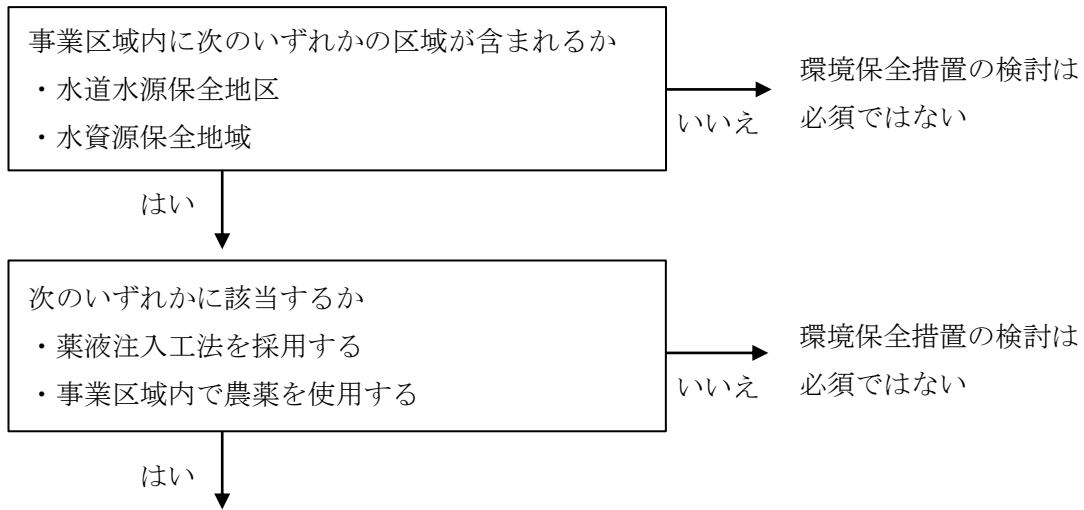
#### ○基本的な考え方

- ・農薬の使用や薬液注入工法の実施による河川水質及び地下水質への影響を対象とします。
- ・また、地下水量（湧水量や地下水位）への影響についても対象とします。
- ・なお、事故・災害による太陽光パネルの破損に伴い、有害物質が溶出した場合や、豪雨時の濁水への対応については、第19条（維持管理計画）で扱います。

#### ○環境保全措置の検討を必須とする場合

- ・水道水源保全地区及び水資源保全地域はともに水源の保全を目的に指定されており、事業区域にこれらの地区等を含む場合は、水源（湧水・表流水等）への配慮が必要です。
- ・このため、事業区域に水道水源保全地区又は水資源保全地域を含む計画であって、薬液注入工法を採用する場合、又は事業区域内で農薬を使用する場合は、河川水質、地下水質について、必ず環境保全措置を検討してください。
- ・なお、樹木の伐採等に伴う水源の涵養機能への影響については、特定区域において許可の基準（第16条）とされていますが、特定区域以外においても、水道水源保全地区及び水資源保全地域において影響を低減する必要がある場合は、環境保全措置を検討してください。
- ・また、太陽光パネルの設置による雨水の地下浸透量への影響については、環境保全措置の検討を必須としていませんが、地表面が不透水性の太陽光パネルに覆われた状態になることや、雨水等が太陽光パネルから直接地表に落下し、洗堀や雨裂が生じる可能性があることにより、地下浸透量への影響を低減する必要がある場合は、環境保全措置を検討してください。

図3 環境保全措置の検討の要否の判断フロー（水環境）



**河川水質、地下水質への環境保全措置の検討が必要**

○環境保全措置の検討

<河川水質、地下水質に関する検討>

- ・水道水源保全地区の場合は、湧水、表流水などの水源の種類を市町村等に確認します。
- ・事業区域内で、農薬や地盤改良材を使用する場合は、それらの使用計画（種類、使用場所、量など）を整理します。
- ・検討の結果、河川水質、地下水質への影響を低減する必要がある場合は、環境保全措置を実施します。

<地下水量に関する検討>

- ・水道水源保全地区や水資源保全地域の全体面積に対する樹木の伐採及び土地の改変面積の割合を整理します。
- ・事業区域内のパネルの設置面積（投影面積）を整理します。
- ・整理の結果を踏まえ、地下浸透量の変化の程度を予測し、影響を低減する必要がある場合は、環境保全措置を実施します。
- ・併せて、市町村の担当課や教育委員会に、事業区域周辺の既存のボーリング調査結果や地質図などの有無について聞き取り調査を行い、それらの情報が得られた場合は、予測に当たって参考としてください。
- ・なお、調整池の設置等により、地下部を改変する場合は、その改変に伴う地下水流動への影響を予測します。
- ・また、地下水が湧出している箇所や、既設の井戸などの地下水位が観測できる箇所の有無を確認し、それらが存在する場合は、工事前の地下水位を確認することが望ましいです。

○環境保全措置の具体例

<河川水質、地下水質に関する措置>

- ・農薬や地盤改良材を使用しない等、工事計画の見直しを行う。
- ・農薬や地盤改良材の使用量の削減や、使用する農薬等の種類の変更を行う。
- ・薬液注入工法を採用した場合は工事排水を適切に処理する。



- ・排水処理施設を設置する。

<地下水量に関する措置>

- ・樹木の伐採や土地の改変を行わない。
- ・樹木の伐採や土地の改変面積をできる限り小さくする。
- ・パネルの設置面積（投影面積）の縮小や、設置間隔の拡大を行う。
- ・地下部の改変規模を縮小する。
- ・土地の改変箇所の緑化や、樹木の伐採により裸地化した箇所への植樹を行う。
- ・洗堀や雨裂による地下浸透量への影響を低減するため法面保護を行う。

(エ) 動植物

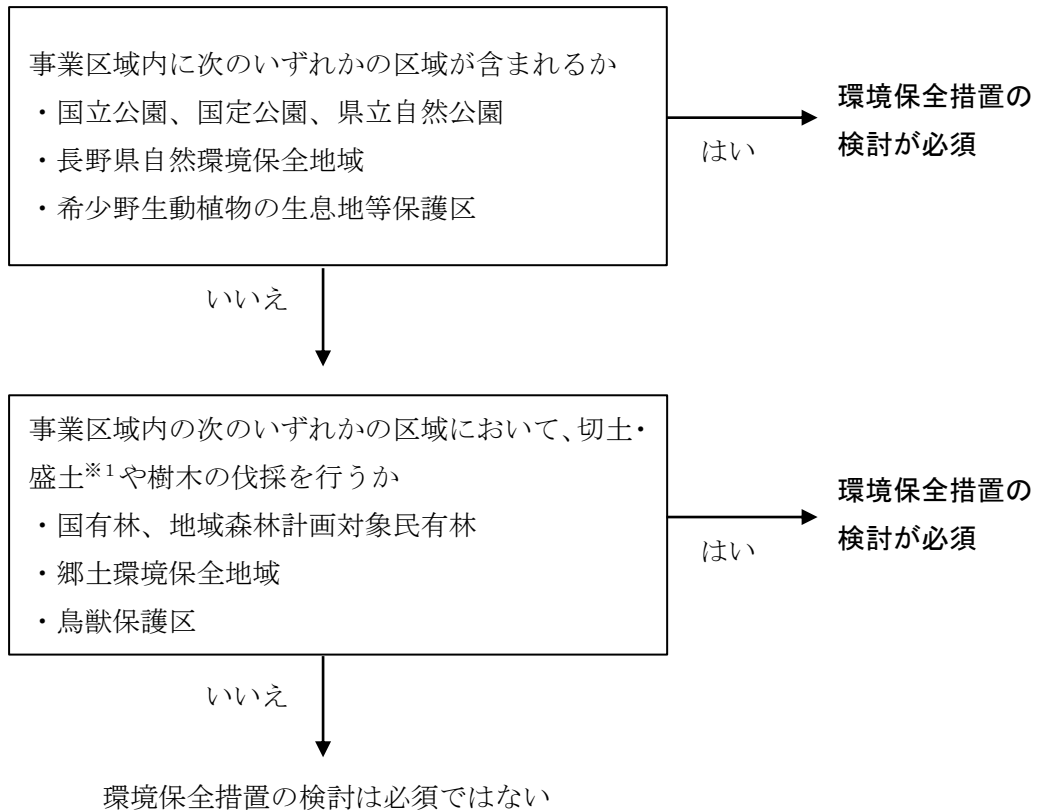
○基本的な考え方

- ・工事や太陽光発電施設の稼働が希少種などの動植物に与える影響を対象とします。工事により生息・生育地が直接改変される場合に加え、生息・生育地の環境変化による影響や、移動経路に及ぼす影響についても対象とします。
- ・動植物の調査には専門的な知見が必要とされるため、事業区域及びその周辺に生息・生育する種を現地調査で網羅的に把握することは現実的ではありません。このため、文献調査や聞き取り調査により、事業計画や事業区域及びその周辺の状況に応じて、検討の対象種を選定します。
- ・検討の対象種は希少種を基本としますが、必要に応じて、地域住民の生活に密接に関わる種（山菜など）、生態系の上位に位置する種（クマタカなど）、事業区域及びその周辺で行われている保全活動の対象種（ミヤマシジミ、フクジュソウなど）といった種を検討対象とすることも可能です。
- ・景観の構成要素（遮蔽物としての役割を担っている樹木など）への影響については、第7条（景観保全措置の検討）において別途、検討を行います。
- ・なお、事業基本計画説明会での説明や、事業基本計画書等における環境保全措置の記載に当たっては、希少種保護の観点から、希少種の具体的な生息・生育地が特定されないような配慮を行ってください。

○環境保全措置の検討を必須とする場合

- ・事業区域内に国立公園、国定公園、県立自然公園、長野県自然環境保全地域又は希少野生動植物の生息地等保護区を含む場合や、事業区域内の国有林、地域森林計画対象民有林、郷土環境保全地域又は鳥獣保護区において、切土・盛土や樹木の伐採を行う場合は、必ず環境保全措置を検討してください。

図4 環境保全措置の検討の要否の判断フロー（動植物）



※1 ブルドーザー、バックホウ、パワーショベルなどの建設機械の稼働を伴う切土工、盛土工が該当します。

#### ○環境保全措置の検討

- ・ 事業区域及びその周辺の土地利用状況、植生、レッドリスト等の文献調査から、事業区域及びその周辺において影響の検討が必要な動物及び植物を選定します。
- ・ ただし、レッドリスト等の文献において「市内全域」、「亜高山帯」といった広大な分布範囲が示されている種については、その記載のみから実際に事業区域及びその周辺にその種が生息・生育していると判断することができません。また、生息・生育情報が文献調査で得られない場合もあります。
- ・ このため、市町村の担当課や教育委員会に、地域の希少種等に係る具体的な情報について聞き取り調査を行い、生息・生育が確認された場合に検討対象とします。併せて、地域の動植物に詳しい有識者や保全団体などについても市町村の担当課等に確認し、それらの有識者等に聞き取り調査を行うことも重要です。
- ・ 希少野生動植物の生息地等保護区については、その指定に係る希少種を対象とします。
- ・ 事業基本計画説明会や意見書等により事業区域及びその周辺に生息・生育する種の具体的な情報が寄せられた場合は、検討対象の見直しを行います。
- ・ 環境影響評価（環境アセス）の対象規模未満の事業については、事業規模、事業者の負担等を考慮して基本的に現地調査は求めませんが、聞き取り調査、事業基本計画説明会、意見書等で事業区域及びその周辺における動植物の具体的な生息・生育情報が得られた場合は、現地調査を行うことが望ましいです。
- ・ 動物については、生息の有無だけでなく、必要に応じて移動能力や生息基盤等（産卵のた

めに利用している池、食草の生育地など)についても整理します。

- ・土地の改変又は樹木の伐採により、対象種の移動経路に影響を与える場合は、その影響についても整理することが望ましいです。
- ・検討した動植物の保全のために生息・生育地への影響等を低減する必要がある場合は、環境保全措置を実施します。

#### ○環境保全措置の具体例

以下に具体例を挙げますが、動植物の保全には専門的な知見が必要なことから、対象種について有識者等に聞き取り調査を行った場合は、その有識者等に相談することが重要です。

- ・保全対象種の生息・生育地を改変区域から除外する。
- ・保全対象種の生息・生育地の改変面積をできる限り小さくする。
- ・保全対象種の生息・生育地の環境変化による影響を回避する。又はできる限り小さくする(生息地周辺の樹木の伐採による生息地の乾燥を防ぐため、生息地を植栽や柵で囲む)。
- ・動物の移動経路を分断しないよう改変区域を見直す。
- ・繁殖期など、特に配慮が必要な時期の工事を避ける。
- ・影響を受ける動植物を生息・生育適地に移設・移植する。
- ・改変区域を改変前の環境に近づける(在来種による盛土箇所の緑化など)。

#### (ウ) 触れ合い活動の場

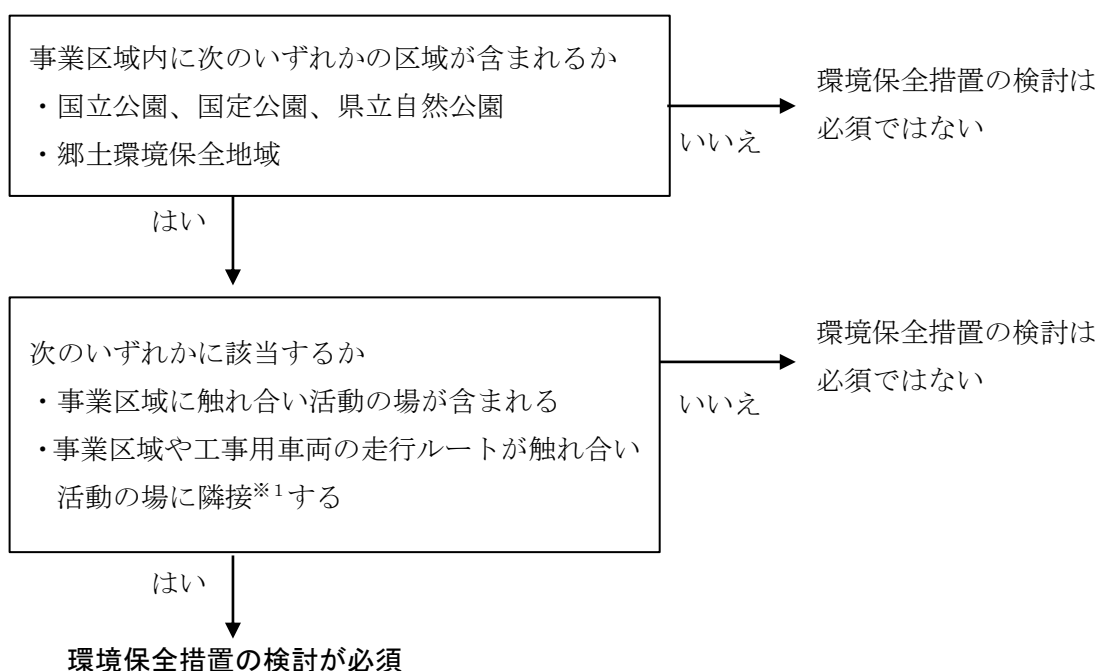
##### ○基本的な考え方

- ・触れ合い活動とは、自然観察会やキャンプ、ハイキングなど、その地域における自然環境の特徴に応じて行われる様々な活動であり、触れ合い活動の場とは、公園、キャンプ場、登山道、遊歩道、湖畔等が挙げられます。
- ・工事や太陽光発電施設の稼働が、触れ合い活動の場に及ぼす影響を対象とします。工事により触れ合い活動の場が直接改変される場合に加え、工事用車両の走行により、触れ合い活動の場へのアクセス性に及ぼす影響についても対象とします。

##### ○環境保全措置の検討を必須とする場合

- ・事業区域内に国立公園、国定公園、県立自然公園又は郷土環境保全地域のいずれかが含まれる計画であって、事業区域に触れ合い活動の場が含まれる場合、又は事業区域や工事用車両の走行ルートが触れ合い活動の場に隣接する場合は、必ず環境保全措置を検討してください。

図5 環境保全措置の検討の要否の判断フロー（触れ合い活動の場合）



※1 事業区域と触れ合い活動の場が接している場合は隣接すると判断してください。粉じんとは異なり、事業区域と触れ合い活動の場の間に道路が存在する場合も、触れ合い活動の場の利用に影響が生じる可能性があるため、隣接していると判断してください。

#### ○環境保全措置の検討

- ・ 市町村の担当課等への聞き取り調査及び、観光ガイドマップ等の文献調査により、事業区域及びその周辺における触れ合い活動の有無を確認します。
- ・ 触れ合い活動の場が存在する場合は、利用人数や利用の多い時間帯・時期などの利用状況について確認します。
- ・ 工事用車両の走行ルート、台数、走行する時間帯などの計画を作成します。
- ・ 触れ合い活動の場やその利用者のアクセス性への影響を低減する必要がある場合は、環境保全措置を実施します。

#### ○環境保全措置の具体例

- ・ 触れ合い活動の場を改変区域から除外する。
- ・ 触れ合い活動の場の改変面積をできる限り小さくする。
- ・ 工事用車両の走行ルートや走行する時間帯を見直す。
- ・ 同時に複数の工事用車両が走行しないように工事計画を見直す。
- ・ 隣接する触れ合い活動の場への環境影響を回避する。又はできる限り小さくする（騒音による影響を及ぼさないよう、利用の多い時間帯や時期は工事を避ける）。

### (3) 環境影響評価手続との関係

環境影響評価法又は長野県環境影響評価条例の対象事業は、同法又は同条例に基づく環境影響評価手続において、事業の実施に伴う環境影響について調査、予測及び評価を行います。このため、環境影響評価手続において実施した調査、予測及び評価の内容が条例（第8条）の環境保全措置の検討に相当する場合は、環境保全措置の検討を実施したとみなすことができます。

(参考様式第) (第8条関係)

環境の保全のための措置の検討状況書

※以下の状況を想定した記載例です。

- ・事業区域内に地域森林計画対象民有林が含まれる
- ・事業区域に住居が隣接している
- ・建設機械を用いて切土・盛土、樹木の伐採を行う
- ・農薬を使用する

①検討の対象項目	②事業内容	③チェック	④環境保全措置の具体的な内容※1,2,3,4
粉じん	(1) 事業区域に住居等が隣接するか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【(1)、(2)がどちらも「はい」の場合に記載】 ・事業区域の南側に住居が隣接するため、切土・盛土工の位置を事業区域の北側に寄せた計画とする。また、切土・盛土の量は必要最小限とする。 ・工事中は事業区域の周囲に高さ〇mの仮囲いを設置する。
	(2) 切土・盛土を行う計画か	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
騒音・振動	(3) 建設機械が稼働する計画か	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【(3)、(4)がどちらも「はい」の場合に記載】 ・事業区域の南側に住居が存在するため、建設機械を用いる切土・盛土工の位置を、事業区域の北側に寄せた計画とする。 ・同時に多数の建設機械が稼働したり、工事用車両が運行したりしないよう工事計画を調整する。 ・工事用車両の走行ルート沿いに小学校が存在するため、小学校の横を通らないよう迂回するルートに変更する。
	(4) 次のいずれかに該当するか ・近隣に住居等が存在する ・工事用車両の走行ルート沿いに住居等が存在する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
水環境	(5) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・水道水源保全地区 ・水資源保全地域	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	【(5)、(6)がどちらも「はい」の場合に記載】 ・農薬を使用しない計画に見直す。  ※③列のチェックの結果、環境保全措置の検討は必須ではないが、事業者が必要と判断して検討した内容を記載
	(6) 次のいずれかに該当するか ・薬液注入工法を採用する ・事業区域内で農薬を使用する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

①検討の対象項目	②事業内容	③チェック	④環境保全措置の具体的な内容※1,2,3,4
動植物	(7) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・国立公園、国定公園、県立自然公園 ・長野県自然環境保全地域 ・希少野生動植物の生息地等保護区	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>【(7)～(8)のいずれか又は両方が「はい」の場合に記載】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(例1)希少種等の生息・生育が確認された場合</div> <p>・〇〇市環境課、〇〇市教育委員会への聞き取りを踏まえて現地調査を行ったところ、事業区域内で希少な植物の生育が確認されたため、事業区域から生育地を除く計画とする。</p> <p>・事業基本計画説明会において、事業区域周辺で猛禽類がつかいで飛んでいるのを頻繁に見かけるとの情報が寄せられたため、現地調査を行ったところ、事業区域周辺で営巣木を確認したことから、繁殖期を避けて施工する計画とする。</p>
	(8) 事業区域内の次のいずれかの区域において、切土・盛土や樹木の伐採を行うか ・国有林、地域森林計画対象民有林 ・郷土環境保全地域 ・鳥獣保護区	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(例2)希少種等の生息・生育が確認されない場合</div> <p>・△△町環境課、△△町教育委員会へ聞き取りを行ったが、事業区域内及びその周辺における希少な動植物の生息・生育情報は得られなかったため、環境保全措置は行わない。</p>
触れ合い活動の場	(9) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・国立公園、国定公園、県立自然公園 ・郷土環境保全地域	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>【(9)、(10)がどちらも「はい」の場合に記載】</p> <p>・工事用車両の走行に当たっては、事業区域に隣接する〇〇キャンプ場への主要なアクセス道路を避け、迂回路を利用する計画とする。</p>
	(10) 次のいずれかに該当するか ・事業区域に触れ合い活動の場が含まれる ・事業区域や工事用車両の走行ルートが触れ合い活動の場に隣接する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※③列のチェックの結果、環境保全措置の検討は必須ではないが、事業者が必要と判断して検討した内容を記載</div>

※1 ③列にチェックした結果、環境保全措置の検討が必須である場合において、環境保全措置を検討した結果、環境保全措置を不要と判断したときは、その旨及び理由を④列に記載すること。

※2 環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象事業については、環境保全措置の具体的な内容の記載に代わり、環境影響評価図書（事業基本計画書においては計画段階環境配慮書や環境影響評価方法書、許可申請書又は設置届出書においては環境影響評価書）の写しを添付することも可能。

※3 許可申請書又は設置届出書の作成にあたり、事業基本計画書から④列の内容を変更した場合は、変更後の内容及びその理由を④列に記載すること。（④列のうち、変更していない箇所には、従前のおり記載すること。）

※4 ③列にチェックした結果、環境保全措置の検討は必須ではないが、事業者が必要と判断して検討した環境保全措置の内容を④列に記載することは可能。

## 9 第9条 事業基本計画書の提出等

第9条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業基本計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 太陽光発電施設の設置の場所
  - (3) 事業区域の位置及び面積
  - (4) 太陽光発電施設の合計出力
  - (5) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
  - (6) 太陽光発電施設の設置計画に関する事項
  - (7) 太陽光発電施設の構造に関する事項
  - (8) 景観の保全のための措置の検討に関する事項
  - (9) 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）
  - (10) 第19条第1項に規定する維持管理計画に関する事項
  - (11) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠
  - (12) 第6条の許可の申請に係る太陽光発電事業の計画に関する説明会（以下「事業基本計画説明会」という。）の開催の日時及び場所
  - (13) その他太陽光発電事業の実施に関し必要な事項
- 2 申請者は、事業基本計画書を知事に提出したときは、直ちにその写しを関係市町村長に送付しなければならない。
- 3 知事は、事業基本計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

### （事業基本計画書の公表）

第4条 条例第9条第3項（条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### (1) 事業基本計画書の作成等の目的

本条は、これまで地域住民等が事業計画を把握しないまま事業が進められてきたことによりトラブルが生じる案件が散見されたことを受け、あらかじめ事業基本計画の策定、公表及び説明を行うことにより、トラブルを防止しようとするものです。トラブルの中には景観、自然環境、防災上の懸念があるほか、地域住民が事業計画について意見を申し出ようとした段階においては、既に事業内容が固まり、変更ができない場合が多く、地域住民からの意見を事業計画に反映できないといったものも散見されるところです。

これらの課題に対応するため、事業計画が確定する前の段階において、事業が行われる場所、事業規模等などの内容を周知し、地域住民の意見の反映の機会を設けることが事業基本計画書の作成の目的となります。

このため、(3)の記載すべき事項や書類により説明する場合については、事業計画が確定する前の事業構想を前提としています。

(2) 事業基本計画書を作成すべき時期

(1)の事業基本計画書の作成目的に照らし、事業基本計画説明会での意見や説明会後の意見を事業計画に反映できる段階、つまり、事業用地の権原の取得前などできる限り早期において行うことが望ましいところです。

一方、早期の段階では事業基本計画書に記入すべき事項が詳細にわたり固まっていない場合も想定されるのですが、全てについて詳細にわたって決定させる必要はなく、事業構想として計画を示し、地域住民等からの意見を踏まえながら決定していくこととなります。

(3) 事業基本計画書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 太陽光発電施設の設置の場所

太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載してください。

ウ 事業区域の位置及び面積

事業区域の位置が分かるように、下表の位置図及び事業区域図を添付することにより説明してください。また、太陽光発電施設の設置の場所欄に記載した土地の地番ごとの事業区域面積を合計した値を記載してください（小数点以下第1位まで記載してください）。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1 / 10, 000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等 <b>【特記事項】</b> ・事業区域を赤色等で囲んでください。 ・位置図内に特定区域及び環境配慮区域がある場合はそれぞれの区域を明示してください。
2 事業区域図	1 / 2, 500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 ※斜度30度以上の急傾斜地がある場合は明示する。 (4) 県及び市町村界 (5) 市町村の区域内の町、宇等の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番 <b>【特記事項】</b> ・位置図と同様



3 配置図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 太陽光発電施設及び工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状
-------	-----------	---

エ 太陽光発電施設の合計出力

太陽光発電施設の合計出力については、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。

太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの発電出力の合計を記載してください（それぞれ、小数点以下第1位まで記載してください）。

オ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間

(ア) 発電電力の用途

売電 … 発電した電力を全て売電するもの

自家消費 … 発電した電力の一部又は全部を自らで使用するもの

※いわゆる余剰売電は自家消費に分類します。

・FIT・FIP制度を利用するもので、既に設備IDを取得している場合には、その設備IDを記載してください。今後、FIT・FIP認定取得を予定している場合には、「取得予定」と記入してください。FIT・FIP制度を利用しない場合には、設備IDに「なし」と記載し、具体的な電力供給方法をご記入ください。

<参考>電力供給方法の例

・新電力等と契約を結んで売電する場合 … 相対契約

・消費地と離れた設備に託送制度等を利用し、供給する場合 … オフサイトPPA等

(イ) 設置工事着手予定年月日

太陽光発電施設の設置工事着手予定年月日を記入してください。

(ウ) 設置工事完了予定年月日

太陽光発電施設の設置工事完了予定年月日を記入してください。

(エ) 運転開始予定年月日

太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始する予定年月日を記入してください。

(オ) 事業廃止予定年月日

太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。

カ 太陽光発電施設の設置に関する計画

参考様式「太陽光発電施設設置計画書」により、以下の項目について記載し提出してください。

- ・防災対策等設置施設
- ・特定区域及び環境配慮区域の該当の有無

- ・ 工程表
  - ・ 工事車両の運行計画（想定される台数、運行時間、経路）
  - ・ 造成工事（盛土・切土）の有無（有の場合は想定される盛土量、切土量、事業区域外からの搬入量、事業区域からの搬出量）
  - ・ 排水処理設備の有無（有の場合は処理水の排出経路）
  - ・ 送電設備（鉄塔、電柱、地下埋設等）の有無
- キ 太陽光発電施設の構造に関する事項
- 設置する太陽光発電施設が風雪等に耐えられる構造とするための具体的な方法を記入してください。

<参考> 太陽光発電の設計・施工等において参考となる民間団体作成のガイドライン及び解説書は以下のとおりです。

ガイドライン名	発行元	発行年
太陽光発電事業の評価ガイド（2019年改定）	太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会	2019年
太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（設計施工・システム編）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2010年
10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点（第10版）	一般社団法人太陽光発電協会	2015年
地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（本文、技術資料、付録A、付録B）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人太陽光発電協会 奥地建産株式会社	2019年
傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2021年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人太陽光発電協会	2021年
営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2021年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人太陽光発電協会	2021年
水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2021年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人太陽光発電協会	2021年
太陽光発電システムの不具合事例とその対処例	一般社団法人太陽光発電協会	2020年
太陽光発電設備が水害によって被害を受	一般社団法人太陽光発電協会	2015年

ガイドライン名	発行元	発行年
けた場合の対処について		
震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点	一般社団法人太陽光発電協会	2016年
太陽光発電システム保守点検ガイドライン（2019年改訂版）	一般社団法人日本電機工業会 一般社団法人太陽光発電協会	2019年

※ガイドライン等については、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新版を参照すること。

#### ク 景観の保全のための措置に関する事項

事業構想の段階における景観の保全のための措置の方法等を参考様式「景観の保全のための措置の検討状況書」に記載して事業基本計画書に添付してください。検討して配慮する内容については、できる限り具体的に記入してください。

また、県又は事業実施予定地の市町村が景観行政団体として、独自の景観育成基準を定めています。景観の保全のための措置に関する事項の項目その他に「事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。」ことが必要となりますので、各市町村等に確認し、独自基準を定めている場合にはその基準を確認し、その基準に適合するための検討状況を記載してください。

詳細は、「7 第7条 景観保全措置の検討」を参照してください。

#### ケ 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）

環境配慮区域に50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、参考様式「環境の保全のための措置の検討状況書」に記載して事業基本計画書に添付してください。

詳細は、「8 第8条 環境保全措置の検討」を参照してください。

#### コ 第19条第1項に規定する維持管理計画に関する事項

事業構想の段階における維持管理の方法等を記載してください。

詳細は、「19 第19条 維持管理」を参照してください。

#### サ 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠

関係市町村、関係住民の範囲については、あらかじめ長野県環境部ゼロカーボン推進室及び市町村への相談をお願いします。

説明会の参加対象者の範囲及び事業基本計画について意見を述べることができる者の制限はしていませんのでご注意ください。

#### <他法令との関係について>

##### <FIT制度>

同制度においては、以下の区分に従い、周知範囲を定めていますので遵守する必要があります。

- ・ 低圧電源：事業区域の土地の敷地境界から100m以内

・ 高圧電源：事業区域の土地の敷地境界から300m以内

< 市町村条例等 >

市町村条例等において定められている周知範囲等を必ず遵守してください。

#### シ 事業基本計画説明会の開催の日時及び場所

事業基本計画説明会は、「事業基本計画書を提出した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に開催しなければならない。」(条例第10条第1項)としています。事業基本計画書の記載について補正をする場合も想定されるため、開催の日時については余裕を持った日になるよう調整してください。

開催方法についての考えは、「10 第10条 事業基本計画説明会の開催」を参照してください。

#### ス その他太陽光発電事業の実施に関し必要な事項

##### ・ 意見の提出先

条例第12条において、事業基本計画書に意見がある者は、最後の説明会から30日を経過する日まで、意見書を申請者に送付することができるとされています。

意見書を確実に受け付けることが出来る提出先を記入してください。

なお、意見書の受付は郵送及び電子方式(電子メール、WEBフォーム等)とし、確実に受け取り可能な提出先を記入してください。

意見の募集及び回答方法等に関する詳細は、「12 第12条 事業基本計画書に対する関係市町村長等の意見」及び「13 第13条 意見に対する回答」を参照してください。

##### ・ 土地の権原取得状況

土地の権原の取得予定を記入してください。

構想段階である事業基本計画書提出の段階では、土地に係る登記簿等を示す必要はありません。

##### ・ 地域社会に資する事項

従来、経済成長の制約やコストと捉えられていた地球温暖化対策は、現在、成長の機会と捉える時代に突入しており、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策(グリーン成長戦略)としての成長が期待される分野になります。

一方、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーについては、遠くの需要地に使われ、地域で活用がされていない、地域の雇用を創出しないなど、地域経済の活性化に寄与しないとの課題も指摘され、地域への受容が難しくなり、再生可能エネルギーの普及につながらない事例もあるところです。このため、地域への受容性を高める取組みが必要と考えられ、以下の参考例を示しますので太陽光発電事業の実施予定地である地域の実情に応じた取組みを検討し、記載してください。

(参考例)

- ・ 地元の雇用機会の確保
- ・ 保守点検等の地域の人材育成や技術の共有
- ・ 非常電源設備の提供、地域へ安価な再エネの提供

- ・ 売電収入の一部を地域振興への充当
- ・ 自治会費、地域行事への協賛金の納付

#### (4) 事業基本計画書の写しの送付

事業基本計画書を知事に提出したときは、直ちに関係市町長にその写しを送付する必要があります。これは、地域住民に近い市町村にも事業構想段階でどのような事業が計画されているかを把握してもらうために行うものです。事業基本計画書に記入漏れ、誤記等がないかを確認してください。

関係市町村については事前に県にも相談をお願いします。

#### (5) 事業基本計画書の公表

##### 公表方法等

「10 第10条 事業基本計画説明会の開催」に定めるとおり、事業基本計画説明会の開催に当たり、事前に開催日時及び場所を周知する必要がありますが、全ての関係者に周知をすることは困難なため、事業基本計画書の内容を知事が公表することにより、広く周知し、事業の透明性を確保するとしています。

また、事業基本計画書の公表は規則第4条に定めるとおり、インターネットの利用その他の適切な方法により行うとしていることから、事務を所管する県のホームページにおいて関係書類の受理後に、速やかに掲載します。

なお、県では以下のホームページに事業基本計画書を掲載しています。

##### 【長野県HP】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>

(参考様式)

景観の保全のための措置の検討状況書

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。 (2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	
附属施設・附帯施設		(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	
		(2) 電柱電線類については、極端に増加させないように、低減に努める。	
		(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の附属設備については、色彩等に配慮する。	
敷地の緑化		(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	
		(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	
その他		(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	
		(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	
		(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。	

なお、上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

## 10 第10条 事業基本計画説明会の開催

第10条 申請者は、事業基本計画書を提出した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、事業基本計画説明会を開催しなければならない。

2 申請者は、事業基本計画説明会を開催するときは、その日時及び場所を、知事及び関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

### (1) 説明会の目的

地域住民等に対して事業構想の段階で説明会を開催し、地域住民等の理解を得られるようにするだけでなく意見を反映する機会を確保し、地域に調和した事業を当事者間で作り出すことを目的としています。

### (2) 説明会の基本的な在り方

- ・客観的な事実と推論を明確に分けて説明する。
- ・説明会の資料については、図表、イラスト、写真等を用いたり、専門用語に解説を付けるなど分かり易い配慮を行う。また、引用部分には出典を明記する。

#### 〈留意点〉

脱炭素化社会の実現に向けた世界的な潮流の中、太陽光発電事業の実施は、持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であるため、「そもそも再生可能エネルギーを作る必要はない」など根本的に考えを否定しては、建設的な話し合いができず地域と調和した事業を当事者間で作り出すことができません。

そこで、以下の点に留意しながら話し合いをすることが必要です。

#### ・関係者間の信頼関係のもとに話し合いをすること

太陽光発電施設の計画は、景観、自然環境その他の地域環境に与える影響、災害発生リスクへの懸念から、時には反対運動に発展することもあります。

一方、太陽光発電施設に限らず、施設の建設計画などについては、賛否両論の意見があることは自然なことであり、意見の一致に至らなかったとしても、それをもって、意見の異なる相手方を「信頼できない」と考えることは避ける必要があります。

意見の一致が得られるか否かにかかわらず、事業者、地域住民、関係者も含めて、相手方の立場を尊重し、相互に信頼を得られるよう最大限配慮しながら、説明や話し合い等を進める必要があります。

#### ・感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて話し合いをすること

個人の「好み」や「主張・主義」、「思い込み」、「先入観」、「偏見」など、主観的な考え方は、感情的な対立を生む原因となり得ることから、話し合いを進める上で極力避ける必要があります。

話し合いを進めていく上で論点となり得るのは、騒音、反射光、防災などが考えられますが、これらは相当程度客観的なデータ等で示すことが可能です。一方、景観については、人それぞれによる感じ方が異なるため客観的なデータで示すことが困難なものもありますが、知見を有する有識者の意見等を参考にすることは可能です。

また、示すデータによっては専門性が高く、相手方にとっては理解しがたい場合もあり得る



ことから、専門家を説明会に招くなどにより、第三者の助言等を得ながら行うことが適切なこともあります。

・それぞれの考え方を尊重すること

太陽光発電施設を設置する場所によっては、地域が昔から大切にしてきた場所、地域の文化やコミュニティが形成されている場所など、その地域固有の価値を有している場合もあります。一方、そのような場所であっても、太陽光発電施設を設置することにより、地域の活性化を図るためには有益と考える地域住民等がいることも想定されます。

このように太陽光発電施設を設置すること1つをとっても、多様な意見があることは想定されますので、それぞれの立場による考え方を尊重してください。

(3) 説明内容

事業基本計画書の内容を説明していただくとともに、事業区域周辺の環境への配慮や地域に貢献できる事項等があれば説明してください。

これらは基本的な説明内容になりますが、地域の理解・信頼を高めるためには、地域の実情等を踏まえた追加的な説明をしてください。

なお、土地の権原取得状況については、プライバシーへの配慮の観点から土地の登記簿等を示すことは要しません。

(4) 説明の対象となる住民等

条例では説明の対象となる住民等の範囲を限定していませんので、説明会には誰でも参加することができます。

事業基本計画書では説明会開催の周知先を定めますが、周知先以外においても、事業によって影響を受ける関係者（ステークホルダー）が存在する場合があります。事業が進み、実施段階において、改めてステークホルダーの存在が明らかになると、事業が後戻りになることも考えられます。事業をスムーズに進めるためにも、この段階においては、広く事業を周知し、説明会へ参加希望するものについては、その参加を拒まないようにしてください。

(5) 説明会の開催

ア 周知方法

説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を関係住民の見やすい場所において、掲示その他の適切な方法（説明会の開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧板、新聞広告への掲載など、地域の実情に応じて適切な方法）により周知してください。

なお、事業者のホームページに掲載する方法については、住民がホームページへの掲載を認知る契機がないことから、他の周知方法と組み合わせ、適切に周知する必要があります。

周知については、説明会の開催日の2週間前までに完了するよう行ってください。

<各周知方法の特色>

周知方法	メリット	デメリット
回覧板・自治体広報誌	地域に密着した情報提供可能	掲載時期が柔軟でない 情報量に限りがある
ポスティング、戸別訪問、事業者ホームページへの掲載	回覧板、自治体広報誌の活用よりも多くの情報を提供可能	ホームページの掲載は住民が認知する機会がない ポスティング、戸別訪問についてはコストがかかる

イ 開催方法

説明会の開催方法については、条例上特に定めていないため実地開催のほかオンラインによることも可能ですが、実地開催を基本に地域住民の実情に応じて適切な方法の選択をお願いします。実地開催に加えオンラインとの併用も利便性の向上につながります。なお、オンラインのみでの開催は真にやむを得ない場合に限りです。

また、交通の便に配慮し、人が集まりやすい会場で行うといった点にも配慮してください。

説明会の主催者は申請者であり、太陽光発電施設の設置に係る業務を工事事業者やコンサルタント等へ委託している場合であっても、地域住民等からの意見に誠実に回答しなければならないことや、事業着手後や運転開始後の地域との信頼関係を構築するため、申請者は必ず説明会へ出席するようにしてください（法人の場合は、必ずしも代表者である必要はありませんが、事業について十分に説明ができる方が出席してください）。

また、説明会の内容については、「11 第11条事業基本計画説明会に係る書面の作成」に示すとおり、書面を作成し、県への提出が必要です。また、説明会での発言や回答内容については、後に齟齬が生じ、地域住民とトラブルとならぬよう、原則として録音など客観的に説明会の内容が確認できる記録を行い保管してください。

ウ 説明会の開催回数

1回の説明会に多くの方が参加すると円滑な説明会の進行が困難となる場合が想定されることから、適切な規模で説明会を開催する必要があります。このため、同じ内容の説明会を複数回開催することが必要となる場合があります。

また、事業基本計画説明会を受けて事業の内容を変更し、当初予定していなかった説明会を開催する場合にも、説明会の開催の日時及び場所を知事及び関係市町村長に通知をするとともに、別途説明会の資料を知事に送付をお願いします。

エ 説明会の時間

説明会の時間について一定の基準を設けると説明会がかえって形骸化するおそれがあるため、質疑時間として確保すべき時間を具体的に示していませんが、出された意見に十分対応できる時間を確保してください。また、やむを得ず時間内で対応できなかった場合には、個別に対応することや事業基本計画書に対する意見書（第12条）で対応する旨を説明してください。

(6) 他法令との関係

FIT法や市町村条例等により説明会の開催が義務付けられている場合があります。説明会の開催時期及び説明事項、参加範囲について条例に基づく説明事項を包含するものであれば、条例に基づく説明会の開催をしたものと扱います。

例えば、環境影響評価法（平成9年法律第9号）及び長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）の対象事業は、同法及び同条例に基づき説明会を実施しますが、説明内容が同じである場合には、改めて本条に基づく説明会を実施する必要はありません（開催時期も同じであれば兼ねることも可能だと考えられます。）。

(7) その他

説明会の開催方法については、実地開催のほか、やむを得ない場合のオンラインでの開催も可能としているため事業基本計画説明会の開催を省略することはできません。

事業者自ら説明会の様子を録音及び録画したものを広く対外公表することはプライバシー保護の観点から許容されず想定していません。

説明会においては、事業者が一方的に説明を打ち切るものや、説明の論拠が不十分であるもの、形骸化しているもの、参加者が粗暴な態度を取るものなど、不適切な事例も存在します。双方が誠意をもって説明会に臨むようにしてください。

## 11 第11条 事業基本計画説明会に係る書面の作成

第11条 申請者は、事業基本計画説明会を終了したときは、規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

(事業基本計画説明会に係る書面の作成)

第5条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 説明会の周知に関する次に掲げる事項

ア 周知の方法

イ 周知をした区域

(2) 説明会の開催に関する次に掲げる事項

ア 日時及び場所

イ 参加者数

ウ 説明内容及び説明を行った者の氏名（法人にあつては、氏名及び役職名）

2 条例第11条の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 説明のために使用した資料

(2) 説明内容、参加者の要望及び意見並びにこれらに対する回答について具体的に記載した議事録

3 条例第11条の書面は、説明会ごとに作成するものとする。

(1) 事業基本計画説明会に係る書面の基本的事項

- ・事業基本計画説明会に係る書面の作成については、参考様式「事業基本計画説明状況書」を使用してください。なお、(2)で定める記載事項が全て含まれる場合には、任意様式やその他関係法令で定められている様式による提出でも構いません。
- ・説明会を複数回実施した場合には、説明会ごとに作成をしてください。

(2) 記載事項及び添付書類

ア 記載事項

規則第5条のとおり、事業基本計画説明状況報告書に記載する事項は以下のとおりです。

説明会の周知に関する次に掲げる事項

・周知の方法

・周知をした区域

説明会の開催に関する次に掲げる事項

・日時及び場所

・参加者数

・説明内容及び説明を行った者の氏名（法人にあつては、氏名及び役職名）

イ 添付書類

・説明のために使用した資料

・説明内容、参加者の要望及び意見並びにこれらに対する回答について具体的に記載した議事録

(3) その他

- ・説明会が複数開催された場合は、説明会ごとに作成する必要があります。
- ・作成した書面は、太陽光発電施設設置許可申請書（様式第2号）や太陽光発電施設設置届出書（様式第11号）等に添付することが必要となります。

## 12 第12条 事業基本計画書に対する関係市町村長等の意見

第12条 関係市町村長、関係住民又は事業基本計画書について意見を有する者は、事業基本計画説明会（これが複数あるときは、その最後のもの）の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業基本計画書についての意見書を申請者に送付することができる。

### (1) 意見書の送付の目的

関係市町村長、関係住民又は事業基本計画書について意見を有する者は、事業基本計画説明会に参加していない場合でも最後の説明会を終了した日の翌日から30日を経過する日までは、申請者に意見書を送付することができます。

これは、説明会に何らかの事情によって参加できない方や、周知した関係住民以外の方など、できる限り多くの方々からの意見を事業構想段階の計画に反映させ、地域と調和した事業の立案に当たり参考としていただくためです。

また、周知先以外にも思いがけないところで事業が地域環境等へ影響を及ぼす場合もあることから、この手続は地域住民及び事業者にとっても必要かつ本条例上の手続の中でも重要なものですので、細心の注意を払う必要があります。

### (2) 意見書受付の方法

#### ・意見の提出先

条例第9条に定める事業基本計画書に意見書の提出先を記入してください。（記入の方法は「9 第9条 事業基本計画書」の提出等を参照してください。）

意見書の受付は確実に受け取り可能なものとし、原則として受付は郵送及び電子方式（電子メール、WEBフォーム等）としてください。また、意見の受付に当たっては以下の点に留意してください。

#### ・意見に対する回答方法の提示

あらかじめ意見書受付時にその電子受付窓口やホームページ等に、今回の意見の回答方法について記載し、周知するようにしてください。

#### <受付に関する注意事項>

##### ○郵送受付について

- ・郵送での受付は確実に届く受付先とし、公表することに問題ないものとしてください。
- ・「事業基本計画説明会（これが複数あるときは、その最後のもの）の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日」とは、意見の募集期間を規定したものであることから、当該募集期間内に申請者に到達している必要があります。そのため、郵送を利用してもしも消印の日に到達したことにはなりませんので留意する必要があります。なお、募集期間経過後に到着した意見について回答することを妨げるものではありません。
- ・トラブル防止のため郵送料については、意見送付者が負担することとし、着払い等による意見書の送付は受け取らないこととしてください。

### (3) 意見受付の期間について

意見の受付については、「事業基本計画説明会（これが複数あるときは、その最後のもの）の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日まで」としています。なお、意見受付をこれ以上の

期間設定とすることを妨げるものではなく、地域の状況に応じ、柔軟に対応することが可能です。

(4) 送付できる意見の内容について

送付できる意見の内容は、事業基本計画に関するものです。また、本意見の送付は事業者が適切に地域住民の意見を反映できるよう行うものであり、合理性を欠いた過度な要求までを対象とするものではありません。

地域と事業者との信頼関係の構築の助けとなるよう、また公表を行うことにも留意し送付する意見については以下のことに注意してください。

<意見送付上の注意>

- ・事業基本計画に関係のある意見としてください。事業に直接関係しない個人的な感情による主義・主張は適当ではありません。
- ・意見送付による特定個人や企業への誹謗・中傷は絶対に行わないでください。
- ・事業者が意見を適切に反映できるよう、合理的な理由を添えて出来る限り具体的な意見としてください。

(悪い例)

- ・景観に悪いので、植栽を実施して欲しい。

(良い例)

- ・事業区域の西側道路は生活に使用する主要道路であり、太陽光パネルがよく目立ち、景観の悪化が懸念されるため、道路との間に植栽を実施して欲しい。

### 13 第13条 意見に対する回答

第13条 申請者は、事業基本計画説明会において述べられた意見及び前条の規定により送付された意見書に係る意見（次項において「意見」という。）に対し、誠実に回答しなければならない。

2 申請者は、前項の回答の内容（意見がなかったときは、その旨）を記載した書面を知事及び関係市町村長に送付するとともに、当該回答の内容を、関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

3 知事は、前項の書面の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

（意見に対する回答の公表）

第6条 条例第13条第3項（条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### (1) 誠実に回答

意見と質問については峻別できないことから「意見」には「質問」が含まれます。

事業基本計画説明会において述べられた意見及び送付された意見については、誠実に回答しなければなりません。これまでの事例では、説明会が開催されても地域住民等から述べられた意見について理由もなく「できない」といった回答に終始するような事例も散見されたところです。

地域住民等から述べられた意見について誠実に回答することは、条例の目的である地域と調和した太陽光発電事業を推進していく上で不可欠です。また、事業者の責務（条例第3条）として、地域住民との良好な関係を構築するよう努めなければならないと定めています。そのため、述べられた意見について無回答や合理的な理由もなく「できない」などといった回答にあっては、誠実に回答していないこととなります。

一方で、誠実に回答することは、必ずしも地域住民の意見を事業に反映させることではありませんが、意見を反映できない場合は、その理由を明らかにする必要があります。

なお、誠実に同じ回答をしているにもかかわらず説明会の開催を繰り返し求める場合には、必ずしも応じることまでは求めませんが説明会の開催が意見の反映の機会の確保を目的としていますので、可能な限り理解が得られるような対応をしてください。

以下の意見については、第12条の事業基本計画に関する意見とは言えないため回答する必要はありませんが、後にその判断がトラブルの原因とならぬよう、参考様式「意見回答書」へ記載してください。

<回答する必要のない意見>

- ・事業基本計画及び事業に関係のない事項に関するもの
- ・個人、法人に関する誹謗・中傷を含むもの

#### (2) 意見に対する回答の周知・公表

事業に対してどういった意見が出され、そしてそれに対する回答を示すことで誠実な回答がなされているのか、またどのような対応が行われるのか、事業の透明性の向上を図ることを目的と



しています。そのため、申請者は、説明会終了後、速やかに回答書を作成し、知事及び関係市町村長に送付するとともに、回答について関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、関係住民に周知しなければなりません。

※複数回説明会を実施する場合には、説明会ごとに回答書の作成、送付及び周知をする必要があります。

周知の方法については、「10 第10条 事業基本計画説明会の開催 (4)の ア 周知方法」を参考にしてください。

また、知事は、関係住民ではない者に対して意見及びそれに対する回答が周知されるよう公表することとします。

意見回答書の公表は、規則第6条に定めるとおり、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとしていることから、次のホームページに掲載しています。

【長野県HP】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>

## 14 第14条 許可の申請

第14条 申請者は、前条第2項の書面を知事に送付した後に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 太陽光発電施設の合計出力
- (5) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- (6) 太陽光発電施設の設置計画に関する事項
- (7) 太陽光発電施設の構造に関する事項
- (8) 景観の保全のための措置の検討に関する事項
- (9) 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）

2 前項の申請書には、事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（許可の申請に係る添付書類）

第7条 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 申請者が条例第16条第1項第4号のアからカまでに該当しないことを誓約する書類
- (3) 太陽光発電施設の配置図
- (4) 土地の形質変更を行う場合にあつては、当該土地の造成計画の平面図、縦断図及び横断図
- (5) 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造図
- (6) 排水計画に係る平面図及び断面図
- (7) 太陽光発電施設の構造に関する図面
- (8) 現況写真
- (9) 条例第11条の書面
- (10) その他知事が必要と認める書類

### (1) 許可申請手続

特定区域内において太陽光発電施設を設置する場合に必要な手続です。太陽光発電施設の設置における許可申請の要否や、許可の申請手続の方法等についての相談は、各地域を所管する地域振興局環境担当課で対応しています。

許可申請を要する事業については、事業基本計画書の作成前に、計画の概要を示した図面等、必要な書類を持参の上、事前に相談いただくことが望ましいところです。具体的な申請に当たっては、様式第2号「太陽光発電施設設置許可申請書に必要事項を記載した上で、必要な書類を添付して提出していただくことになります。

### (2) 申請書を提出できる時期

条例の目的に照らし、全ての意見等に誠実に回答していることが必要になります。したがって、

意見への回答が適当でないと判断される場合には、県から回答書の修正を求めることがあります。

項目	説明
無回答 (記入不備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての意見に対して回答する必要があるため、無回答の場合は修正する必要があります。</li> <li>※なお、事業基本計画に関係のない意見については回答する必要はありません。</li> </ul>
関係のない回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・述べられた意見とは関係のない事項で回答されている場合には、応答されているとは言えないため修正する必要があります。</li> </ul>
理由等の欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に意見に対してただ単に「できない」などと回答するのは、誠実に回答してるとは言えないため、その意見に応えられない理由等の付記の記載が必要です。</li> </ul>
虚偽の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答内容に明らかな虚偽の内容が含まれる場合には修正する必要があります。</li> </ul>

### (3) 許可申請書記載事項

申請書の記載事項は次のとおりです。

なお、事業基本計画と同様の記載事項もありますが、説明会等で出された意見や、関係市町村等から送付された意見などによって変更した点を反映し、記入してください。

ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 太陽光発電施設の設置の場所

許可申請に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載してください。

ウ 事業区域の位置及び面積

事業区域の位置が分かるように、以下の位置図及び事業区域図を添付してください。また、太陽光発電施設の設置場所に記載した土地の地番における事業区域面積を合計した値を記載してください（小数点以下第1位まで記載してください）。太陽光発電施設の設置場所に記載した土地の地番における事業区域面積を合計した値を記載してください（小数点以下第1位まで記載してください）。

エ 太陽光発電施設の合計出力

太陽光発電施設の合計出力については、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。

太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの発電出力の合計を記載してください（それぞれ、小数点第1位まで記載してください）。

オ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間

(ア) 発電電力の用途

売電 … 発電した電力を全て売電するもの

自家消費 … 発電した電力の一部又は全部を自らで使用するもの

※いわゆる余剰売電は自家消費に分類します。

・FIT・FIP制度を利用するもので、既に設備IDを取得している場合には、その設備IDを記載してください。今後、FIT・FIP認定取得を予定している場合には、「取得予定」と記入してください。

・FIT・FIP制度を利用しない場合には、設備IDに「なし」と記載し、具体的な電力供給方法をご記入ください。

(参考) 電力供給方法の例

○新電力等と契約を結んで売電する場合 … 相対契約

○消費地と離れた設備に託送制度等を利用し、供給する場合 … オフサイトPPA等

(イ) 設置工事着手予定年月日

太陽光発電施設の設置工事着手予定年月日を記入してください。

(ロ) 設置工事完了予定年月日

太陽光発電施設の設置工事完了予定年月日を記入してください。

(ハ) 運転開始予定年月日

太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始する予定年月日を記入してください。

(ニ) 太陽光発電施設撤去予定年月日

太陽光発電施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。

カ 太陽光発電施設の設置に関する計画

参考様式「太陽光発電施設設置計画書」により、以下の項目について記載し提出してください。

- ・防災対策等設置施設
- ・特定区域及び環境配慮区域の該当の有無
- ・工程表
- ・工事車両の運行計画（想定される台数、運行時間、経路）
- ・造成工事（盛土・切土）の有無（有の場合は想定される盛土量、切土量、事業区域外からの搬入量、事業区域からの搬出量）
- ・排水処理設備の有無（有の場合は処理水の排出経路）
- ・送電設備（鉄塔、電柱、地下埋設等）の有無

キ 太陽光発電施設の構造に関する事項

設置する太陽光発電施設が風雪等に耐えられる構造とするための具体的な確認方法を記入してください。なお、許可申請書の添付書類として太陽光発電施設の構造に関する図面が必要となります。

ク 景観の保全のための措置の検討に関する事項

説明会及び意見受付等を受けての実際に実施する景観の保全のための措置の方法等を参考様式「景観の保全のための措置の検討状況書」に記載してください。

なお、長野県景観条例に係る届出対象事業においては、長野県景観条例で定める参考様式3「太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項」の写しの提出を以ってこれに代えることもできます。

詳細は、「7 第7条 景観保全措置の検討」を参照してください。

ケ 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境保全区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）

環境配慮区域に50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、参考様式「環境の保全のための措置の検討状況書」に記載して許可申請書に添付してください。

環境の保全のための措置を事業基本計画書に記載の内容から変更した場合は、変更後の内容と変更の理由を記載してください。

詳細は、「8 第8条 環境保全措置の検討」を参照してください。

#### (4) 維持管理計画の提出

維持管理計画については、申請書と併せて提出する必要があります。

維持管理計画の作成にあたっては、「19 第19条 維持管理」を参照してください。

<添付書類>

名称	縮尺	記載事項	備考
位置図	1/10,000以上	1 方位 2 事業区域の位置 3 周辺の土地利用及び地形の状況 4 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 5 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路 6 関係法令に基づく規制区域等	事業区域と特定区域の位置関係を明示する。
事業区域図	1/2,500以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 土地の形状 ※斜度30度以上の急傾斜地がある場合は明示する。 4 県界及び市町村界 5 市町村の区域内の町、字の境界 6 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに該当土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称	同上
配置図	1/1,000以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 道路及び目標となる地物 4 太陽光発電施設及び工作物の位置、形状及び寸法 5 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 6 事業区域内の植栽計画 7 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状	同上
造成計画平面図及び縦横断図	1/1,000以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及	・土地の形質の変更を行う場合に限り提出する。 ・土地の形質を変更

名称	縮尺	記載事項	備考
		び形状 4 切土等を行った後の地盤面の計画高 5 崖又は擁壁の位置 6 法面の保護の方法 7 縦横断線の位置	しようとする場所を明示する。 ・平面図には、切土、盛土、捨土等行為の形態別施工区域の位置を明示する。なお、側線を明示する。 ・平面図で図示した側線に基づき測点ごとの断面図を図示する。なお、断面図には事業区域と残置森林の境界を図示する。
擁壁構造図 ※擁壁を設置する場合に限る。	1/50以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種別及び寸法 3 裏込めコンクリートの寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 6 擁壁を設置する前後の地盤面 7 基礎地盤の地質 8 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 9 安定計算書	
排水計画に係る平面図及び断面図	1/500以上	1 排水区域の区域界 2 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口位置及び放流先の名称	・設計根拠資料及び設計図として、必要となる、えん堤、排水路、導水路、洪水調整池、沈砂池等の構造、規模を示す図面を作成する。 ・集水区域及び事業区域内の雨水等の流れ方向、勾配が判明する図面を作成する。

名称	縮尺	記載事項	備考
太陽光発電施設の構造図	1/50以上	1 太陽電池モジュールの仕様及びパワーコンディショナー仕様を記載する。(メーカー仕様書等でも可) 2 架台(太陽光モジュールを支持する工作物)の設計根拠及び設計図 3 太陽光発電施設の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	
条例第6条各号に掲げる特定区域の種類に応じて知事が必要と認める資料		「許可の手引き」による	
現況写真		1 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 2 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真	写真の撮影位置、撮影方向を明示した図面を添付すること。 (事業区域図等への記載でも可)
事業基本計画説明会に係る書面		第11条参照	参考様式「事業基本計画説明状況書」
登記事項証明書			申請者が法人である場合に限る。
誓約書		申請者・役員・使用人が条例第16条第1項第4号のアからカまでに掲げるものに該当しない者であることを誓約する書面	参考様式「誓約書」

※その他、事業、施設の確認に必要となる書類を求める場合があります。

※許可申請については、許可の手引きを必ず参照してください。



## 15 第 15 条 関係市町村長への通知等

第15条 知事は、第6条の許可の申請があったときは、速やかに、その旨を当該申請に係る太陽光発電施設の設置に関する関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、当該申請の内容を公表しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた関係市町村長は、当該通知に係る太陽光発電施設の設置に関し意見があるときは、知事に当該意見を述べることができる。

(許可の申請の内容の公表)

第8条 条例第15条第1項(条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

### 関係市町村長への通知等の目的

許可申請があったときは、関係市町村長にその旨を通知するとともに、広くその内容を公表することで事業の透明性を確保することを目的としています。

また、通知を受けた関係市町村長は、当該通知に係る太陽光発電施設の設置に関し、法令や市町村条例、要綱・ガイドラインに定める手続きや基準に照らして意見があるときは、知事に意見を述べることができますが、最後の事業計画説明会終了日の翌日から起算して30日以内に知事に到達することが必要になります。

## 16 第16条 許可の基準等

第16条 知事は、第6条の許可の申請があった場合において、当該申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

(1) 当該申請に係る事業区域に第6条第1号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれにも該当すること。

ア 当該申請に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害（以下「土砂災害等」という。）を発生させるおそれがないこと。

イ 当該申請に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

ウ 当該申請に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

エ 当該申請に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(2) 当該申請に係る事業区域に第6条第2号、第3号及び第5号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、当該申請に係る太陽光発電施設を設置することにより、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないこと。

(3) 当該申請に係る事業区域に第6条第4号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかに該当すること。

ア 土砂災害等により、当該申請に係る太陽光発電施設に損壊が生じるおそれがないこと。

イ 土砂災害等により、当該申請に係る太陽光発電施設に損壊が生じた場合であっても、人の生命、身体、建物若しくは工作物に被害が生じるおそれ又は避難経路を遮断するおそれがないこと。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第23条の規定により許可を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。オにおいて同じ。）であった者で当該取消の日から1年を経過しないものを含む。）

イ 第25条第1項の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

ウ 第32条の規定により第31条の規定による勧告に係る措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

エ 申請者が太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

オ 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアかエまでのいずれかに該当する者のあるもの

カ 個人であって、規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

2 第6条の許可には、土砂災害等の発生の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

3 知事は、第6条の許可（同条第4号に掲げる区域における太陽光発電施設の設置に係るものに限る。）をしようとするときは、長野県太陽光発電事業技術委員会（第34条第1項の長野県太陽光発電事業技術委員会をいう。第25条第4項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第6条の許可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第9条 条例第16条第1項第4号のエの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 森林法、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、長野県砂防指定地管理条例（平成14年長野県条例第57号）、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号）又は市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(2) 県の区域において、条例第6条の許可の申請前1年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア 砂防法（明治30年法律第29号）第29条の規定による処分

イ 森林法第10条の3、第16条又は第38条第2項の規定による処分

ウ 地すべり等防止法第21条第1項の規定による処分

エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定による処分

オ 都市計画法第81条第1項の規定による処分

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項の規定による処分

キ 条例第32条（条例附則第6項において準用する場合を含む。クにおいて同じ。）の規定による処分

ク 市町村が定めた太陽光発電施設の設置等に関する条例の規定に基づく処分（条例第23条（条例附則第6項において準用する場合を含む。）又は条例第32条の規定による処分に相当する処分に限る。）

（使用人）

第10条 条例第16条第1項第4号のオ及びカの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、太陽光発電施設の設置に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの  
（許可の公表）

第11条 条例第16条第4項（条例第21条第3項及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 地域森林計画対象民有林等の区域に係る許可基準

事業区域に条例第6条第1号の区域が含まれる場合において同条の許可を受けるためには、次のいずれにも該当することを示す必要があります。

ア 森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、太陽光発電施設の設置により森林の周辺の地域において、土砂災害等を発生させるおそれがないこと。

イ 森林の現に有する水害の防止の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

ウ 森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

オ 森林の現に有する環境の保全の機能からみて、太陽光発電施設の設置により森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(2) 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地に係る許可基準

事業区域に地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地が含まれる場合において第6条の許可を受けるためには、太陽光発電施設を設置することにより、周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであることを示す必要があります。

(3) 土砂災害特別警戒区域に係る許可基準

ア 太陽光発電施設の構造等から、特定区域において想定される土砂災害等による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。

イ 特定区域において想定される土砂災害等による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、当該太陽光発電施設に係る事業区域が、人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物等被害、避難施設等の遮断のおそれがないことが明らかであること。

アについては、土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、事業区域内の安全性を高める対策工事及び太陽光発電施設の構造等の安全性が確保されているものであることを示す必要があります。

イについては、土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても公衆の安全が確保されているものであることを示す必要があります。

なお、土砂災害特別警戒区域に係る許可をしようとするときは、附属機関である長野県太陽光発電事業技術委員会に諮問します。

許可の基準における解釈及びその解説については、「許可の手引き」において掲載しております。申請に当たっては必ずこちらをご確認ください。

#### (4) 欠格要件

以下に該当する申請者は、特定区域内で事業を行うに当たって、適正な手続等を行うことが一般的に期待できないため、申請があったとしても許可をすることができません。

ア 第23条の規定により許可を取り消され、取り消しの日から1年を経過しない者

イ 土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令（条例第25条第1項）を受け、当該措置を完了していない者

ウ 勧告に係る措置を講ずべき命令（条例第32条）を受け、当該措置を完了していない者

エ 申請者が太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるものに該当しないこと。

オ 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）・・・①

・①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、太陽光発電施設の設置に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

カ 個人であって、規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

・①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、太陽光発電施設の設置に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

#### (5) 許可の条件

知事は、第6条の許可について、土砂災害等発生の防止上必要な限度において条件を設定することができます。

知事は、許可の条件について、違反した事実を認めたときは、第6条の許可を取り消すことがあります（条例第23条）。

#### (6) 許可の公表

事業の透明性を確保するため許可をしたときはその旨を県のホームページで公表します。

## 17 第17条 工事の届出

第17条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、遅滞なく、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

### (工事の届出)

第12条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき 次に掲げる事項

ア 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）

ウ 太陽光発電施設の設置の場所

エ 設置工事の着手年月日

オ 設置工事の完了予定年月日

カ 運転開始の予定年月日

キ 施工業者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先

(2) 太陽光発電施設の設置の工事を完了したとき 次に掲げる事項

ア 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）

ウ 太陽光発電施設の設置の場所

エ 設置工事の完了年月日

オ 運転開始の予定年月日

2 条例第17条第1項（条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による太陽光発電施設の設置の工事を完了したときの届出は、現況写真その他知事が必要と認める書類を添付してしなければならない。

3 条例第17条第2項（条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

### (1) 設置工事着手届出

設置工事は、許可を受けた申請内容に従って実施しなければなりません。また、設置工事に着手したときは遅滞なく、様式第3号「設置工事着手届出書」により、その旨を知事に届け出る必要があります。

### (2) 設置工事完了届出

設置工事が完了したときは遅滞なく、様式第4号「設置工事完了届出書」により、その旨を知事に届け出る必要があります。

(3) 着手・完了届出書の公表

提出された着手・完了届出書については、県のホームページで公表します。

## 18 第18条 標識の掲示

第6条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間、当該許可に係る事業区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(標識)

第13条 条例第18条の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）
- (3) 太陽光発電施設の設置の場所
- (4) 太陽光発電施設の合計出力
- (5) 太陽光発電施設の運転開始の年月日
- (6) 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）
- (7) 緊急時における連絡先

### (1) 標識の掲示

第6条の許可を受けた者は、太陽光発電事業を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、必要な事項を記載した標識を設置しなければなりません。FIT法では、出力20kW以上の太陽光発電施設に標識の設置を義務付けています（FIT法施行規則第5条第1項第5号）が、条例では、太陽光発電施設において、特定区域・外にかかわらず、標識の設置を義務付けています。

### (2) 標識の規格

標識の材料は、風雨により劣化、風化し文字が消えることのないよう、適切な材料を使用し、強風等で標識が外れることがないように設置してください。

標識の大きさについては、条例で定めていませんが見やすいものとしてください。

### (3) 標識の記載事項

- ・ 氏名（法人にあつては、名称）
- ・ 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- ・ 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）
- ・ 太陽光発電施設の設置の場所
- ・ 太陽光発電施設の合計出力
- ・ 太陽光発電施設の運転開始の年月日
- ・ 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）
- ・ 緊急時における連絡先

### (4) 標識の記載の変更

標識設置後に標識記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識の記載を変更してください。

なお、標識の記載事項の変更に当たっては、既に設置されている標識全てを差し替える必要はなく、変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。



(5) 他法令で設置する標識との関係

FIT法に基づく標識を設置している場合には、条例に基づく標識を設置しているとみなすことができます。

## 19 第19条 維持管理

- 第19条 申請者は、規則で定めるところにより、太陽光発電施設及び事業区域内の土地（以下この条において「太陽光発電施設等」という。）の維持管理をするための計画（以下この条及び第31条第3項において「維持管理計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 維持管理計画は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。
- (1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること。
  - (2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合には、太陽光発電施設の損壊の防止のため又は周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするために必要な措置が速やかに講じられること。
  - (3) 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合には、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が速やかに講じられること。
- 3 第6条の許可を受けた者は、第1項の規定により作成した維持管理計画に従い、当該許可に係る太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 4 第6条の許可を受けた者は、第1項の規定により維持管理計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 5 第6条の許可を受けた者は、第3項の規定により行った維持管理の状況について、規則で定めるところにより、公表しなければならない。
- 6 第1項及び第4項の規定は、維持管理計画の変更について準用する。
- 7 第6条の許可を受けた者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

### （維持管理計画等）

- 第14条 条例第19条第1項に規定する維持管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 維持管理の基本的事項
  - (2) 維持管理の実施体制
  - (3) 保守点検の内容
  - (4) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
  - (5) 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第19条第2項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- 2 条例第19条第1項（条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による維持管理計画の提出は、条例第14条第1項（条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出に併せて行わなければならない。
- 3 条例第19条第4項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）

の規定による公表は、太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に行わなければならない。

4 条例第19条第4項（同条第6項及び条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）及び第5項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

5 条例第19条第7項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して30日以内に行わなければならない。

## (1) 維持管理計画

事業計画の段階において、保守点検を内容とする維持管理計画や当該維持管理計画に基づき実施体制を検討していなかったために、運転開始後に太陽光発電施設の不具合が生じているにもかかわらず、対処が実施されず放置されている事例が報告されているところです。

問題が生じた際に迅速に対応できることを可能とするため、申請者は、(2)の維持管理基準に従って維持管理を行うための計画（以下「維持管理計画」という。）を作成し、許可申請に併せて提出しなければなりません。維持管理計画に記載する必要のある項目を以下に列挙しています。

なお、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条で定める保安規程を作成している場合や改正FIT法の維持管理計画を作成済みの場合は、規則第14条第1項に定めている必要事項が全て記載されていれば当該規程又は計画を条例に定める維持管理計画とみなし提出することができます。ただし、下記の「維持管理計画において記載する項目」の内容が不足している場合は、追加又は別紙にて記載してください。

参考様式「維持管理計画」の記載例を参考に施設規模や周辺状況に応じて適切な計画を作成してください。

維持管理計画において記載する項目

### ア 維持管理の基本的事項

- ・ 作成日
  - ・ 施設の設置場所
  - ・ 事業者名
  - ・ 保守点検責任者
  - ・ 合計出力
  - ・ 施設全般、太陽光発電設備、附帯施設、事業区域などに関する維持管理の内容
  - ・ 施設撤去予定日（事業終了予定日）
  - ・ 損害保険の加入状況
  - ・ 施設を撤去する際の対応
- ※施設の撤去に係る留意事項としては、太陽光発電施設を解体、撤去するだけでなく撤去後の事業区域を安全に管理するために必要な措置も含むものとします。
- ・ 維持管理計画及び状況の公表方法

※なお、標識に提示することにより公表する場合の公表用の維持管理計画については、標識の記載項目と同一のところの記載を省略することができます。

イ 維持管理の実施体制

太陽光発電施設等の維持管理に関する組織体制や人員体制、連絡体制

※維持管理を委託している場合や電気主任技術者が必要な場合は、その者を含めてください。

ウ 保守点検の内容（維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度）

- ・点検箇所、点検項目、点検方法及び頻度

参考様式「維持管理計画」の別紙記載の点検箇所及び点検項目は必須とし、該当するものについて「該当の有無」欄に☑をしてください。

- ・事業規模や施設の立地場所に応じて、点検箇所等の追加を行ってください。（擁壁や調整池など設置されていない場合は除外して構いません。）
- ・既存の点検項目用紙等がある場合は、当該用紙を活用して差し支えありません。

<参考>

維持管理計画書の作成については、以下のガイドライン等を参考としてください。

- ・太陽光発電システム保守点検ガイドライン（2019年改定版）  
【一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人太陽光発電協会】

エ 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

想定される災害発生（土砂災害のほか、暴風、豪雨など）ごとの具体的な対策、実施体制などの種類に応じた措置の内容

(例)

○強風（台風）による飛散

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと、基礎などが強度不足になるような劣化がないことを保守点検項目に従い巡視を実施
- ・周辺残地物の飛散により施設が破損しないよう処置すること
  - (ア) ボルトの増し締めによる対応
  - (イ) 劣化が著しい施設の事前撤去
  - (ウ) 周辺環境の整備

○豪雨による水害

- ・土砂災崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、保守点検項目に従い巡視を実施
  - (ア) 堆積土砂の除去など排水機能の確保
  - (イ) 法面保護、土のう設置等

○土砂災害

- ・排水機能に異常がないか
  - (ア) 堆積土砂の除去など排水機能の確保
  - (イ) 法面保護、土のう設置等

○地震による倒壊等

- (ア) 堆積土砂の除去など排水機能の確保

(イ)劣化が著しい施設の事前撤去

○豪雪による倒壊等

(ア)ボルトの増し締めによる対応

(イ)劣化が著しい施設の事前撤去

オ 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

- ・速やかな施設の復旧、周辺地域の環境保全上の支障除去のための具体的な対策、実施体制など（初動体制、応急処置、二次災害防止対策、復旧措置、再発防止対策等）
- ・県、市町村、消防や警察などを災害等発生時の連絡体制に入れてください。

## (2) 維持管理基準

維持管理計画を作成するに当たっては、以下に掲げる基準に適合したものでなければなりません。

ア 太陽光発電施設等は、土砂災害等の発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、安全かつ良好な状態が維持されていること。

イ 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合には、太陽光発電施設の損壊の防止のため又は周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため必要な措置が速やかに講じられること。

ウ 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合には、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が速やかに講じられること。

## (3) 維持管理の義務

許可を受けた者は、(1)により作成した維持管理計画に従い、当該許可に係る太陽光発電施設等の維持管理を行わなければなりません。

## (4) 維持管理計画の公表

維持管理計画は、太陽光発電施設の設置工事に着手する日までにインターネット、その他の方法により公表（広く知らせること）しなければなりません。「その他の方法」としては、施設の設置場所等に置いておく、あるいは標識に掲示する、事務所等において請求があった際に開示する、などの方法が考えられますが、これに制限されるものではありません。

## (5) 維持管理の状況の公表

維持管理の状況については、インターネットの利用その他の適切な方法により公表をしなければなりません。公表の方法については、(4)を参照してください。

## (6) 維持管理計画の見直し

維持管理計画は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう、確認や見直しを行ってください。

そして、計画を変更したときは、変更した計画を知事に提出する（様式第5号「維持管理計画変更届出書」とともに、(4)に記載のあるとおり公表をしなければなりません。

(7) 事故等が発生したときの対応及び報告

太陽光発電施設は、損壊したとしても太陽光が当たれば発電する可能性があり、損壊した状況を放置すると漏電のおそれがあることから、そのような危険を防止する必要があります。また、太陽光パネルによっては有害物質を含んでいる場合があるため、放置されると有害物質が土壌等に溶け出すおそれがあります。

そのため、第6条の許可を受けた者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上支障が生じたときは、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を速やかに講じるとともに、県へ速やかに報告してください。

報告は、メール・電話・FAXいずれかの方法により、発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告してください（参考様式「事故等報告（速報）」を活用してください）。

また、事故等の発生から30日以内に、事故の概要や対応状況について様式第6号「事故等報告書」を提出しなければなりません。

報告の対象となる事故に該当するか否かは以下に事例を示します。報告の判断に迷う場合には、必ずお問い合わせください。

<報告の対象となる事故の事例>

- ・自然現象（豪雨、台風、大雪、地震等）に起因し、事業区域内の法面が崩壊し、土砂等が事業区域外に流出した場合
- ・自然現象（台風、竜巻等）に起因し、パネルが飛散した場合
- ・飛来物が衝突し、太陽電池モジュールが損傷（20%以上）した場合

※盗難については、報告の対象外です。

※電気関係報告規則（昭和40年6月15日号外通商産業省令第54号）に基づく報告対象事案については、経済産業省のホームページをご確認ください。

<参考>

維持管理に係る整理表

○：必要      ×：不要

必要事項 施設区分		維持管理計画		維持管理の状況		事故報告等
		作成・公表	提出	作成・公表	提出	
新規	特定区域内	○	○	○	×	○
	特定区域外	○	○	○	×	○
既存	特定区域内	○	×	○	×	○
	特定区域外	○	×	○	×	○

<維持管理計画>

記載例

(参考様式) (第 19 条関係)

維持管理計画

作成日 年 月 日

太陽光発電施設の設置場所	〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇	
事業者名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先)	(個人の場合) 長野 〇〇 (法人の場合) 長野市〇〇丁目〇〇 (株) 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇—〇〇—〇〇	
保守点検責任者	氏名及び住所	●● 〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇
	電話番号	
合計出力	kW	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日(事業終了予定日)		
損害保険の加入状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応)	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設の処分は廃棄物処理業者に依頼する。</li> <li>・植栽により森林に戻す予定</li> <li>・FIT 法の廃棄費用積立制度に基づく廃棄費用の外部積立を実施</li> </ul>	
維持管理計画及び状況の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(例 1) 標識に掲示</li> <li>・(例 2) <a href="https://~">https://~</a>にて公表</li> </ul>	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

<太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

○強風による飛散

- ・太陽電池モジュール、課題の固定部に緩みがないこと、基礎などが強度不足になるような劣化がないことを保守点検項目に従い巡視を実施

○豪雨による水害

- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、保守点検項目に従い巡視を実施

<土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

- ・事故・災害が発生した場合には、迅速に状況を把握し、関係機関（経済産業省、県など）に連絡をする。
- ・土砂の流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	<input type="checkbox"/>	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視	年 ○ 回	
			端子箱に破損、変形がないか			
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。			
	<input type="checkbox"/>	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。			
	<input type="checkbox"/>	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。			
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。			
	<input type="checkbox"/>	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。			
	<input type="checkbox"/>	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。			
			接続部に緩み、破損がない。			
	<input type="checkbox"/>	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。			
架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。						
積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。						
ボルト、ナットの緩みがない。						
固定強度に不足の懸念がない。						
接続箱	<input type="checkbox"/>	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。			
			雨水、じんあい等の侵入がない。			
	<input type="checkbox"/>	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。			



漏電遮断器	<input type="checkbox"/>	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などがない。			
	<input type="checkbox"/>	配線	配線に著しいきず、破損がない。			
パワーコンディショナー	<input type="checkbox"/>	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。			
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。			
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない			
	<input type="checkbox"/>	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などがない。			

附帯施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
法面・擁壁	<input type="checkbox"/>	切土法面	小段の沈下がない。	目視	年 ○ 回	
			排水溝の損傷がない。			
			目地にずれがない。			
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剥離がない。			
			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			崩落がない。			
			上部斜面からの土砂流出がない。			
	<input type="checkbox"/>	盛土法面	小段の沈下がない。			
			段差が発生していない。			
			排水溝の損傷がない。			
			法尻の崩落がない。			
			オーバーフローによる洗掘がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			湧水箇所の軟弱化がない。			

		擁壁	亀裂、割れが生じていない。				
			座屈、段差、傾斜がない。				
			つなぎ目にずれがない。				
			水抜き穴につまりがない。				
			水抜き穴から異常な土砂流出がない。				
			地山に変形がない。				
排水設備	<input type="checkbox"/>	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。				
			亀裂、ずれがない。				
			破損がない。				
			排水設備外への漏水がない。				
調整池	<input type="checkbox"/>	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。				
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。				
			草木の繁茂がない。				
	<input type="checkbox"/>	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。				
	<input type="checkbox"/>	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。				
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。				
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。				
	<input type="checkbox"/>	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。				
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。				
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。				
			油等の浮遊がない。				
	<input type="checkbox"/>	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。				
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。				
貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。							
油等の浮遊がない。							
下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。							
防護柵、塀	<input type="checkbox"/>	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。				
	<input type="checkbox"/>	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。				
	<input type="checkbox"/>	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。				
進入路・管理道	<input type="checkbox"/>	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。				
			事業地周辺への土砂の流出がない。				
			雨水等による洗掘がない。				
			草木の繁茂がない。				

設置地盤	<input type="checkbox"/>	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない。			
			段差、傾斜がない。			
			空洞の発生（土砂の流出）がない。			
			隆起の発生がない。			
設置地盤	<input type="checkbox"/>	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。			
			事業地周辺への土砂の流出がない。			
			雨水等による洗掘がない。			
			草木の繁茂がない。			

※施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

## 20 第20条 太陽光発電施設の撤去の届出

第20条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 太陽光発電施設が撤去されたときは、当該太陽光発電施設に係る第6条の許可は、その効力を失う。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(太陽光発電施設の撤去の届出の公表)

第15条 条例第20条第3項(条例第27条及び附則第4項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

### (1) 撤去の届出

太陽光発電施設を撤去しようとする日の30日前までに、様式第7号「太陽光発電施設撤去届出書」により届け出なければなりません。

### (2) 撤去に係る留意事項

撤去工事については、太陽光発電施設を解体・撤去するだけでなく、撤去後の事業区域を安全に管理するために維持管理計画に記載した施設を撤去する際の対応に従い必要な措置を実施するとともに、撤去者の安全の確保、関係法令及び当事者間の合意事項を遵守するため以下に留意しながら撤去を実施してください。

#### ア 感電事故の防止対策

太陽光発電施設は、系統から解列した場合でも、太陽電池モジュールに光が当たることによって発電することがあるため、発電しないような措置や第三者が立ち入らないような対策を講じる等、感電事故を防止すること。

#### イ 発電施設の適正な撤去及び処分

撤去工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うこと。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、撤去工事で発生した廃棄物を適切に処分してください。廃棄方法に関しては、資源エネルギー庁が発出する「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」においても明記されていますので、必ず最新のものを参考にしてください。同「事業計画策定ガイドライン」については、以下に公開されています。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_legal.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html)

#### ウ 合意事項の履行

自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

### (3) 撤去の届出の公表

撤去の届出がなされた場合には、その旨を県ホームページにおいて公表します。

## 21 第 21 条 変更の許可

第21条 第6条の許可を受けた者は、第14条第1項第1号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 変更の内容
- (3) その他規則で定める事項

3 第7条から第13条まで、第15条及び第16条の規定は、変更の許可について準用する。

4 第6条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（変更の許可の申請）

第16条 条例第21条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更
- (3) 太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

2 条例第21条第2項の申請書には、条例第14条第2項の図面及び第7条各号に掲げる書類のうち変更の許可を受けようとする内容に係るものを添付しなければならない。

3 条例第21条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 変更の理由

4 条例第21条第4項の届出は、第7条各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付してしなければならない。

### (1) 変更の許可申請

第6条の許可の申請に係る事項（条例第14条第1項第1号から第7号まで）を変更しようとするときは、(2)の変更の許可を要しない軽微な変更を除き、あらかじめ、様式第8号「太陽光発電施設設置変更許可申請書」により知事の許可を受けなければなりません。また、変更許可申請に当たっては一定の手続が準用されます。

（変更許可が必要な事項）

- ア 太陽光発電施設の設置の場所  
事業区域の面積の増減に伴い、土地の地番に変更がある場合
- イ 事業区域の位置及び面積
  - ・ 太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合
  - ・ 事業区域の面積が変更になる場合
- ウ 太陽光発電施設の設置出力（太陽光電池の合計出力を含む）

エ 太陽光発電施設の設置計画及び太陽光発電施設の構造に関する事項

- ・ 事業区域の木竹の伐採及び土地の形質変更を行う場合
- ・ 擁壁、排水設備等の工作物を変更する場合（新設又は廃止を含む）
- ・ 太陽光発電設備の構造を変更する場合

（変更許可申請書に記載すべき事項）

ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 変更の内容

ウ 規則で定める事項

規則で定めるものは次のとおりとなります。

- ・ 許可年月日及び許可番号
- ・ 太陽光発電施設の設置の場所
- ・ 変更の理由

（変更許可申請前に必要な手続）

ア 景観保全措置の検討（第7条）

イ 環境保全措置の検討（第8条）

ウ 事業基本計画書の提出等（第9条）

エ 事業基本計画説明会の開催（第10条）

オ 事業基本計画説明会に係る書面の作成（第11条）

カ 事業基本計画書に対する関係市町村長の意見（第12条）

キ 意見に対する回答（第13条）

(2) 変更の許可を要しない軽微な変更の届出

次に該当する場合は、変更した後、遅滞なく知事への届出が必要となります。

ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

イ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更

ウ 条例第6条の許可にかかる太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

ただし、材料や部品の取替えに伴い、従前と同規格のものが手配できない場合などにおいて発電出力が変更する場合に限りません。

## 22 第22条 地位の承継

第22条 第6条の許可を受けた者が当該許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、同条の許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、当該許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第6条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他規則で定める事項

2 知事は、前項後段の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

### （地位の承継の届出）

第17条 条例第22条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 承継年月日
- (4) 承継の理由

2 条例第22条第1項後段（条例第27条並びに附則第4項及び第6項において準用をする場合を含む。）の規定による届出は、承継の事実を証する書面その他知事が必要と認める書類を添付してしなければならない。

3 条例第22条第2項（条例第27条並びに附則第4項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

### (1) 地位の承継届出

第6条の許可を受けた者や設置の届出をした者が当該許可・届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は当該者の相続、合併、分割により、事業が別の者の所有となったときは、条例上の地位を承継することを規定しています。この地位を承継した場合は届け出る必要があり、手続は様式第10号「地位の承継届出書」により行います。当該届出は、承継した者が、地位の承継の日から30日以内に行う必要があります。

### (2) 地位の承継届出内容の公表

地位の承継の届出があった場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により届出の内容を公表します。

- (3) 地位の承継があった場合にも、被承継人が作成した維持管理計画は引き継がれますので、当該計画に従った維持管理をしなければなりません。
- (4) 添付書類として、個人で事業を実施している場合にあっては相続関係図、他の相続人の承諾書、戸籍謄本等を、法人の場合にあっては合併契約書の写しや事業譲渡の契約書の写しなど、承継の事実を証する書面を添付してください。



## 23 第23条 許可の取消し

第23条 知事は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可又は変更の許可を受けたとき。
- (2) 第6条の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上引き続き第6条の許可に係る太陽光発電施設の設置の工事を行わないとき。
- (4) 第16条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 第32条の規定による命令に違反したとき。

次のいずれかに該当したときは、知事は条例第6条の許可の取消しをすることができます。

- (1) 虚偽、不正な手段により許可を受けた場合
- (2) 許可後、1年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置工事に着手しない場合
- (3) 設置工事に着手後、正当な理由なく1年以上工事が中断した場合
- (4) 許可条件に違反した場合
- (5) 措置命令に違反した場合

許可を取り消した場合には、条例第33条第1項の規定により取り消しを受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該取消しの内容を公表することができることとしています。詳細については、「33 第33条 違反事実の公表」を参照してください。

また、許可を取り消された事業者は、維持管理計画に従い、太陽光発電施設を撤去する必要があります。※撤去の届出（条例第20条第1項）は不要です。

## 24 第24条 設置の届出

第24条 特定区域以外の区域において太陽光発電施設の設置をしようとする者は、第27条において準用する第13条第2項の書面を知事に送付した後に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 太陽光発電施設の合計出力
- (5) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- (6) 太陽光発電施設の設置に関する計画
- (7) 太陽光発電施設の構造に関する事項
- (8) 景観の保全のための措置の検討に関する事項
- (9) 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）

2 前項の規定による届出には、事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る太陽光発電施設の工事に着手してはならない。

5 知事は、第1項の規定による届出に係る太陽光発電施設の設置により土砂災害等を発生させるおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

### （設置の届出）

第18条 条例第24条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 太陽光発電施設の配置図
- (2) 現況写真
- (3) 条例第11条の書面（条例附則第3項の規定による届出を行う場合を除く。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 条例第24条第3項（条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

### (1) 設置届出手続

特定区域以外の区域において太陽光発電施設を設置する場合に必要な手続についての規定です。具体的には、様式第11号「太陽光発電施設設置届出書」に必要事項を記載した上で、次の書類を添付して提出してください。

#### （添付書類）

- ・ 位置図、事業区域図
- ・ 太陽光発電施設の配置図
- ・ 現況写真

- ・ 事業基本計画説明会に関する書面（条例第11条の書面）
- ・ その他知事が必要と認める書類（急傾斜地など災害危険性の高い地域における事業について、安全確保措置の確認を行う場合があります）。

## (2) 記載事項

設置届出様式の記載事項は次のとおりです。

- ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
届出書右上の記載欄に必要事項を記載してください。
- イ 太陽光発電施設の設置の場所  
届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載してください。
- ウ 事業区域の位置及び面積  
太陽光発電施設の設置の場所に記載した土地の地番における事業区域面積を合計した値を記載してください（小数点以下第1位まで記載してください）。
- エ 太陽光発電施設の合計出力  
太陽光発電施設の出力については、各系列における太陽光モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。  
太陽電池の合計出力については、太陽光モジュールの発電出力の合計を記載してください（それぞれ、小数点以下第1位まで記載してください）。
- オ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- ・ 発電電力の用途  
FIT制度の認定を受けて売電を行う場合は設備IDの記載、その他の用途の場合は具体的な用途を記載してください。FIT制度の認定を受けていない施設で、売電を行っている場合は、設備IDに「なし」と記載し、備考欄に売電先を記載してください。
  - ・ 設置工事着手予定年月日  
太陽光発電施設の設置工事着手予定年月日を記入してください。
  - ・ 設置工事完了予定年月日  
太陽光発電施設の設置工事完了予定年月日を記入してください。
  - ・ 運転開始予定年月日  
太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始する予定年月日を記入してください。
  - ・ 事業廃止予定年月日  
太陽光発電事業を廃止し、施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。

カ 太陽光発電施設の設置に関する計画

参考様式「太陽光発電施設設置計画書」に必要事項を記入し添付してください。

キ 太陽光発電施設の構造に関する事項

設置する太陽光発電施設が風雪等に耐えられる構造とするための具体的な確認方法を記入してください。

ク 景観の保全のための措置の検討に関する事項

参考様式「景観の保全のための措置の検討状況書」に必要事項を記入し添付してください。

ケ 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）

環境配慮区域に50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、参考様式「環境の保全のための措置の検討状況書」に記載して設置届出書に添付してください。

環境の保全のための措置を事業基本計画書に記載の内容から変更した場合は、変更後の内容と変更の理由を記載してください。

詳細は、「8 第8条 環境保全措置の検討」を参照してください。

(3) 維持管理計画の提出

維持管理計画については、申請書と併せて提出することが必要です。

維持管理計画の作成にあたっては、「19 第19条 維持管理」を参照してください。

(4) 設置の届出の公表

知事は、第24条第1項の規定による届出があったときは、その内容を公表します。

(5) 設置工事の着手時期

「25 第25条 土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令」の要否について確認するため、設置の届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、太陽光発電施設の工事に着手することができません。

ただし、土砂災害等を発生させるおそれがないと認めるときは、30日間を短縮することがあります。

<添付書類>

名称	縮尺	記載事項	備考
1 位置図	1/10,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路, 市街地, 集落地及び主要公	

名称	縮尺	記載事項	備考
		共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等	
2 事業区域図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 ※斜度30度以上の急傾斜地があれば明示する (4) 県界及び市町村界 (5) 市町村の区域内の町、字等の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称	
3 配置図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内の排水の方角及び流量 (6) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (7) 事業区域内の植栽計画 (8) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び	

名称	縮尺	記載事項	備考
		形状	
4 現況写真		(1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 (2) 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真	写真の撮影位置、撮影方向を明示した図面を添付すること。(事業区域図等への記載でも可)
5 事業基本計画説明会に係る書面		第11条参照	参考様式「事業基本計画説明状況書」
5 その他知事が必要と認める書類		その他、必要に応じて提出を求める場合があります。	「25 第25条 土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令」のとおり、土砂災害の防止のために必要な限度において図面等の提出を求める場合があります。

## 25 第25条 土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令

第25条 知事は、土砂災害等の発生の防止のために必要があると認めるときは、特定区域以外の区域において太陽光発電施設の設置をしようとする者又はした者に対して、土砂災害等の発生の防止のために必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、前条第1項の規定による届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。

3 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、又は前項に規定する期間内に第1項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に前条第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び延長する理由を通知しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による命令を行おうとするときは、長野県太陽光発電事業技術委員会の意見を聴かなければならない。

### (1) 措置命令の目的

特定区域以外の区域においても太陽光発電施設を設置する場所によっては土砂災害等を発生させるおそれがあります。そのため土砂災害等の発生の防止のために必要があると認めるときは、第24条第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出があった日から30日以内に、必要な限度において、必要な措置を講ずべき命令をすることがあります。

ただし、実地の調査をする必要があるとき、又は30日以内に命令をすることができない合理的な理由がある場合には、その理由が存続する間、その期間を延長することがあります。

命令を行おうとするときは、長野県太陽光発電事業技術委員会の意見聴取を行います。

### (2) 特定区域以外の災害のおそれのある区域

特定区域以外の区域においても、法令や調査において、災害のおそれのある区域として以下の区域が定められています。条例においてこの区域については許可制とはしてはませんが、事業の計画に当たってはなるべくこの区域は避けるようにするとともに、実施する場合には細心の注意を払ってください。

なお、「24 第24条 設置の届出」で示すとおり、これら区域で事業を実施する場合には、災害のおそれがないことを確認するため必要な添付書類を求める場合があります。

<特定区域以外の災害のおそれのある区域>

- ・斜度30度以上（高さ5m以上の土地）の区域

斜度30度以上の区域については、災害のおそれがあるため、原則設置を認めておりません。この区域に設置する場合には、災害のおそれがないことを確認するために必要な図面等を求めます。

- ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

- ・ 山地災害危険地（昭和53年7月17日付け林野庁長官通達）
  - 山腹崩壊危険地区  
山腹崩壊（落石を含む）が発生し、直接的に保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
  - 崩壊土砂流出危険地区  
山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂または火山噴火物が土石流となって流下委し、保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
  - 地すべり危険地区  
地すべりによって保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
  
- ・ 土石流危険溪流
  
- ・ 第6条に規定する特定区域に隣接している区域
  
- ・ 過去に災害履歴がある地域

(3) 必要な書類の提出について

(2)で示した特定区域外の災害のおそれのある区域以外であっても、防災上の措置が必要であるのかを判断するために、必要な図面等の提出を求める場合があります。



## 26 第26条 届出内容の変更

第26条 第24条第1項の規定による届出をした者は、同項第1号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第24条第1項の規定による届出をした者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を知事に届け出なければならない。

### (届出内容の変更の届出)

第19条 条例第26条第1項の届出は、条例第24条第2項の図面及び前条第1項各号に掲げる書類のうち変更の届出をしようとする内容に係るものを添付してしなければならない。

2 条例第26条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

(2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更

(3) 条例第24条第1項（条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

3 条例第26条第3項の届出は、前条第1項各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付してしなければならない。

### (1) 変更届出

設置の届出に係る次の事項（条例第24条第1項第1号から第7号まで）を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第12号「太陽光発電施設変更設置届出書」により、その内容を届け出なければなりません。

#### (変更届出に係る事項)

- ・ 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 太陽光発電施設の設置の場所
- ・ 事業区域の位置及び面積
- ・ 太陽光発電施設の合計出力
- ・ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- ・ 太陽光発電施設の設置に関する計画
- ・ 太陽光発電施設の構造に関する事項

### (2) 事前の変更届出を要しない軽微な変更

ア 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

イ 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更

ウ 条例第6条の許可にかかる太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

ただし、材料や部品の取替えに伴い、従前と同規格のものが手配できない場合などにおいて発電出力が変更する場合に限りません。

## 27 第27条 準用

第27条 7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで（同条第2項を除く。）及び第22条の規定は、第24条第1項及び前条第1項の規定による届出について準用する。

（準用）

第20条 第14条第2項の規定は、条例第27条において準用する条例第19条第1項に規定する維持管理計画の提出について準用する。この場合において、第14条第2項中「第14条第1項（条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出」とあるのは、「第24条第1項の規定による届出」と読み替えるものとする。

設置の届出及び届出内容の変更の届出を行う場合において、必要な手続について他の規定を準用しています。それぞれの規定に沿って対応することが必要になります。準用する規定の詳細については、各規定の記載を参照してください。

（必要な手続きの規定）

- ・ 景観保全措置の検討（第7条）
- ・ 環境保全措置の検討（第8条）
- ・ 事業基本計画書の提出等（第9条）
- ・ 事業基本計画説明会の開催（第10条）
- ・ 事業基本計画説明会に係る書面の作成（第11条）
- ・ 事業基本計画書に対する関係市町村長の意見（第12条）
- ・ 意見に対する回答（第13条）
- ・ 関係市町村長への通知等（第15条）
- ・ 工事の届出（第17条）
- ・ 標識の掲示（第18条）
- ・ 維持管理（第19条）
- ・ 太陽光発電施設の撤去の届出（第20条第1項及び第3項）
- ・ 地位の承継（第22条）

また、維持管理計画書の提出は、設置の届出の届出に合わせて行う必要があります。（規則第20条）

## 28 第28条 特定区域が変更された場合の届出等

第28条 第24条第1項の規定による届出をした者は、特定区域の変更により特定区域以外の区域における事業区域の全部又は一部が新たに特定区域に含まれることとなったときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第6条の許可は、特定区域の変更により当該許可に係る事業区域の全部が特定区域以外の区域にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該許可に係る太陽光発電施設の設置について第24条第1項の規定による届出があったものとみなす。

### (1) 特定区域以外の区域における事業区域が特定区域に含まれるとき

設置の届出をした者は、特定区域の変更により事業区域が特定区域に含まれることとなったときは、災害発生の高リスクの区域であることを知事に知らせるためその旨を届け出なければなりません。

※ 事業区域に特定区域が含まれることにより、維持管理体制の変更、点検項目の内容・頻度を見直す場合が生じます。見直しをした結果、維持管理計画を変更した場合には、変更後の維持管理計画を公表する義務があります（「19 第19条 維持管理」を参照してください。）。

### (2) 事業区域の全部が特定区域以外の区域に変更となったとき

(1)とは異なり、特定区域の変更により事業区域の全部が特定区域以外の区域にあることとなったときは、第6条の許可が失効するとともに、条例第24条第1項の規定による届出があったものとみなします。

## 29 第 29 条 指導及び助言

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

指導及び助言は、条例の目的が達成されるよう誘導していくために行うものであり事業者は、知事の指導・助言に適切に対応することが求められます。

なお、正当な理由なく指導に従わない場合は、知事は、条例第31条第4項の規定により指導に従うよう勧告することがあります。

### 30 第30条 報告徴収及び立入検査等

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置等に係る状況等について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事業所その他太陽光発電施設の設置に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身分証明書)

第21条 条例第30条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

#### (1) 報告徴収

知事は、太陽光発電施設の設置工事、維持管理などを確認する必要があるときは、報告や資料の提出を求めることができます。

#### (2) 立入検査

知事は、職員に事業者の事務所その他太陽光発電施設の設置に関係のある場所に立ち入らせて、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問させることができます。

### 31 第31条 勧告

- 第31条 知事は、第6条の許可又は変更の許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができる。
- 2 知事は、第6条の許可に係る太陽光発電施設が第16条第1項第1号から第3号までに掲げる基準又は同条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に適合していないと認めるときは、第6条の許可を受けた者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができる。
- 3 知事は、事業者が維持管理計画に従い維持管理を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、土砂災害等の発生の防止及び周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 4 知事は、第29条の規定による指導を受けた事業者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、当該事業者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

知事は、第6条の許可又は変更の許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができます。

また、太陽光発電施設が、許可基準、許可条件に適合していないと認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができます。

さらに、維持管理に関する基準に適合していない事業者に対し、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

なお、条例第29条により知事は指導及び助言を行うことができるとしてありますが、正当な理由がなく指導に従わない場合は、当該指導に従うよう勧告することができます。

## 32 第32条 措置命令

第32条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

知事は、条例第31条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができます。

この命令に従わない場合は、第6条の許可を取り消すことがあります(条例第23条第5号)。また、命令を受けた者について、氏名等を公表することがあります(条例第33第1項)

### 33 第33条 違反事実の公表等

第33条 知事は、第23条の規定による許可の取消し若しくは前条の規定による命令（以下この項において「取消し等」という。）を行ったとき又は第25条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じなかったときは、当該取消し等を受けた者又は当該命令に係る措置を講じなかった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該取消し等又は当該命令に係る措置の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### (1) 違反事実の公表

知事は、第6条の許可を取り消したとき若しくは条例第32条の規定による命令を行ったとき又は条例第25条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じなかったときは、当該取消し等を受けた者又は当該命令に係る措置を講じなかった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができます。公表は、県のホームページ上で行います。

勧告の内容や第6条の許可を受けた者の氏名等を公表し、広く知らしめることで、事業者自らによる適正な事業の遂行を誘導します。

#### (2) 意見の陳述

知事は、違反事実の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければなりません。意見の陳述は、原則陳述書の提出によるものとし、その手続については、長野県行政手続条例によります。

#### (3) FIT制度の取消し

知事が違反事実の公表をしたときは、経済産業大臣にその旨を通報し、経済産業省よりFIT認定を受けている事業者については、その認定が取り消されることがあります。



### 34 第34条 長野県太陽光発電事業技術委員会

- 第34条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議するため、長野県太陽光発電事業技術委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。
- 2 前項に定めるもののほか、知事は、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項について、委員会の意見を聴くことができる。
  - 3 委員会は、委員5人以内で組織する。
  - 4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
  - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 6 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

次に掲げる事案については、関係分野の専門家から構成する知事の附属機関による調査審議をします。

#### <調査審議する事案>

- ・許可（変更許可を含む。）申請のうち、土砂災害特別警戒区域に係る事案
- ・土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令（条例第25条第1項）を行う事案
- ・その他専門的見地からの意見が必要となる事案

### 35 第35条 地域脱炭素化促進事業に係る特例

第35条 知事が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業で当該認定地域脱炭素化促進事業者から申出があったものについて、同法第22条の2第3項の認定又は同法第22条の3第1項の規定による変更の認定を受けたことによりこの条例の目的の一部を達成することができるものと認め、規則で定めるところにより公示したときは、この条例の一部の規定を適用しない。

（条例の適用除外の公示）

第22条 条例第35条の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

- (1) 条例第35条の申出をした認定地域脱炭素化促進事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 適用を除外する条例の規定
- (3) 条例の規定の適用を除外する年月日

促進区域は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献し、及び地域共生型の再生可能エネルギーを推進するため、市町村が設定する区域になります。

このため、促進区域内で実施される事業については、条例により課される諸手続と同種の手続が行われることがあるため、事業者をはじめ関係者にかえって負担となり再生可能エネルギーの普及及び拡大が阻害されてしまうおそれがあります。

一方、促進区域内で行われる事業であっても、必ずしも地域の合意形成等が図られていないものもあることから、促進区域内で行われる一定の事業で認定地域脱炭素化促進事業者から申出があったものについて、知事が、条例の目的を達成することができるものと認め、公示したときは、条例の一部の規定を適用しないことができるとしています。

なお、現在までにおいて促進区域内で行われる事業で条例の目的を達成することができるものと認められたものはありません。

<促進区域を設定している県内の自治体>（令和6年4月1日現在）

- ・箕輪町

### 36 第36条 市町村の条例の関係

第36条 知事が、太陽光発電施設の設置等に関し、市町村の条例によりこの条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の全部又は一部の規定を適用しない。

第23条 条例第36条の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

- (1) 条例の適用を除外する市町村の名称
- (2) 適用を除外する条例の規定
- (3) 条例の規定の適用を除外する年月日

本条は、県条例と市町村条例に基づく二重行政を排除するため、市町村条例により県条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認め、公示したときは、当該市町村の区域においては、県条例の規定の全部又は一部を適用除外できることとしています。

<市町村ごとの適用除外の一覧>

P.7を参照してください。

### 37 第37条 国等の特例

第37条 国又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う太陽光発電施設の設置については、第6条の許可を受けることを要しない。この場合において、国等は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国等は、太陽光発電施設を撤去しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知するものとする。

3 国等は、特定区域以外の区域において太陽光発電施設の設置をしようとするときは、第24条第1項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。

4 前項の規定により通知した国等は、通知した内容を変更しようとするときは、第26条の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。

国等が太陽光発電施設を設置する場合の手続等について規定しています。国等が設置する場合には、地域住民等への説明、環境・景観保全措置の検討を行うことを前提に条例上の手続を簡略しているところです。そのため、条例に基づく手続に相当する手続を必ず行うことが必要となります。

#### (1) 特定区域に設置する場合

- ・第6条の許可申請手続は不要ですが、知事との事前協議が必要になります。  
(※協議内容を変更するときも知事との事前協議が必要になります。)
- ・太陽光発電施設を撤去しようとするときは、あらかじめ、知事に通知をして下さい。

#### (2) 特定区域以外の区域に設置する場合

- ・第24条第1項の規定の例により、知事に事前通知をして下さい。
- ・届出内容を変更しようとするときは、知事に事前通知をして下さい。
- ・太陽光発電施設を撤去しようとするときは、知事に事前通知をして下さい。

### 38 第38条 補則

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

条例の施行に当たり、条例において具体的に定めがないものについて適切に条例運用ができるよう、必要な手続等を定めることを規定しています。

必要な許可手続等の詳細について定めた手引き等は、以下の県の公式ホームページにあります。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>

### 39 第39条 罰則

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条又は第21条第1項の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第6条の許可又は変更の許可を受けた者
- (3) 第24条第1項又は第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第30条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 第30条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

次に掲げる者は、5万円以下の過料に処されます。

- ・特定区域に設置しようとする場合の許可（第6条）又は変更の許可（第21条第1項）の規定に違反した者
- ・偽りその他不正の手段により第6条の許可又は変更の許可を受けた者
- ・特定区域以外の区域に設置しようとする場合の届出（第24条第1項）又は届出内容の変更届出（第26条第1項）をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・報告、資料の提出に応じない者
- ・立入検査に応じない者

40 附則第1項

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

条例の内容については、一定の周知期間が必要であることから、条例の施行日は、令和6年4月1日としています。

#### 41 附則第2項

2 第2章及び第37条（第2項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存太陽光発電施設」という。）については、適用しない。

2 既存太陽光発電施設の事業区域については、第2条第1号の規定は、適用しない。

条例の施行日前に設置工事に着手した太陽光発電施設と条例の施行後に設置する太陽光発電施設との取扱いを分けるため、その内容を規定しています。

条例の施行日前に設置工事に着手した発電出力10kW以上の太陽光発電施設を既存太陽光発電施設と定義し、既存太陽光発電施設がすべき手続等について、附則で定めています。

「設置の工事に着手」については、「2 第2条 定義」を参照してください。

また、既存太陽光発電施設の事業区域については、規則第2条第1号の規定は適用されないため、既存太陽光発電施設の設置の時に地域森林計画の対象となる民有林の区域であった区域については特定区域に含まれません。



## 42 附則第3項

3 事業者は、令和6年9月30日までに、既存太陽光発電施設について知事に届け出なければならぬ。

特定区域内・外にかかわらず、全ての既存太陽光発電施設について知事に届け出なければなりません。届出は様式第15号「既存太陽光発電施設届出書」により行ってください。

(届出に係る事項)

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
届出書右上の記載欄に必要事項を記載してください。

(2) 太陽光発電施設の設置の場所  
届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載してください。

「座標」の記入について

○座標は施設の設置場所の緯度・経度です。

○調べ方

- ・パソコンでGoogle マップを開きます。
- ・地図上の目的の場所（施設の主な位置）を右クリックします。
- ・ポップアップ ウィンドウが開きます。緯度と経度が、画面上部に10進数形式で表示されます。
- ・座標を自動的にコピーするには、緯度と経度を左クリックします。
- ・記載したいファイルで右クリックし、貼り付けます。

(3) 太陽光発電施設の合計出力

太陽光発電施設の出力については、各系列における太陽光モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方を記載してください。

太陽電池の合計出力については、太陽光モジュールの発電出力の合計を記載してください（それぞれ、小数点以下第1位まで記載してください）。

(4) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間

・発電電力の用途

FIT制度の認定を受けて売電を行う場合は設備IDの記載、その他の用途の場合は具体的な用途を記載してください。FIT制度の認定を受けていない施設で、売電を行っている場合は、設備IDに「なし」と記載し、備考欄に売電先を記載してください。

・運転開始（予定）年月日

太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始した（する予定の）年月日を記入してください。

・施設撤去予定年月日

太陽光発電事業を廃止し、施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。

(5) 維持管理計画の公表及び維持管理の状況の公表

既存太陽光発電施設についても、維持管理計画の策定が必要となる「51 附則第12項」参照）となるほか、計画と合わせて維持管理の状況について公表することが必要となります（「55 附則第16項」参照）ので、その公表方法を記入してください。

公表方法については、「19 第19条 維持管理」の(4)(5)を参照してください。

#### 43 附則第4項

4 第20条(第2項を除く。)、第22条、第24条第1項から第3項まで及び第37条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第24条第1項中「設置をしようとする者は、第27条において準用する第13条第2項の書面を知事に送付した後に」とあるのは「設置の工事に着手した者は」と、第37条第3項中「設置をしようとする」とあるのは「設置の工事に着手した」とそれぞれ読み替えるものとする。

条例の対象となる既存太陽光発電施設に準用される規定を定めています。

<準用される規定>

- ・太陽光発電施設の撤去の届出(第20条第1項及び第3項)
- ・地位の承継(第22条)
- ・特定区域以外の区域に設置しようとする場合の届出(第24条第1項から第3項まで)  
記載事項、公表等については、「24 第24条 設置の届出」を参照してください。
- ・国等の特例(37条第3項)

#### 44 附則第5項

5 事業者は、その全部又は一部が特定区域内にある既存太陽光発電施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

(既存太陽光発電施設について変更の許可を要する事項)

3 条例附則第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 既存太陽光発電施設の設置の場所
- (2) 事業区域の位置及び面積
- (3) 既存太陽光発電施設発電出力
- (4) 既存太陽光発電施設の設置に関する計画
- (5) 既存太陽光発電施設の構造に関する事項

特定区域に設置されている既存太陽光発電施設について、発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければなりません。

ただし、施行日（令和6年4月1日）日前に変更に係る工事に着手した場合にあっては、知事の許可を受ける必要はありません。

変更前に、特定区域に該当するか否かの確認・相談をお願いします。

(変更の許可の対象となる事項)

それぞれの内容については、「21 第21条 変更許可」を参照してください。

#### 45 附則第6項

6 第7条から第19条まで、第20条第2項、第21条から第23条まで、第28条第2項、第31条第1項から第3項まで、第32条、第33条及び第37条第1項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第21条第1項中「第14条第1項第1号から第7号までに掲げる」とあるのは「附則第5項に規定する規則で定める」と、第28条第2項中「第24条第1項」とあるのは「附則第7項」とそれぞれ読み替えるものとする。

特定区域に設置されている既存太陽光発電施設の変更の許可に準用される規定を定めています。準用する規定の詳細については、各規定の記載を参照してください。

特定区域に該当するか否かにより準用される規定が異なることから、変更する前には、必ず特定区域に該当しているか否かの確認・相談をお願いします。

##### <準用される規定>

- ・ 景観保全措置の検討（第7条）
- ・ 環境保全措置の検討（第8条）
- ・ 事業基本計画書の提出等（第9条）
- ・ 事業基本計画説明会の開催（第10条）
- ・ 事業基本計画説明会に係る書面の作成（第11条）
- ・ 事業基本計画書に対する関係市町村長の意見（第12条）
- ・ 意見に対する回答（第13条）
- ・ 関係市町村長への通知等（第15条）
- ・ 工事の届出（第17条）
- ・ 標識の掲示（第18条）
- ・ 維持管理（第19条）
- ・ 許可の失効（第20条第2項）
- ・ 変更の許可（第21条）
- ・ 地位の承継（第22条）
- ・ 許可の取消し（第23条）
- ・ 特定区域が変更された場合の許可の失効（第28条第2項）
- ・ 勧告（第31条第1項から第3項まで）
- ・ 措置命令（第32条）
- ・ 違反事実の公表等（第33条）
- ・ 国等の特例（第37条第1項）

#### 46 附則第7項

7 事業者は、附則第3項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき（附則第5項の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（既存太陽光発電施設の届出内容の変更の届出）

4 条例附則第7項の届出は、条例第24条第2項の図面及び第18条第1項各号に掲げる書類のうち変更の届出をしようとする内容に係るものを添付してしなければならない。

5 条例附則第7項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更
- (3) 既存太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

既存太陽光発電施設についての変更許可を受けるときを除き、既存太陽光発電施設に係る届出の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければなりません。

ただし、規則で定める軽微な変更については、附則第9項の規定により、変更した後に遅滞なく、その内容を知事に届け出なければなりません。

#### 47 附則第8項

8 第25条及び第37条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

特定区域以外の区域に設置されている既存太陽光発電施設について、届出の内容を変更しようとするときは、変更の内容によっては住民の安全を確保する必要性から土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令（第25条第1項）をすることができます。

また、国等が設置している特定区域以外の区域の、既存太陽光発電施設については第37条第4項の規定が準用されます。

#### 48 附則第9項

9 事業者は、附則第7項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を知事に届け出なければならない。

特定区域以外の区域に設置されている既存太陽光発電施設について、届出をした内容のうち軽微な変更をしたときは、遅滞なく、知事に届け出なければなりません。

<届出が必要となる事項>

- ・氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- ・太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更
- ・既存太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

49 附則第 10 項

10 第37条第 4 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

国等が設置している特定区域以外の区域の既存太陽光発電施設について、軽微な変更をしたときの手続を規定しています。



50 附則第 11 項

11 事業者は、令和 6 年 9 月 30 日までに、規則で定めるところにより、既存太陽光発電施設の事業区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(既存太陽光発電施設の標識)

- 6 条例附則第 11 項の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
  - (2) 既存太陽光発電施設の設置の場所
  - (3) 既存太陽光発電施設の発電出力
  - (4) 既存太陽光発電施設の運転開始日
  - (5) 既存太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）
  - (6) 緊急時における連絡先

特定区域内・外にかかわらず既存太陽光発電施設を設置している者は、令和 6 年 9 月 30 日までに標識を掲示しなければなりません。

標識の規格及び標識に記載すべき事項については、「18 第 18 条 標識の掲示」を参照してください。

## 51 附則第12項

12 事業者は、令和6年9月30日までに、規則で定めるところにより、既存太陽光発電施設及び事業区域内の土地（附則第14項及び第15項において「既存太陽光発電施設等」という。）の維持管理をするための計画を作成しなければならない。

（既存太陽光発電施設の維持管理）

7 条例附則第12項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 維持管理の基本的事項
- (2) 維持管理の実施体制
- (3) 保守点検の内容
- (4) 既存太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (5) 事故又は土砂災害等により既存太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第19条第2項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

既存太陽光発電施設及び事業区域内の土地を既存太陽光発電施設等と定義し、特定区域内・外にかかわらず既存太陽光発電施設を設置している者は、令和6年9月30日までに既存太陽光発電施設等を維持管理するための計画を作成しなければなりません。

維持管理計画の作成については、「19 第19条 維持管理」を参照してください。

52 附則第13項

13 前項の計画は、第19条第2項各号に掲げる基準に適合したものでなければならない。

既存太陽光発電施設等の維持管理計画は第19条第2項各号に掲げる基準に適合しなければなりません。

維持管理計画の基準については、「19 第19条 維持管理」を参照してください。

### 53 附則第 14 項

14 事業者は、附則第12項の計画が作成されるまでの間は、第19条第2項各号に掲げる基準に従い、既存太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

既存太陽光発電施設に係る事業者は、維持管理計画が作成されるまでの間は、条例第19条第2項各号に掲げる基準に従い、既存太陽光発電施設等を維持管理しなければなりません。

維持管理基準については、「19 第19条 維持管理」を参照してください。

#### 54 附則第 15 項

15 事業者は、附則第12項の計画を作成したときは、当該計画に従い、既存太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

既存太陽光発電施設に係る事業者は、維持管理計画を作成したときは、当該計画に従い、既存太陽光発電施設等を維持管理しなければなりません。

維持管理計画の作成については、「19 第19条 維持管理」を参照してください。

## 55 附則第 16 項

16 第19条第4項及び第5項の規定は附則第12項の計画について、同条第4項の規定は附則第12項の計画の変更について、同条第7項の規定は既存太陽光発電施設について、それぞれ準用する。この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは、「附則第15項」と読み替えるものとする。

維持管理計画を作成した（変更したときを含む。）ときは、公表しなければなりません。また、維持管理の状況についても公表しなければなりません。

公表の方法については、「19 第19条 維持管理」の(4)及び(5)を参照してください。

事故又は土砂災害等により既存太陽光発電施設が損壊した場合には、知事に報告をしなければなりません。

報告については、同じく(7)を参照してください。

## 56 附則第 17 項

17 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 附則第 5 項又は附則第 6 項において準用する第 21 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により附則第 5 項又は附則第 6 項において準用する第 21 条第 1 項の許可を受けた者
- (3) 附則第 3 項又は第 7 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

次に掲げる者は、過料 5 万円以下に処されます。

- ・ 発電出力10kW以上の既存太陽光発電施設に係る変更の許可を受けずに設置した者
- ・ 不正の手段により既存太陽光発電施設に係る変更の許可を受けた者
- ・ 発電出力10kW以上の既存太陽光発電施設に係る設置届出又は届出内容を変更せず設置した者

資料集

資料集



## 1 条例

### 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例

令和5年10月16日

長野県条例第24号

#### 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 太陽光発電施設の設置の許可等（第6条—第28条）

第3章 不適正な太陽光発電施設の設置に対する措置等（第29条—第33条）

第4章 長野県太陽光発電事業技術委員会（第34条）

第5章 雑則（第35条—第38条）

第6章 罰則（第39条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （目的）

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

###### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10キロワット以上のもの（増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- (2) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- (3) 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

###### （事業者の責務）

第3条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たって、太陽光発電施設が景観、自然環境その他の地域環境に調和するよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民との良好な関係を構築するよう努めなければならない。

###### （県の責務）

第4条 県は、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

###### （市町村との連携）

第5条 県は、太陽光発電事業の推進に当たっては、市町村と相互に情報を共有するとともに、市

町村が太陽光発電事業に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

## 第2章 太陽光発電施設の設置の許可等

### (特定区域)

第6条 次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域及び当該区域に準ずるものとして災害の発生を防止する見地から規則で定める区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (5) 長野県砂防指定地管理条例（平成14年長野県条例第57号）第2条第1項に規定する砂防指定地

### (景観保全措置の検討)

第7条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該許可の申請に係る太陽光発電施設の設置が景観に及ぼす影響について調査を行い、その太陽光発電施設の設置に係る景観の保全のための措置を検討しなければならない。

### (環境保全措置の検討)

第8条 申請者は、環境の保全のための措置の検討を要する区域であって規則で定めるもの（以下「環境配慮区域」という。）において第6条の許可の申請に係る太陽光発電施設（合計出力が50キロワット以上のもの（増設により合計出力が50キロワット以上となるものを含む。）に限る。次条第1項第9号、第14条第1項第9号及び第24条第1項第9号において同じ。）を設置しようとするときは、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境に及ぼす影響について調査を行い、その太陽光発電施設の設置に係る環境の保全のための措置を検討しなければならない。

### (事業基本計画書の提出等)

第9条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業基本計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 太陽光発電施設の合計出力
- (5) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- (6) 太陽光発電施設の設置に関する計画
- (7) 太陽光発電施設の構造に関する事項
- (8) 景観の保全のための措置の検討に関する事項
- (9) 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）
- (10) 第19条第1項に規定する維持管理計画に関する事項

- (1) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠
- (2) 第6条の許可の申請に係る太陽光発電事業の計画に関する説明会（以下「事業基本計画説明会」という。）の開催の日時及び場所
- (3) その他太陽光発電事業の実施に関し必要な事項

2 申請者は、事業基本計画書を知事に提出したときは、直ちにその写しを関係市町村長に送付しなければならない。

3 知事は、事業基本計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

（事業基本計画説明会の開催）

第10条 申請者は、事業基本計画書を提出した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、事業基本計画説明会を開催しなければならない。

2 申請者は、事業基本計画説明会を開催するときは、その日時及び場所を、知事及び関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

（事業基本計画説明会に係る書面の作成）

第11条 申請者は、事業基本計画説明会を終了したときは、規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

（事業基本計画書に対する関係市町村長等の意見）

第12条 関係市町村長、関係住民又は事業基本計画書について意見を有する者は、事業基本計画説明会（これが複数あるときは、その最後のもの）の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業基本計画書についての意見書を申請者に送付することができる。

（意見に対する回答）

第13条 申請者は、事業基本計画説明会において述べられた意見及び前条の規定により送付された意見書に係る意見（次項において「意見」という。）に対し、誠実に回答しなければならない。

2 申請者は、前項の回答の内容（意見がなかったときは、その旨）を記載した書面を知事及び関係市町村長に送付するとともに、当該回答の内容を、関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

3 知事は、前項の書面の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

（許可の申請）

第14条 申請者は、前条第2項の書面を知事に送付した後に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 太陽光発電施設の合計出力
- (5) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- (6) 太陽光発電施設の設置に関する計画
- (7) 太陽光発電施設の構造に関する事項
- (8) 景観の保全のための措置の検討に関する事項

(9) 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）

2 前項の申請書には、事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（関係市町村長への通知等）

第15条 知事は、第6条の許可の申請があったときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、当該申請の内容を公表しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた関係市町村長は、当該通知に係る太陽光発電施設の設置に関し意見があるときは、知事に当該意見を述べることができる。

（許可の基準等）

第16条 知事は、第6条の許可の申請があった場合において、当該申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

(1) 当該申請に係る事業区域に第6条第1号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれにも該当すること。

ア 当該申請に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害（以下「土砂災害等」という。）を発生させるおそれがないこと。

イ 当該申請に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

ウ 当該申請に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

エ 当該申請に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(2) 当該申請に係る事業区域に第6条第2号、第3号及び第5号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、当該申請に係る太陽光発電施設を設置することにより、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないこと。

(3) 当該申請に係る事業区域に第6条第4号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかに該当すること。

ア 土砂災害等により、当該申請に係る太陽光発電施設に損壊が生じるおそれがないこと。

イ 土砂災害等により、当該申請に係る太陽光発電施設に損壊が生じた場合であっても、人の生命、身体、建物若しくは工作物に被害が生じるおそれ又は避難経路を遮断するおそれがないこと。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第23条の規定により許可を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問

その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。オにおいて同じ。) であつた者で当該取消しの日から1年を経過しないものを含む。)

イ 第25条第1項の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

ウ 第32条の規定により第31条の規定による勧告に係る措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

エ 申請者が太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

オ 法人であつて、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

カ 個人であつて、規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

2 第6条の許可には、土砂災害等の発生の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

3 知事は、第6条の許可(同条第4号に掲げる区域における太陽光発電施設の設置に係るものに限る。)をしようとするときは、長野県太陽光発電事業技術委員会(第34条第1項の長野県太陽光発電事業技術委員会をいう。第25条第4項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第6条の許可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(工事の届出)

第17条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、遅滞なく、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(標識の掲示)

第18条 第6条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間、当該許可に係る事業区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(維持管理)

第19条 申請者は、規則で定めるところにより、太陽光発電施設及び事業区域内の土地(以下この条において「太陽光発電施設等」という。)の維持管理をするための計画(以下この条及び第31条第3項において「維持管理計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 維持管理計画は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

(1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること。

(2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合には、太陽光発電施設の損壊の防止のため又は周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするために必要な措置が速やかに講じられること。

(3) 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支

障が生じた場合には、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が速やかに講じられること。

- 3 第6条の許可を受けた者は、第1項の規定により作成した維持管理計画に従い、当該許可に係る太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 4 第6条の許可を受けた者は、第1項の規定により維持管理計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 5 第6条の許可を受けた者は、第3項の規定により行った維持管理の状況について、規則で定めるところにより、公表しなければならない。
- 6 第1項及び第4項の規定は、維持管理計画の変更について準用する。
- 7 第6条の許可を受けた者は、事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(太陽光発電施設の撤去の届出)

第20条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 太陽光発電施設が撤去されたときは、当該太陽光発電施設に係る第6条の許可は、その効力を失う。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(変更の許可)

第21条 第6条の許可を受けた者は、第14条第1項第1号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 変更の内容
  - (3) その他規則で定める事項
- 3 第7条から第13条まで、第15条及び第16条の規定は、変更の許可について準用する。
- 4 第6条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第22条 第6条の許可を受けた者が当該許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、同条の許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、当該許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第6条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他規則で定める事項

2 知事は、前項後段の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（許可の取消し）

第23条 知事は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可又は変更の許可を受けたとき。
- (2) 第6条の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上引き続き第6条の許可に係る太陽光発電施設の設置の工事を行わないとき。
- (4) 第16条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 第32条の規定による命令に違反したとき。

（設置の届出）

第24条 特定区域以外の区域において太陽光発電施設の設置をしようとする者は、第27条において準用する第13条第2項の書面を知事に送付した後に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 太陽光発電施設の合計出力
- (5) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
- (6) 太陽光発電施設の設置に関する計画
- (7) 太陽光発電施設の構造に関する事項
- (8) 景観の保全のための措置の検討に関する事項
- (9) 環境の保全のための措置の検討に関する事項（環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。）

2 前項の規定による届出には、事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る太陽光発電施設の工事に着手してはならない。

5 知事は、第1項の規定による届出に係る太陽光発電施設の設置により土砂災害等を発生させるおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令）

第25条 知事は、土砂災害等の発生の防止のために必要があると認めるときは、特定区域以外の区

域において太陽光発電施設の設置をしようとする者又はした者に対して、土砂災害等の発生の防止のために必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、前条第1項の規定による届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。

3 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、又は前項に規定する期間内に第1項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に前条第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び延長する理由を通知しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による命令を行おうとするときは、長野県太陽光発電事業技術委員会の意見を聴かなければならない。

(届出内容の変更)

第26条 第24条第1項の規定による届出をした者は、同項第1号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第24条第1項の規定による届出をした者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を知事に届け出なければならない。

(準用)

第27条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで(同条第2項を除く。)及び第22条の規定は、第24条第1項及び前条第1項の規定による届出について準用する。

(特定区域が変更された場合の届出等)

第28条 第24条第1項の規定による届出をした者は、特定区域の変更により特定区域以外の区域における事業区域の全部又は一部が新たに特定区域に含まれることとなったときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第6条の許可は、特定区域の変更により当該許可に係る事業区域の全部が特定区域以外の区域にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該許可に係る太陽光発電施設の設置について第24条第1項の規定による届出があったものとみなす。

第3章 不適正な太陽光発電施設の設置に対する措置等

(指導及び助言)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置等に係る状況等について、必要な報告又は資料の提出を求められることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事業所その他太陽光発電施設の設置に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。



(勧告)

第31条 知事は、第6条の許可又は変更の許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができる。

2 知事は、第6条の許可に係る太陽光発電施設が第16条第1項第1号から第3号までに掲げる基準又は同条第2項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に適合していないと認めるときは、第6条の許可を受けた者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が維持管理計画に従い維持管理を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、土砂災害等の発生の防止及び周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 知事は、第29条の規定による指導を受けた事業者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、当該事業者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

(措置命令)

第32条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(違反事実の公表等)

第33条 知事は、第23条の規定による許可の取消し若しくは前条の規定による命令(以下この項において「取消し等」という。)を行ったとき又は第25条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じなかったときは、当該取消し等を受けた者又は当該命令に係る措置を講じなかった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該取消し等又は当該命令に係る措置の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 長野県太陽光発電事業技術委員会

第34条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議するため、長野県太陽光発電事業技術委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。

2 前項に定めるもののほか、知事は、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項について、委員会の意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第5章 雑則

(地域脱炭素化促進事業に係る特例)

第35条 知事が、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業で当該認定地域脱炭素化促進事業者から申出があったものについて、同法第22条の2第3項の認定又は同法第22条の3第1項の規定による変更の認定を受けたことによりこの条例の目的の一部を達成することができること認め、規則で定めるところにより公示したときは、この条例の一部の規定を適用しない。

(市町村の条例との関係)

第36条 知事が、太陽光発電施設の設置等に関し、市町村の条例によりこの条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の全部又は一部の規定を適用しない。

(国等の特例)

第37条 国又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う太陽光発電施設の設置については、第6条の許可を受けることを要しない。この場合において、国等は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国等は、太陽光発電施設を撤去しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知するものとする。

3 国等は、特定区域以外の区域において太陽光発電施設の設置をしようとするときは、第24条第1項の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。

4 前項の規定により通知した国等は、通知した内容を変更しようとするときは、第26条の規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。

(補則)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第6章 罰則

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条又は第21条第1項の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第6条の許可又は変更の許可を受けた者
- (3) 第24条第1項又は第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第30条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 第30条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 第2章及び第37条（第2項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存太陽光発電施設」という。）については、適用しない。

(経過措置)

3 事業者は、令和6年9月30日までに、既存太陽光発電施設について知事に届け出なければならない。

4 第20条（第2項を除く。）、第22条、第24条第1項から第3項まで及び第37条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第24条第1項中「設置をしようとする者は、第27条において準用する第13条第2項の書面を知事に送付した後に」とあるのは「設置の工事に着手した者は」と、第37条第3項中「設置をしようとする」とあるのは「設置の工事に着手した」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 事業者は、その全部又は一部が特定区域内にある既存太陽光発電施設について発電出力その他

の規則で定める事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

- 6 第7条から第19条まで、第20条第2項、第21条から第23条まで、第28条第2項、第31条第1項から第3項まで、第32条、第33条及び第37条第1項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第21条第1項中「第14条第1項第1号から第7号までに掲げる」とあるのは「附則第5項に規定する規則で定める」と、第28条第2項中「第24条第1項」とあるのは「附則第7項」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 7 事業者は、附則第3項の規定により届け出た内容を変更しようとするとき（附則第5項の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 8 第25条及び第37条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 9 事業者は、附則第7項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を知事に届け出なければならない。
- 10 第37条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 11 事業者は、令和6年9月30日までに、規則で定めるところにより、既存太陽光発電施設の事業区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- 12 事業者は、令和6年9月30日までに、規則で定めるところにより、既存太陽光発電施設及び事業区域内の土地（附則第14項及び第15項において「既存太陽光発電施設等」という。）の維持管理をするための計画を作成しなければならない。
- 13 前項の計画は、第19条第2項各号に掲げる基準に適合したものでなければならない。
- 14 事業者は、附則第12項の計画が作成されるまでの間は、第19条第2項各号に掲げる基準に従い、既存太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 15 事業者は、附則第12項の計画を作成したときは、当該計画に従い、既存太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
- 16 第19条第4項及び第5項の規定は附則第12項の計画について、同条第4項の規定は附則第12項の計画の変更について、同条第7項の規定は既存太陽光発電施設について、それぞれ準用する。この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは、「附則第15項」と読み替えるものとする。
- 17 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
  - (1) 附則第5項又は附則第6項において準用する第21条第1項の規定に違反した者
  - (2) 偽りその他不正の手段により附則第5項又は附則第6項において準用する第21条第1項の許可を受けた者
  - (3) 附則第3項又は第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 2 規則

### 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則

令和6年3月18日

長野県規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定区域)

第2条 条例第6条第1号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 現に設置され、又は設置の工事に着手されている太陽光発電施設の事業区域であって、当該太陽光発電施設の設置の時に於いて森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域であった区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域であった区域のうち、災害の発生を防止する見地から知事が定める区域（環境保全のための措置を検討する区域）

第3条 条例第8条の規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 森林法第2条第1項に規定する森林（同条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている私有林に限る。）の区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園の区域、同条第3号に規定する国定公園の区域及び長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域
- (3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域及び長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域の区域
- (4) 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の区域
- (5) 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域
- (6) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域
- (7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- (8) 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
- (10) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域

(事業基本計画書の公表)

第4条 条例第9条第3項(条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(事業基本計画説明会に係る書面の作成)

第5条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 説明会の周知に関する次に掲げる事項

ア 周知の方法

イ 周知をした区域

(2) 説明会の開催に関する次に掲げる事項

ア 日時及び場所

イ 参加者数

ウ 説明内容及び説明を行った者の氏名(法人にあっては、氏名及び役職名)

2 条例第11条の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 説明のために使用した資料

(2) 説明内容、参加者の要望及び意見並びにこれらに対する回答について具体的に記載した議事録

3 条例第11条の書面は、説明会ごとに作成するものとする。

(意見に対する回答の公表)

第6条 条例第13条第3項(条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(許可の申請に係る添付書類)

第7条 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 登記事項証明書(申請者が法人である場合に限る。)

(2) 申請者が条例第16条第1項第4号のアからカまでに該当しないことを誓約する書類

(3) 太陽光発電施設の配置図

(4) 土地の形質変更を行う場合にあつては、当該土地の造成計画の平面図、縦断図及び横断図

(5) 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造図

(6) 排水計画に係る平面図及び断面図

(7) 太陽光発電施設の構造に関する図面

(8) 現況写真

(9) 条例第11条の書面

(10) その他知事が必要と認める書類

(許可の申請の内容の公表)

第8条 条例第15条第1項(条例第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(不正な行為をすることおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)

第9条 条例第16条第1項第4号のエの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 森林法、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、急

傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、長野県砂防指定地管理条例（平成14年長野県条例第57号）、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号）又は市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(2) 県の区域において、条例第6条の許可の申請前1年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア 砂防法（明治30年法律第29号）第29条の規定による処分

イ 森林法第10条の3、第16条又は第38条第2項の規定による処分

ウ 地すべり等防止法第21条第1項の規定による処分

エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定による処分

オ 都市計画法第81条第1項の規定による処分

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項の規定による処分

キ 条例第32条（条例附則第6項において準用する場合を含む。クにおいて同じ。）の規定による処分

ク 市町村が定めた太陽光発電施設の設置等に関する条例の規定に基づく処分（条例第23条（条例附則第6項において準用する場合を含む。）又は条例第32条の規定による処分に相当する処分に限る。）

（使用人）

第10条 条例第16条第1項第4号のオ及びカの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、太陽光発電施設の設置に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（許可の公表）

第11条 条例第16条第4項（条例第21条第3項及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（工事の届出）

第12条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき 次に掲げる事項

ア 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）

ウ 太陽光発電施設の設置の場所

エ 設置工事の着手年月日

オ 設置工事の完了予定年月日

カ 運転開始の予定年月日

キ 施工業者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先

- (2) 太陽光発電施設の設置の工事を完了したとき 次に掲げる事項
- ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）
  - ウ 太陽光発電施設の設置の場所
  - エ 設置工事の完了年月日
  - オ 運転開始の予定年月日

2 条例第17条第1項（条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による太陽光発電施設の設置の工事を完了したときの届出は、現況写真その他知事が必要と認める書類を添付してしなければならない。

3 条例第17条第2項（条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（標識）

第13条 条例第18条の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）
- (3) 太陽光発電施設の設置の場所
- (4) 太陽光発電施設の合計出力
- (5) 太陽光発電施設の運転開始の年月日
- (6) 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (7) 緊急時における連絡先

（維持管理計画等）

第14条 条例第19条第1項に規定する維持管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 維持管理の基本的事項
- (2) 維持管理の実施体制
- (3) 保守点検の内容
- (4) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (5) 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第19条第2項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

2 条例第19条第1項（条例第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による維持管理計画の提出は、条例第14条第1項（条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出に併せて行わなければならない。

3 条例第19条第4項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に行わなければならない。

4 条例第19条第4項（同条第6項及び条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）及び第5項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

5 条例第19条第7項（条例第27条並びに附則第6項及び第16項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して30日以内に行わなければならない。

（太陽光発電施設の撤去の届出の公表）

第15条 条例第20条第3項（条例第27条及び附則第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（変更の許可の申請）

第16条 条例第21条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更
- (3) 太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

2 条例第21条第2項の申請書には、条例第14条第2項の図面及び第7条各号に掲げる書類のうち変更の許可を受けようとする内容に係るものを添付しなければならない。

3 条例第21条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 変更の理由

4 条例第21条第4項の届出は、第7条各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付しなければならない。

（地位の承継の届出）

第17条 条例第22条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号（条例第6条の許可を受けている場合に限る。）
- (2) 太陽光発電施設の設置の場所
- (3) 承継年月日
- (4) 承継の理由

2 条例第22条第1項後段（条例第27条並びに附則第4項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継の事実を証する書面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第22条第2項（条例第27条並びに附則第4項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（設置の届出）

第18条 条例第24条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 太陽光発電施設の配置図
- (2) 現況写真
- (3) 条例第11条の書面（条例附則第3項の規定による届出を行う場合を除く。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 条例第24条第3項（条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（届出内容の変更の届出）

第19条 条例第26条第1項の届出は、条例第24条第2項の図面及び前条第1項各号に掲げる書類の



うち変更の届出をしようとする内容に係るものを添付してしなければならない。

2 条例第26条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更
- (3) 条例第24条第1項（条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更

3 条例第26条第3項の届出は、前条第1項各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付してしなければならない。

（準用）

第20条 第14条第2項の規定は、条例第27条において準用する条例第19条第1項に規定する維持管理計画の提出について準用する。この場合において、第14条第2項中「第14条第1項（条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出」とあるのは、「第24条第1項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（身分証明書）

第21条 条例第30条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（条例の適用除外の公示）

第22条 条例第35条の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

- (1) 条例第35条の申出をした認定地域脱炭素化促進事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 適用を除外する条例の規定
- (3) 条例の規定の適用を除外する年月日

第23条 条例第36条の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

- (1) 条例の適用を除外する市町村の名称
- (2) 適用を除外する条例の規定
- (3) 条例の規定の適用を除外する年月日

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 既存太陽光発電施設の事業区域については、第2条第1号の規定は、適用しない。

（既存太陽光発電施設について変更の許可を要する事項）

3 条例附則第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 既存太陽光発電施設の設置の場所
- (2) 事業区域の位置及び面積
- (3) 既存太陽光発電施設の発電出力
- (4) 既存太陽光発電施設の設置に関する計画
- (5) 既存太陽光発電施設の構造に関する事項

（既存太陽光発電施設の届出内容の変更の届出）

4 条例附則第7項の届出は、条例第24条第2項の図面及び第18条第1項各号に掲げる書類のうち変更の届出をしようとする内容に係るものを添付してしなければならない。

- 5 条例附則第7項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
  - (2) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間の変更
  - (3) 既存太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更  
（既存太陽光発電施設の標識）
- 6 条例附則第11項の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
  - (2) 既存太陽光発電施設の設置の場所
  - (3) 既存太陽光発電施設の発電出力
  - (4) 既存太陽光発電施設の運転開始日
  - (5) 既存太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）
  - (6) 緊急時における連絡先  
（既存太陽光発電施設の維持管理）
- 7 条例附則第12項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 維持管理の基本的事項
  - (2) 維持管理の実施体制
  - (3) 保守点検の内容
  - (4) 既存太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
  - (5) 事故又は土砂災害等により既存太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第19条第2項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- （別記様式）略

3 主な関係法令等一覧

<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合</p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出先</p>
<p>土地売買等の届出(事後届出) 手続 (国土利用計画法)</p>	<p>土地売買等の契約(予約を含む)を締結した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域：2,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・都市計画区域以外の区域：10,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<p>土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(提出先) 市町村の 国土利用計画法担当部署 (問合せ先) 長野県企画振興部 総合政策課(土地対策係) ☎026-235-7025</p>
<p>開発許可手続 (都市計画法)</p>	<p>開発行為をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域：1,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・市街化調整区域：全て</li> <li>・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1ha以上</li> </ul> <p>※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、全ての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。</p> <p>※太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要。</p>	<p>都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。</p> <p>左記要件に該当する場合には、都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない。</p>	<p>長野市、松本市→市の開発許可担当部署</p> <p>長野市、松本市以外の市町村→最寄りの建設事務所の建築課又は整備・建築課</p> <p>長野県建設部 都市・まちづくり課 (都市計画係) ☎026-235-7297</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
(農地法・農業振興地域の整備に関する法律) 農地転用許可手続	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合。 なお、農用地区域内の土地については、市町村が農用地区域から除外する場合に限られる。	土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。  農業委員会を経由して、都道府県知事又は指定市町村長の <b>農地転用許可を受けなければならない</b> 。 農用地区域内の土地である場合、市町村の農業振興地整備計画を変更する必要があるため、市町村の農振担当部局に農用地区域からの除外手続きについて相談する。	農地転用許可手続：市町村の農業委員会  農用地区域からの除外を申し出るための手続：市町村の農政担当部署  最寄りの地域振興局の農政課  長野県農政部 農業政策課（農地調整係） ☎026-235-7214
(道路法) 道路の占用許可手続	①道路区域内で設置や施工をするために、道路を占有する場合 ②発電設備の新設にあたり、設備への車両出入口を設けるための道路に関する工事を行う場合	①道路占用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。 ②道路に関する工事を行う場合には、道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書を提出し、承認を得た上で、自費で施工しなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口
(森林法) 林地開発許可手続	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区の森林は除く)内において、	市町村林務担当部署に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。	(伐採の届出・伐採後の造林の届出：市町村林務担当部

<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合</p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出先</p>
	<p>面積が 0.5 ヘクタールを超える規模で開発を行う場合</p>	<p><b>都道府県知事の許可</b>を受けなければならない。 (なお、0.5 ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ<b>市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書</b>を提出しなければならない。)</p>	<p>署)  林地開発許可：最寄りの地域振興局の林務課  長野県林務部 森林づくり推進課 (保安林係) ☎026-235-7275</p>
<p>(自然公園法及び長野県立自然公園条例) 行為許可申請等手続</p>	<p>(国立公園・国定公園) ①<b>特別地域</b>で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ②<b>特別保護地区</b>で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ③<b>普通地域</b>で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合 (都道府県立自然公園) ④<b>特別地域</b>で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ⑤<b>普通地域</b>で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合</p>	<p>右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。 ①国立公園は<b>環境大臣又は都道府県知事の許可</b>、国定公園は<b>知事の許可</b>を受けなければならない。 ②国立公園は<b>環境大臣の許可</b>、国定公園は<b>都道府県知事の許可</b>を受けなければならない。 ③国立公園は環境大臣又は<b>都道府県知事への届出</b>、国定公園は<b>都道府県知事への届出</b>をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。 ④<b>都道府県知事の許可</b>を受けなければならない。 ⑤<b>都道府県知事への届出</b>をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は最寄りの地域振興局環境課  長野県環境部 自然保護課 ☎026-235-7178</p>
<p>(土壌汚染対策法) 届出手続 土壌の形質 変更に係る 土壌の形質</p>	<p>土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象とな</p>	<p>当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定</p>	<p>最寄りの地域振興局環境課</p>

<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合</p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出先</p>
	<p>る土地の面積が <b>3,000 m<sup>2</sup>以上</b>の場合</p>	<p>日その他事項を<b>都道府県知事等に届け出</b>なければならない。</p>	<p>長野県環境部 水大気環境課 ☎026-235-7162</p>
<p>埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 (文化財保護法)</p>	<p><b>周知の埋蔵文化財包蔵地</b>を 発掘しようとする場合</p>	<p>埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地び該当するか否かを教育委員会に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、<b>都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等</b>を行わなければならない。</p>	<p>市町村の教育委員会</p>
<p>特別保護地区内における行為許可手続 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)</p>	<p><b>特別保護地区の区域内</b>において一定の行為を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合</p>	<p>鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。 環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあっては<b>環境大臣</b>の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあっては<b>都道府県知事の許可</b>を受けなければならない。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、最寄りの地域振興局林務課  林務部森林づくり推進課 鳥獣対策室 ☎026-235-7273</p>
<p>おける行為 地区内等に 護区の管理 生息地等保</p>	<p>(法による管理地区) <b>管理地区の区域内において一定の行為</b>をする場合</p>	<p>(法による管理地区) 対象区域内の一定の行為について、<b>環境大臣の許可</b>を受けなければ</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事</p>

<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合</p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出先</p>
	<p>(法による監視地区) <b>生息地等保護区の区域</b>で管理地区の区域に属さない部分の区域内において<b>一定の行為</b>をしようとする場合 (条例による規制地区) <b>規制地区の区域内</b>において<b>一定の行為</b>をする場合 (条例による監視地区) <b>生息地等保護区の区域</b>で規制地区の区域に属さない部分の区域内において<b>一定の行為</b>をしようとする場合</p> <p>※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合</p>	<p>ばならない。 (法による監視地区) <b>環境大臣</b>に対象区域内の一定の行為に係る<b>届出</b>を行わなければならない。 (条例による規制地区) 対象区域内の一定の行為について、<b>知事の許可</b>を受けなければならない。 (条例による監視地区) <b>知事</b>に対象区域内の一定の行為に係る<b>届出</b>を行わなければならない。</p>	<p>務所等（法による規制地区及び監視地区は、R3.3 月末現在、県内に存在しない） 木曽地域振興局総務管理・環境課 （条例による規制地区及び監視地区は、R3.3 月末現在、木曽郡木曽町開田高原のみ）</p>
<p>消防法に基づく申請等 (消防法)</p>	<p>危険物施設等に該当する場合 ※例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要。</p>	<p>当該施設が設置される区域の<b>市町村長等の許可</b>を受けなければならない。</p>	<p>市町村の消防担当部署</p>
<p>道路法に基づく車両制限 (道路法)</p>	<p>建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させる場合</p>	<p>特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口</p>

<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合</p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出先</p>
<p>景観法及び長野県景観条例の届出手続 (景観法及び長野県景観条例)</p>	<p>○下記の面積を超える太陽光発電施設を建設しようとする場合 (一般地域) 太陽電池モジュールの築造面積の合計(一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設に係る太陽電池モジュールの水平投影面積の合計)が1,000㎡を超えるもの (景観育成重点地域) 太陽電池モジュールの築造面積の合計(一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設に係る太陽電池モジュールの水平投影面積の合計)が20㎡を超えるもの ○建築物の屋根、屋上等に後から設置する場合 (一般地域) 太陽電池モジュールの設置面積が400㎡を超えるもの (景観育成重点地域) 太陽電池モジュールの設置面積が25㎡を超えるもの</p>	<p>○手続きが必要な区域 長野県景観計画の区域(景観行政団体である市町村の区域を除く区域) ○届出時期 景観法に基づく事前届出を、行為の着手の30日前までに、建設地の市役所(町村役場)を経由し県建設事務所に提出する。(届出が受理されてから30日を経過した後でなければ当該行為に着手することができない。) ○建設地が「一般地域」、「景観育成重点地域」のいずれかに該当するかは、当該市町村に確認する。 ○一般地域又は景観育成重点地域を問わず太陽電池モジュールの築造面積の合計が1,000㎡を超えるものは、景観予測対象行為として眺望点からの完成予想図等、追加の添付書類が必要となる。</p>	<p>(提出先) 建設地の市役所(町村役場)の景観担当窓口 (問合せ先) 建設地を所管する建設事務所建築課(整備・建築課) 又は長野県建設部都市・まちづくり課(景観係) ☎026-235-7348 ※景観行政団体の市町村については、当該市町村景観担当窓口</p>
<p>建築確認申請手続 (建築基準法)</p>	<p>建築基準法上の建築物(第2条第1項第一号)を建築しようとする場合は建築確認申請等の手続きが必要となる場合があります。</p>	<p>左記に該当する場合、判断に迷う場合は右記所管行政庁にご相談ください。</p>	<p>建設地を所管する行政庁(建築基準法の所管行政庁) 建設地に応じて下記の行政庁にご相談ください 1 長野市、松本市、上田市、※岡谷市、※飯田市、※諏訪市、※塩尻市 2 1以外の地域にあっては、地域を所管する建設事務所(整備・)建築課 ※限定特定行政庁のため、建築基準法</p>



<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合</p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出先</p>
			<p>第 6 条第 1 項第 4 号建築物に限る。</p> <p>長野県建設部 建築住宅課（指導 審査係） ☎026-235-7335</p>

#### 4 市町村の担当課（太陽光発電事業適正化担当窓口）

市町村	所属	住所	電話番号	E-mail	地域振興局
小諸市	生活環境課	小諸市相生町3-3-3	0267-22-1700 (内線2275)	<a href="mailto:kankyo@city.komoro.nagano.jp">kankyo@city.komoro.nagano.jp</a>	佐久地域振興局環境課・廃棄物対策課 佐久市跡部65-1 ☎0267-63-3166
佐久市	環境政策課	佐久市中込3056	0267-62-2917 (直通)	<a href="mailto:kankyoseisaku@city.saku.lg.jp">kankyoseisaku@city.saku.lg.jp</a>	
小海町	産業建設課	南佐久郡小海町大字豊里57-1	0267-92-2525	<a href="mailto:syoukoukanko@town.koumi.lg.jp">syoukoukanko@town.koumi.lg.jp</a>	
佐久穂町	住民税務課	南佐久郡佐久穂町大字高野町569	0267-86-2552	<a href="mailto:seikatukankyou@town.sakuho.nagano.jp">seikatukankyou@town.sakuho.nagano.jp</a>	
川上村	産業建設課	南佐久郡川上村大字大深山525	0267-97-2121	<a href="mailto:kankyou@vill.kawakami.nagano.jp">kankyou@vill.kawakami.nagano.jp</a>	
南牧村	産業建設課	南佐久郡南牧村大字海ノ口1051	0267-96-2211	<a href="mailto:sankensanji@vill.minamimaki.nagano.jp">sankensanji@vill.minamimaki.nagano.jp</a>	
南相木村	総務課	南佐久郡南相木村3525-1	0267-78-2121	<a href="mailto:kankyou@vill.minamiaiki.nagano.jp">kankyou@vill.minamiaiki.nagano.jp</a>	
北相木村	住民福祉課	南佐久郡北相木村2744	0267-77-2111	<a href="mailto:jyuminhukusi@vill.kitaaiki.lg.jp">jyuminhukusi@vill.kitaaiki.lg.jp</a>	
軽井沢町	環境課	北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1	0267-45-8556	<a href="mailto:kankyo@town.karuizawa.lg.jp">kankyo@town.karuizawa.lg.jp</a>	
御代田町	建設水道課	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794-6	0267-32-3129	<a href="mailto:tokei@town.miyota.nagano.jp">tokei@town.miyota.nagano.jp</a>	
立科町	建設環境課	北佐久郡立科町大字芦田2532	0267-88-8411	<a href="mailto:t-kankyou@town.tateshina.nagano.jp">t-kankyou@town.tateshina.nagano.jp</a>	
上田市	都市計画課	上田市大手1-11-16	0268-23-5134	<a href="mailto:tosikei@city.ueda.nagano.jp">tosikei@city.ueda.nagano.jp</a>	上田地域振興局環境課
東御市	生活環境課	東御市県281-2	0268-64-5896	<a href="mailto:seikan@city.tomi.nagano.jp">seikan@city.tomi.nagano.jp</a>	上田市材木町1-2-6
長和町	町民福祉課	小県郡長和町古町4247-1	0268-75-2081	<a href="mailto:kankyo@town.nagawa.nagano.jp">kankyo@town.nagawa.nagano.jp</a>	☎0268-25-7134
青木村	総務企画課	小県郡青木村大字田沢111	0268-49-0111	<a href="mailto:somu@vill.aoki.nagano.jp">somu@vill.aoki.nagano.jp</a>	
岡谷市	環境課	岡谷市幸町8-1	0266-23-4811 (内線1445)	<a href="mailto:seisou@city.okaya.lg.jp">seisou@city.okaya.lg.jp</a>	諏訪地域振興局環境課

市町村	所属	住所	電話番号	E-mail	地域振興局
諏訪市	ゼロカーボンシティ推進室	諏訪市高島1-22-30	0266-52-4141	<a href="mailto:zero-carbon@city.suwa.lg.jp">zero-carbon@city.suwa.lg.jp</a>	諏訪市上川 1 丁目1644の10 ☎0266-57-2952
茅野市	環境課	茅野市塚原2-6-1	0266-72-2101 (内線263)	<a href="mailto:kankyo@city.chino.lg.jp">kankyo@city.chino.lg.jp</a>	
下諏訪町	住民環境課	諏訪郡下諏訪町4613-8	0266-27-1111 (内線141)	<a href="mailto:kankyou@town.shimosuwa.lg.jp">kankyou@town.shimosuwa.lg.jp</a>	
富士見町	総務課	諏訪郡富士見町落合10777	0266-62-9332	<a href="mailto:kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp">kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp</a>	
原村	建設水道課	諏訪郡原村6549-1	0266-79-7933	<a href="mailto:kankyo@vill.hara.lg.jp">kankyo@vill.hara.lg.jp</a>	
伊那市	生活環境課	伊那市下新田3050	0265-78-4111 (内線2211, 2212)	<a href="mailto:sei@inacity.jp">sei@inacity.jp</a>	上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課 伊那市荒井3497 ☎0265-76-6817
駒ヶ根市	生活環境課	駒ヶ根市赤須町20-1	0265-83-2111 (内線541)	<a href="mailto:kankyo-ho@city.komagane.nagano.lg.jp">kankyo-ho@city.komagane.nagano.lg.jp</a>	
辰野町	住民税務課	上伊那郡辰野町中央1	0266-41-1111	<a href="mailto:ch-seikatu@town.tatsuno.lg.jp">ch-seikatu@town.tatsuno.lg.jp</a>	
箕輪町	ゼロカーボン推進室	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298	0265-79-3144	<a href="mailto:zero@town.minowa.lg.jp">zero@town.minowa.lg.jp</a>	
飯島町	住民税務課	上伊那郡飯島町飯島2537	0265-86-3111	<a href="mailto:jyumin@town.iijima.lg.jp">jyumin@town.iijima.lg.jp</a>	
南箕輪村	住民環境課	上伊那郡南箕輪村4825-1	0265-72-2106	<a href="mailto:seikatsuc@vill.minamiminowa.lg.jp">seikatsuc@vill.minamiminowa.lg.jp</a>	
中川村	建設環境課	上伊那郡中川村大草4045-1	0265-88-3001	<a href="mailto:kankyo@vill.naganononakagawa.lg.jp">kankyo@vill.naganononakagawa.lg.jp</a>	
宮田村	みらい創造課	上伊那郡宮田村98	0265-85-3181	<a href="mailto:kikaku@vill.miayada.nagano.jp">kikaku@vill.miayada.nagano.jp</a>	
飯田市	ゼロカーボンシティ推進課	飯田市大久保町2534	0265-22-4511 (内線5475)	<a href="mailto:sakugen_co2@city.iida.nagano.jp">sakugen_co2@city.iida.nagano.jp</a>	
松川町	住民税務課	下伊那郡松川町元大島3823	0265-36-7046	<a href="mailto:jyuzzei@town.matsukawa.lg.jp">jyuzzei@town.matsukawa.lg.jp</a>	
高森町	建設課	下伊那郡高森町下市	0265-35-9407	<a href="mailto:kensetsu@town.nahara.lg.jp">kensetsu@town.nahara.lg.jp</a>	2丁目678 ☎0265-53-0434

市町村	所属	住所	電話番号	E-mail	地域振興局
		田2183-1	(直通)	<a href="mailto:gano-takamori.lg.jp">gano-takamori.lg.jp</a>	
阿南町	建設環境課	下伊那郡阿南町東條58-1	0260-22-4053	<a href="mailto:kankyo@town.anan.lg.jp">kankyo@town.anan.lg.jp</a>	
阿智村	環境課	下伊那郡阿智村駒場483	0265-43-2220	<a href="mailto:kankyo@vill.achi.lg.jp">kankyo@vill.achi.lg.jp</a>	
平谷村	産業建設課	下伊那郡平谷村354	0265-48-2211	<a href="mailto:sanken-01@vill.hiraya.lg.jp">sanken-01@vill.hiraya.lg.jp</a>	
根羽村	住民課	下伊那郡根羽村2131-1	0265-49-2111	<a href="mailto:eisei@vill.neba.lg.jp">eisei@vill.neba.lg.jp</a>	
下條村	振興課	下伊那郡下條村睦沢8801-1	0260-27-2311	<a href="mailto:sjkensetu@vill-shimojo.jp">sjkensetu@vill-shimojo.jp</a>	
壳木村	住民課	下伊那郡壳木村968-1	0260-28-2311	<a href="mailto:jumin@urugi.jp">jumin@urugi.jp</a>	
天龍村	建設課	下伊那郡天龍村平岡878	0260-32-1022	<a href="mailto:seikan@vill-tenryu.jp">seikan@vill-tenryu.jp</a>	
泰阜村	住民福祉課	下伊那郡泰阜村3236-1	0260-26-2111	<a href="mailto:kankyou@vill.yasuoka.lg.jp">kankyou@vill.yasuoka.lg.jp</a>	
喬木村	生活環境課	下伊那郡喬木村6664	0265-33-5127	<a href="mailto:kankyou@vill.takagi.nagano.jp">kankyou@vill.takagi.nagano.jp</a>	
豊丘村	建設環境課	下伊那郡豊丘村大字神稲3120	0265-35-9057	<a href="mailto:kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp">kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp</a>	
大鹿村	住民税務課	下伊那郡大鹿村大字大河原354	0265-39-2001	<a href="mailto:jyumin@vill.ooshika.lg.jp">jyumin@vill.ooshika.lg.jp</a>	
上松町	住民福祉課	木曾郡上松町駅前通り2-13	0264-52-4802	<a href="mailto:seikan@town.agematsu.nagano.jp">seikan@town.agematsu.nagano.jp</a>	木曾地域振興局総務管理・環境課
南木曾町	建設環境課	木曾郡南木曾町読書3668-1	0264-57-2001	<a href="mailto:kankyou@town.nagaiso.lg.jp">kankyou@town.nagaiso.lg.jp</a>	木曾郡木曾町
木曾町	環境水道課	木曾郡木曾町福島2326-6	0264-24-3320	<a href="mailto:kankyo_ct@town.kiso.lg.jp">kankyo_ct@town.kiso.lg.jp</a>	福島2757-1 ☎0264-25-
木祖村	住民福祉課	木曾郡木祖村藪原1191-1	0264-36-2001	<a href="mailto:kankyou@kisomura.com">kankyou@kisomura.com</a>	2211
王滝村	経済産業課	木曾郡王滝村3623	0264-48-2001	<a href="mailto:suido@vill.nagano-otaki.lg.jp">suido@vill.nagano-otaki.lg.jp</a>	
大桑村	住民課	木曾郡大桑村大字長野880-1	0264-55-3080	<a href="mailto:kankyo@vill.okuwa.lg.jp">kankyo@vill.okuwa.lg.jp</a>	
松本市	環境・地域	松本市丸の内3-7	0263-34-3268	<a href="mailto:s-">s-</a>	松本地域振興

市町村	所属	住所	電話番号	E-mail	地域振興局
	エネルギー課			<a href="mailto:kankyo@city.matsumoto.lg.jp">kankyo@city.matsumoto.lg.jp</a>	局環境・廃棄物対策課
塩尻市	生活環境課	塩尻市大門7番町3-3	0263-52-0280 (代表) 0263-52-0744 (直通)	<a href="mailto:kankyo@city.shiojiri.lg.jp">kankyo@city.shiojiri.lg.jp</a>	松本市大字島立 1020 ☎0263-40-
安曇野市	環境課	安曇野市豊科6000	0263-71-2492	<a href="mailto:kankyou@city.azumino.nagano.jp">kankyou@city.azumino.nagano.jp</a>	1491
麻績村	住民課	東筑摩郡麻績村麻3837	0263-67-3001	<a href="mailto:omijumin@vill.omiji.nagano.jp">omijumin@vill.omiji.nagano.jp</a>	
生坂村	振興課	東筑摩郡生坂村5493-2	0263-69-3111	<a href="mailto:sinkoka@vill.ikusaka.nagano.jp">sinkoka@vill.ikusaka.nagano.jp</a>	
山形村	住民課	東筑摩郡山形村2030-1	0263-98-3112	<a href="mailto:kankyo@vill.naganoyama.lg.jp">kankyo@vill.naganoyama.lg.jp</a>	
朝日村	建設環境課	東筑摩郡朝日村大字古見1555-1	0263-99-4103	<a href="mailto:kensetsu@vill.asahi.nagano.jp">kensetsu@vill.asahi.nagano.jp</a>	
筑北村	住民福祉課	東筑摩郡筑北村西条4195	0263-66-2111	<a href="mailto:kyufuk@vill.chikuhoku.lg.jp">kyufuk@vill.chikuhoku.lg.jp</a>	
大町市	生活環境課	大町市大町3887	0261-22-0420 (内線465)	<a href="mailto:seikatsu@city.omachi.nagano.jp">seikatsu@city.omachi.nagano.jp</a>	北アルプス地域振興局総務
池田町	住民課	北安曇郡池田町大字池田3203-6	0261-62-2203	<a href="mailto:kankyo@town.ikedata.nagano.jp">kankyo@town.ikedata.nagano.jp</a>	管理・環境課 大町市大町
松川村	住民課	北安曇郡松川村76-5	0261-62-3112	<a href="mailto:s-kikaku@vill.matsukawa.lg.jp">s-kikaku@vill.matsukawa.lg.jp</a>	1058-2 ☎0261-23-6500
白馬村	建設課	北安曇郡白馬村大字北城7025	0261-85-0724	<a href="mailto:kensetsu@vill.hakuba.lg.jp">kensetsu@vill.hakuba.lg.jp</a>	
小谷村	総務課	北安曇郡小谷村大字中小谷丙131	0261-82-2038	<a href="mailto:kikakuzaisei@vill.otari.lg.jp">kikakuzaisei@vill.otari.lg.jp</a>	
長野市	環境保全温暖化対策課	長野市大字鶴賀緑町1613	026-224-7532	<a href="mailto:kankyo@city.nagano.lg.jp">kankyo@city.nagano.lg.jp</a>	長野地域振興局環境・廃棄物
須坂市	生活環境課	須坂市大字須坂1528-1	026-248-9019	<a href="mailto:s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp">s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp</a>	対策課 長野市大字南長野南県町
千曲市	環境課	千曲市杭瀬下2丁目1番地	026-273-1111 内線2203	<a href="mailto:kankyou@city.chikumakuma.lg.jp">kankyou@city.chikumakuma.lg.jp</a>	☎026-234-9590

市町村	所属	住所	電話番号	E-mail	地域振興局
坂城町	住民環境課	埴科郡坂城町大字坂城10050	0268-82-3111 (内線125)	<a href="mailto:kankyoutown.sakaki.lg.jp">kankyoutown.sakaki.lg.jp</a>	
小布施町	総務課環境防災連携推進室	上高井郡小布施町大字小布施1491-2	026-214-9209	<a href="mailto:soumutown.obuse.lg.jp">soumutown.obuse.lg.jp</a>	
高山村	総務課	上高井郡高山村大字高井4972	026-214-2263	<a href="mailto:soumuvill.takayama.nagano.jp">soumuvill.takayama.nagano.jp</a>	
信濃町	総務課	上水内郡信濃町大字柏原428-2	026-255-1007	<a href="mailto:kikakutown.shinano.lg.jp">kikakutown.shinano.lg.jp</a>	
飯綱町	住民環境課	上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	026-253-4762	<a href="mailto:seikantown.iizuna.nagano.jp">seikantown.iizuna.nagano.jp</a>	
小川村	住民福祉課	上水内郡小川村大字高府8800-8	026-269-2323	<a href="mailto:kankyovill.ogawa.nagano.jp">kankyovill.ogawa.nagano.jp</a>	
中野市	生活環境課	中野市三好町1-3-19	0269-22-2111 (内線247)	<a href="mailto:kankyocity.nakanonagano.jp">kankyocity.nakanonagano.jp</a>	
飯山市	ゼロカーボン推進課	飯山市大字飯山1110-1	0269-67-0732	<a href="mailto:zerocarboncity.iiyama.nagano.jp">zerocarboncity.iiyama.nagano.jp</a>	
山ノ内町	未来創造課 (R6.4.1～)	下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1	0269-33-3113	<a href="mailto:sozotown.yamano-uchi.lg.jp">sozotown.yamano-uchi.lg.jp</a>	
木島平村	建設課	下高井郡木島平村大字往郷914-6	0269-82-3111 (内線152)	<a href="mailto:nosonseibivill.kijimadaira.lg.jp">nosonseibivill.kijimadaira.lg.jp</a>	
野沢温泉村	総務課	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817	0269-85-3111	<a href="mailto:kikakuvill.noza-waonsen.lg.jp">kikakuvill.noza-waonsen.lg.jp</a>	
栄村	総務課	下水内郡栄村大字北信3433	0269-87-3111	<a href="mailto:kikakuzaiseivill.sakae.nagano.jp">kikakuzaiseivill.sakae.nagano.jp</a>	

# 様式集

## 様式集（記載例）

・事業基本計画書	様式第1号
・太陽光発電施設設置許可申請書	様式第2号
・設置工事着手届出書	様式第3号
・設置工事完了届出書	様式第4号
・維持管理計画変更届出書	様式第5号
・事故等報告書	様式第6号
・太陽光発電施設撤去届出書	様式第7号
・太陽光発電施設設置変更許可申請書	様式第8号
・（特定区域内）太陽光発電施設軽微変更届出書	様式第9号
・地位の承継届出書	様式第10号
・（特定区域外）太陽光発電施設設置届出書	様式第11号
・（特定区域外）太陽光発電施設設置変更届出書	様式第12号
・（特定区域外）太陽光発電施設軽微変更届出書	様式第13号
・特定区域の変更に伴う届出書	様式第14号
・既存太陽光発電施設届出書	様式第15号
・既存太陽光発電施設変更届出書	様式第16号
・既存太陽光発電施設軽微変更届出書	様式第17号

### （参考様式）

- ・景観の保全のための措置の検討状況書
- ・環境の保全のための措置の検討状況書
- ・施設設置計画書
- ・維持管理計画書
- ・事業基本計画説明状況報告書
- ・意見回答書
- ・誓約書
- ・事故等報告書（速報）
- ・関係法令チェックリスト
- ・協定書（案）ひな形



(様式第1号) (第9条関係)

## 事業基本計画書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第9条第1項（第21条第3項、第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

太陽光発電施設の設置の場所	長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-△△	
事業区域の位置及び面積	別添「位置図及び事業区域図」参照 〇〇〇〇㎡	
太陽光発電電力施設の合計出力	〇〇kW (太陽電池の合計出力 〇〇kW)	
太陽光 発電事 業の内 内容及 び実 施予 定期間	発電電力の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 売電 <input type="checkbox"/> 自家消費 設備ID (なし オフサイトPPA方式により関東圏大企業に 電力売電予定)
	設置工事着手予定日	令和〇年〇月〇日
	設置工事完了予定日	令和〇年〇月〇日
	運転開始予定日	令和〇年〇月〇日
	施設撤去予定日	令和〇年〇月〇日
太陽光発電施設の設置に関する計画	別添「太陽光発電施設設置計画書」参照	
太陽光発電施設の構造に関する事項	地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、設計会社による構造（強度）計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。	
景観の保全のための措置の検討に関する事項	別添「景観の保全のための措置の検討状況書」参照	
環境の保全のための措置の検討に関する事項 ※（環境配慮区域に太陽光発電施設に設置する場合に限る。）	別添「環境の保全のための措置の検討状況書」参照	

維持管理計画に関する事項	別添「維持管理計画」参照	
関係市町村長及び関係住民の 範囲並びにその根拠	範 囲	事業地から半径〇〇メートルの範囲の居住者・土地所有者
	根 拠	〇〇市環境課に確認（〇〇市ガイドライン準拠） 〇〇区長に確認
事業基本計画説明会の開催の 日時及び場所	日 時	第1回 令和〇年〇月〇日（〇） 午前〇時から〇時まで 第2回 令和〇年〇月〇日（〇） 午後〇時から〇時まで 第3回以降の説明会を開催する場合は、当社HPで公表する。 （ホームページアドレス） ・・・
	場 所	第1回 会場名（〇〇市〇〇丁目〇〇） 第2回 会場名（〇〇市〇〇丁目〇〇）
意見の提出先	【郵送提出先】 〒〇〇〇—〇〇〇〇 長野県〇〇市〇〇—〇〇 株式会社〇〇太陽光発電 あて 【電子メール等】 〇〇@〇〇〇〇	
土地の権原の取得予定	説明会実施後に地域住民の意見を聴き事業性を判断。その後、土地の権原を取得予定。	
地域社会に資する事項	災害時は地域住民に非常用電源として電力提供予定	
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)	

注1 該当する□内に△印を記入すること

- 2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、提出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。
- 3 「事業区域の位置及び面積」欄には、小数第1位まで記載すること。
- 4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。
- 5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 6 「備考」欄には、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(様式第2号) (第14条関係)

## 太陽光発電施設設置許可申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

太陽光発電施設の設置の場所		長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-△△
事業区域の位置及び面積		別添位置図及び事業区域図のとおり 〇〇〇〇㎡
太陽光発電施設の合計出力		〇〇kW (太陽電池の合計出力 〇〇kW)
太陽光 発電事 業の内 内容及 び実 施予 定期間	発電電力の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 売電 <input type="checkbox"/> 自家消費 設備ID (なし オフサイトPPA方式により関東圏大企業に電力売電予定)
	設置工事着手予定日	令和〇年〇月〇日
	設置工事完了予定日	令和〇年〇月〇日
	運転開始予定日	令和〇年〇月〇日
	施設撤去予定日	令和〇年〇月〇日
太陽光発電施設の設置に関する計画		別添配置図のとおり 別添「太陽光発電施設設置計画書」参照
太陽光発電施設の構造に関する事項		地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、設計会社による構造(強度)計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。
景観保全のための措置の検討に関する事項		別添「景観の保全のための措置の検討状況書」参照

環境の保全のための措置の検討に関する事項 ※環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。	別添「環境の保全のための措置の検討状況書」参照
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注1 該当する□内にレ印を記入すること。

- 2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、提出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。
- 3 「事業区域の面積」欄には、小数第1位まで記載すること。
- 4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。
- 5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 6 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

- (添付書類)
- 1 位置図
  - 2 事業区域図
  - 3 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
  - 4 誓約書
  - 5 太陽光発電施設の配置図
  - 6 土地の形質変更を行う場合にあつては、当該土地の造形計画の平面図、縦断面図及び横断面図
  - 7 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造図
  - 8 排水計画に係る平面図及び断面図
  - 9 太陽光発電施設の構造に関する図面
  - 10 現況写真
  - 11 条例第11条の書面
  - 12 その他知事が必要と認める書類

(様式第3号関係) (第17条関係)

## 設置工事着手届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第17条第1項（第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇日 環政ゼ第〇〇号	
太陽光発電施設の設置の場所	〇〇市〇〇 (設備ID●●)	
設置工事着手年月日	令和〇年〇月〇日	
設置工事完了予定年月日	令和〇年〇月〇日	
運転開始の予定年月日	令和〇年〇月〇日	
施工業者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	株式会社●●
	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇
	電話番号	〇〇-〇〇-〇〇
	電子メールアドレス	〇〇@〇〇. 〇〇.jp
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)	

注1 「許可年月日及び許可番号」欄は、設置工事に着手する太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号を記載すること（当該許可を受けている場合に限る。）。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(様式第4号関係) (第17条関係)

## 設置工事完了届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域とした太陽光発電事業の推進に関する条例第17条第1項（第27条及び附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環政ゼ第〇号
太陽光発電施設の設置の場所	〇〇市〇〇 (設備ID●●)
設置工事の完了年月日	令和〇年〇月〇日
運転開の予定年月日	令和〇年〇月〇日
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注1 「許可年月日及び許可番号」欄は、設置工事に着手する太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号を記載すること（当該許可を受けている場合に限る。）。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(添付書類) 1 現況写真（工事に係る太陽光発電施設及び標識の掲示を明示すること。）

2 その他知事が必要と認める書類

(様式第 5 号関係) (第19条関係)

## 維持管理計画変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第19条第6項の規定により、下記のとおり提出します。

## 記

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環政ゼ第〇号
太陽光発電施設の設置場所	長野市〇〇 (設備ID ●●)
維持管理計画の変更の概要	保守点検責任者を変更
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注 1 「許可年月日及び許可番号」欄は、太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号を記載すること（当該許可を受けている場合に限る。）。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。  
(添付書類) 変更後の維持管理計画

(様式第6号関係) (第19条関係)

## 事故等報告書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第19条第7項（第27条及び附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環政ゼ第〇号
太陽光発電施設の設置場所	長野市〇〇 (設備ID ●●)
事故・災害発生日時	令和〇年〇月〇日 〇時 〇分
事故・被災の原因・内容	太陽電池モジュールの飛散（全体の2割程度） 詳細は別紙及び別添現況写真参照
周辺地域の影響	事業区域に隣接する道路の交通を阻害
応急対応・復旧の状況	保守点検業者により太陽電池モジュールを回収した。
復旧完了日	<input checked="" type="checkbox"/> 完了済み <input type="checkbox"/> 完了予定 令和〇年〇月〇日
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注1 該当する□内にレ印を記入すること。

2 「許可年月日及び許可番号」欄は、太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号を記載すること（当該許可を受けている場合に限る。）。

3 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。



(様式第7号) (第20条関係)

## 太陽光発電施設撤去届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域とした太陽光発電事業の推進に関する条例第20条第1項（第27条及び附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環政ゼ第〇号
太陽光発電施設の設置の場所	〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇 (設備ID ●●)
施設撤去予定年月日	令和〇年〇月〇日
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注1 「許可年月日及び許可番号」欄は、撤去工事に係る太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号を記載すること（当該許可を受けている場合に限る。）。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(様式第8号) (第21条関係)

## 太陽光発電施設設置変更許可申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第21条第2項（附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり提出します。

## 記

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環政ゼ第〇号	
太陽光発電施設の設置の場所	〇〇市〇〇丁目〇〇	
変更の内容	変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電施設の設置の場所 〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇</li> <li>・ 太陽光発電施設の合計出力 〇〇kW</li> </ul>
	変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電施設の設置の場所 〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇</li> <li>・ 太陽光発電施設の合計出力 ●●kW</li> </ul>
変更の理由	事業区域を拡大することによる	
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)	

注1 「許可年月日及び許可番号」欄は、変更の許可を受けようとする太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号を記載すること（当該許可を受けている場合に限る。）。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。（添付書類）規則第7条に掲げる書類のうち変更の許可を受けようとする内容に係るもの

(様式第9号) (第21条関係)

## 太陽光発電施設軽微変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第21条第4項（附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環政ゼ第〇号	
太陽光発電施設の設置場所	〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇	
変更の内容	変更前	代表者 〇〇 〇〇
	変更後	代表者 ●● 〇〇
変更の理由	代表者の変更によるもの	
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)	

注1 「許可年月日及び許可番号」欄は、変更の届出をする太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号を記載すること（当該許可を受けている場合に限る。）。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。  
（添付書類）規則第7条各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るもの

(様式第10号) (第22条関係)

## 地位の承継届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第22条第1項（附則第27条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環政ゼ第〇号
被承継人 (前事業者)	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
太陽光発電施設の設置の場所	〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇
承継年月日	〇年〇月〇日
承継の理由	相続による
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注1 「許可年月日及び許可番号」欄は、地位を承継した太陽光発電施設の許可年月日及び許可番号を記載すること（当該許可を受けている場合に限る。）。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

- (添付書類) 1 承継の事実を証する書面  
2 その他知事が必要と認める書類

(様式第11号) (第24条関係)

太陽光発電施設設置届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の設置の場所	長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-△△	
事業区域の位置及び面積	別添位置図及び事業区域図のとおり 〇〇〇〇㎡	
太陽光発電施設の合計出力	〇〇kW (太陽電池の合計出力 〇〇kW)	
太陽光 発電事 業の内 内容及び 実施予 定期間	発電電力の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 売電 <input type="checkbox"/> 自家消費 設備ID (なし オフサイトPPA方式により関東圏大企業に 電力売電予定 )
	設置工事着手予定日	令和〇年〇月〇日
	設置工事完了予定日	令和〇年〇月〇日
	運転開始予定日	令和〇年〇月〇日
	施設撤去予定日	令和〇年〇月〇日
太陽光発電施設の設置に関する計画	別添「太陽光発電施設設置計画書」参照	
太陽光発電施設の構造に関する事項	地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、設計会社による構造(強度)計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。	
景観保全のための措置の検討に関する事項	別添「景観の保全のための措置の検討状況書」参照	

環境の保全のための措置の検討に関する事項 (※環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	別添「環境の保全のための措置の検討状況書」参照
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注1 該当する□内にレ印を記入すること。

2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。

3 「事業区域の面積」欄には、小数第1位まで記載すること。

4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。

5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。

6 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

- (添付書類)
- 1 位置図
  - 2 事業区域図
  - 3 太陽光発電施設の配置図
  - 4 条例第11条の書面
  - 5 その他知事が必要と認める書類

(様式第12号) (第26条関係)

## 太陽光発電施設設置変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電施設の設置等に関する条例第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

太陽光発電施設の設置の場所		長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-△△
変更の内容	変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電の設置の場所 長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-△△</li> <li>・ 太陽光発電施設の合計出力 〇〇kW</li> </ul>
	変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電の設置の場所 長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-●●</li> <li>・ 太陽光発電施設の合計出力 ●●kW</li> </ul>
変更の理由		事業区域の拡大による
備考		連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(添付書類) 規則第18条第1項各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るもの

(様式第13号関係) (第26条関係)

## 太陽光発電施設軽微変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電施設の設置等に関する条例第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

太陽光発電施設の設置の場所		長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-△△
変更の内容	変更前	代表者 〇〇 〇〇
	変更後	代表者 ●● 〇〇
変更の理由		代表者の変更によるもの
備考		連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(添付書類) 規則第18条第1項各号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るもの



(第14号関係) (第28条関係)

## 特定区域の変更に伴う届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電施設の設置等に関する条例第28条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

太陽光発電施設の設置の場所	長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-△△
届出の原因となった特定区域の変更の内容及びその年月日	地すべり防止区域 令和〇年〇月〇日
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)

注 「備考」欄は、届出者の電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(様式第15号関係) (附則第3項関係)

## 既存太陽光発電施設設置届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例附則第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

太陽光発電施設の設置の場所		長野県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-△△ (座標) 36.65142830069255, 138.18095053727833
事業区域の位置及び面積		別添位置図及び事業区域図のとおり 〇〇〇〇㎡
太陽光発電施設の合計出力		KW (太陽電池の合計出力            KW)
太陽光 発電事 業の内 内容及び 実施予 定期間	発電電力の用途	<input type="checkbox"/> 売電 <input type="checkbox"/> 自家消費 <input type="checkbox"/> その他 (       ) 設備ID (A〇〇〇〇〇〇C20)
	運転開始 (予定) 年月日	令和〇年〇月〇日
	施設撤去予定年月日	令和〇年〇月〇日
備考	維持管理計画及び管理状況の公表方法	施設の標識に掲示する
	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)	

- 注1 該当する□内にレ印を記入すること。  
2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。  
3 「(座標)」は緯度・経度(北緯・東経)を記入すること。不明な場合は位置図に替えることができること。  
4 「事業区域の位置及び面積」欄には、小数第1位まで記載すること。  
5 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。  
6 「発電電力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。  
7 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。  
8 (座標)を記入した場合には、添付書類を省略することができる。

(添付資料)

- 1 位置図
- 2 事業区域図
- 3 配置図
- 4 現況写真

(様式第16号関係) (附則第7項関係)

## 既存太陽光発電施設変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電施設の設置等に関する条例附則第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

太陽光発電施設の設置場所	長野県〇〇市〇〇丁目〇〇番地 (座標) 36.65142830069255, 138.18095053727833	
変更の内容	変更前	太陽光発電施設の合計出力 〇〇kW
	変更後	太陽光発電施設の合計出力 ●●kW
変更の理由	太陽光パネルの増設に伴う出力の変更	
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)	

注1 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(添付書類) 条例第18条第1項各号に掲げる書類のうち変更の届出をしようとする内容に係るもの

(様式第17号) (附則第9項関係)

## 既存太陽光発電施設変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例附則第9項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

太陽光発電施設の設置場所	長野県〇〇市〇〇丁目〇〇番地	
変更の内容	変更前	代表者 〇〇 〇〇
	変更後	代表者 ●● 〇〇
変更の理由	人事異動に伴う代表者の変更のため	
備考	連絡先 (電話番号) (FAX番号) (電子メールアドレス)	

注1 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。

2 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(参考様式) (第7条関係)

## 景観の保全のための措置の検討状況書

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	斜面や高台ではないが、周辺に林地や農地が広がる敷地であるため、土地の造成等はならし程度の必要最低限にとどめる計画とした。
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	1km離れた〇〇公園の展望台から視認できる場所であるため、完成予想図を作成した。
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	主要な道路である県道〇〇線に隣接するため、道路境界から5m後退させた。
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	敷地内の十分な幅の管理用道路によりパネルを複数に分割した。
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	冬期の積雪を勘案し、パネルの最低部分を1.0m、最高部分は2.0mとした。
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	県道〇〇線に向かってパネルを設置する計画。パネルは効率が高い20度とするが、圧迫感も比較的少ないと考えられる。
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤が弱いため、ベタ基礎を採用した。</li> <li>・効率の良い角度で揃えて配置した。</li> </ul>
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	付近の建築物は4～5寸勾配が多く、パネルの角度20度としているため比較的近い角度となっている。
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	パネルは道路側を向いているため道路から裏面は見えない。

項目		検討事項		配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。		防眩処理が施され、結晶が目立たないものを選択した。
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。		黒色を選択した。
		フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	ステンレス製とし、反射しにくいよう塗装した。
			(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	黒色とした。
附帯施設・ 附属施設	(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。		施設の全周にフェンスを設置したが、景観に配慮しグレーベージュ（10Y R 6.0/1.0）とした。	
	(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。		新設は必要最低限の本数とするよう検討した。	
	(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。		フェンスにあわせ、すべてグレーベージュで統一した。	
敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。		特に道路側からの視界にパネルの存在感を低減させるため、専門家にも意見をもらい、植栽計画を行った。	
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。		周辺地域の樹木を調査し、〇〇を採用した。	
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。		県道〇〇線の道路に向いているが、後退や植栽により反射光の影響は少ないと考えられる。	
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。		30年間の維持管理計画を立て、それに沿って管理を行う。	
	(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。		〇〇市〇〇課に景観育成基準を確認し、主要道路である〇〇線から見える範囲については、植栽を行うこととした。	

上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

(参考様式) (第8条関係)

環境の保全のための措置の検討状況書

※以下の状況を想定した記載例です。  
 ・事業区域内に地域森林計画対象民有林が含まれる  
 ・事業区域に住居が隣接している  
 ・建設機械を用いて切土・盛土、樹木の伐採を行う  
 ・農薬を使用する

①検討の対象項目	②事業内容	③チェック	④環境保全措置の具体的な内容※1,2,3,4
粉じん	(1) 事業区域に住居等が隣接するか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【(1)、(2)が <u>どちらも</u> 「はい」の場合に記載】 ・事業区域の南側に住居が隣接するため、切土・盛土工の位置を事業区域の北側に寄せた計画とする。また、切土・盛土の量は必要最小限とする。 ・工事中は事業区域の周囲に高さ〇mの仮囲いを設置する。
	(2) 切土・盛土を行う計画か	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
騒音・振動	(3) 建設機械が稼働する計画か	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【(3)、(4)が <u>どちらも</u> 「はい」の場合に記載】 ・事業区域の南側に住居が存在するため、建設機械を用いる切土・盛土工の位置を、事業区域の北側に寄せた計画とする。 ・同時に多数の建設機械が稼働したり、工事用車両が運行したりしないよう工事計画を調整する。 ・工事用車両の走行ルート沿いに小学校が存在するため、小学校の横を通らないよう迂回するルートに変更する。
	(4) 次のいずれかに該当するか ・近隣に住居等が存在する ・工事用車両の走行ルート沿いに住居等が存在する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
水環境	(5) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・水道水源保全地区 ・水資源保全地域	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	【(5)、(6)が <u>どちらも</u> 「はい」の場合に記載】 ・農薬を使用しない計画に見直す。 ※③列のチェックの結果、環境保全措置の検討は必須ではないが、事業者が必要と判断して検討した内容を記載
	(6) 次のいずれかに該当するか ・薬液注入工法を採用する ・事業区域内で農薬を使用する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	



①検討の対象項目	②事業内容	③チェック	④環境保全措置の具体的な内容※1,2,3,4
動植物	(7) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・国立公園、国定公園、県立自然公園 ・長野県自然環境保全地域 ・希少野生動植物の生息地等保護区	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>【(7)～(8)のいずれか又は両方が「はい」の場合に記載】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(例1)希少種等の生息・生育が確認された場合</div> <p>・〇〇市環境課、〇〇市教育委員会への聞き取りを踏まえて現地調査を行ったところ、事業区域内で希少な植物の生育が確認されたため、事業区域から生育地を除く計画とする。</p> <p>・事業基本計画説明会において、事業区域周辺で猛禽類がつかいで飛んでいるのを頻繁に見かけるとの情報が寄せられたため、現地調査を行ったところ、事業区域周辺で営巣木を確認したことから、繁殖期を避けて施工する計画とする。</p>
	(8) 事業区域内の次のいずれかの区域において、切土・盛土や樹木の伐採を行うか ・国有林、地域森林計画対象民有林 ・郷土環境保全地域 ・鳥獣保護区	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(例2)希少種等の生息・生育が確認されない場合</div> <p>・△△町環境課、△△町教育委員会へ聞き取りを行ったが、事業区域内及びその周辺における希少な動植物の生息・生育情報は得られなかったため、環境保全措置は行わない。</p>
触れ合い活動の場	(9) 事業区域内に次のいずれかの区域が含まれるか ・国立公園、国定公園、県立自然公園 ・郷土環境保全地域	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>【(9)、(10)がどちらも「はい」の場合に記載】</p> <p>・工事用車両の走行に当たっては、事業区域に隣接する〇〇キャンプ場への主要なアクセス道路を避け、迂回路を利用する計画とする。</p>
	(10) 次のいずれかに該当するか ・事業区域に触れ合い活動の場が含まれる ・事業区域や工事用車両の走行ルートが触れ合い活動の場に隣接する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">※③列のチェックの結果、環境保全措置の検討は必須ではないが、事業者が必要と判断して検討した内容を記載</div>

※1 ③列にチェックした結果、環境保全措置の検討が必須である場合において、環境保全措置を検討した結果、環境保全措置を不要と判断したときは、その旨及び理由を④列に記載すること。

※2 環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象事業については、環境保全措置の具体的な内容の記載に代わり、環境影響評価図書（事業基本計画書においては計画段階環境配慮書や環境影響評価方法書、許可申請書又は設置届出書においては環境影響評価書）の写しを添付することも可能。

※3 許可申請書又は設置届出書の作成にあたり、事業基本計画書から④列の内容を変更した場合は、変更後の内容及びその理由を④列に記載すること。（④列のうち、変更していない箇所には、従前のおり記載すること。）

※4 ③列にチェックした結果、環境保全措置の検討は必須ではないが、事業者が必要と判断して検討した環境保全措置の内容を④列に記載することは可能。



(参考様式) (第 19 条関係)

### 維 持 管 理 計 画

作成日                      年 月 日

太陽光発電施設の設置場所	〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇	
事業者名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先)	(個人の場合) 長野 〇〇 (法人の場合) 長野市〇〇丁目〇〇 (株) 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇—〇〇—〇〇	
保守点検責任者	氏名及び住所	●● 〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇
	電話番号	
合計出力	kW	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日(事業終了予定日)		
損害保険の加入状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応)	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電施設の処分は廃棄物処理業者に依頼する。</li> <li>・ 植栽により森林に戻す予定</li> <li>・ FIT 法の廃棄費用積立制度に基づく廃棄費用の外部積立を実施</li> </ul>	
維持管理計画及び状況の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (例 1) 標識に掲示</li> <li>・ (例 2) <a href="https://~">https://~</a>にて公表</li> </ul>	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

<太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

○強風による飛散

- ・ 太陽電池モジュール、課題の固定部に緩みがないこと、基礎などが強度不足になるような劣化がないことを保守点検項目に従い巡視を実施

○豪雨による水害

- ・ 土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、保守点検項目に従い巡視を実施

<土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

- ・事故・災害が発生した場合には、迅速に状況を把握し、関係機関（経済産業省、県など）に連絡をする。
- ・土砂の流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	<input type="checkbox"/>	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視	年 ○ 回	
			端子箱に破損、変形がないか			
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。			
	<input type="checkbox"/>	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。			
	<input type="checkbox"/>	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。			
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。			
	<input type="checkbox"/>	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。			
	<input type="checkbox"/>	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。			
			接続部に緩み、破損がない。			
	<input type="checkbox"/>	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。			
架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。						
積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。						
ボルト、ナットの緩みがない。						
固定強度に不足の懸念がない。						
接続箱	<input type="checkbox"/>	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。			
			雨水、じんあい等の侵入がない。			
	<input type="checkbox"/>	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。			

漏電遮断器	<input type="checkbox"/>	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などが ない。			
	<input type="checkbox"/>	配線	配線に著しいきず、破損がない。			
パワーコンディショナー	<input type="checkbox"/>	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形が ない。			
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けら れている。			
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水な どの侵入がない。			
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない			
	<input type="checkbox"/>	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、 破損などがない。			

附帯施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
法面・擁壁	<input type="checkbox"/>	切土法面	小段の沈下がない。	目視	年 ○ 回	
			排水溝の損傷がない。			
			目地にずれがない。			
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剥離がない。			
			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			崩落がない。			
			上部斜面からの土砂流出がない。			
	<input type="checkbox"/>	盛土法面	小段の沈下がない。			
	段差が発生していない。					
	排水溝の損傷がない。					
	法尻の崩落がない。					
オーバーフローによる洗掘がない。						
大量の湧水（濁り）がない。						

			湧水箇所の軟弱化がない。		
		擁壁	亀裂、割れが生じていない。		
			座屈、段差、傾斜がない。		
			つなぎ目にずれがない。		
			水抜き穴につまりがない。		
			水抜き穴から異常な土砂流出がない。		
			地山に変形がない。		
排水設備	<input type="checkbox"/>	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。		
			亀裂、ずれがない。		
			破損がない。		
			排水設備外への漏水がない。		
調整池	<input type="checkbox"/>	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。		
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。		
			草木の繁茂がない。		
	<input type="checkbox"/>	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。		
	<input type="checkbox"/>	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。		
	<input type="checkbox"/>	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。		
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			油等の浮遊がない。		
	<input type="checkbox"/>	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。		
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。		
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。		
			油等の浮遊がない。		
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。		
防護柵、堀	<input type="checkbox"/>	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。		
	<input type="checkbox"/>	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。		
	<input type="checkbox"/>	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。		

進入路・管理道	<input type="checkbox"/>	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。			
			事業地周辺への土砂の流出がない。			
			雨水等による洗掘がない。			
			草木の繁茂がない。			
設置地盤	<input type="checkbox"/>	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない。			
			段差、傾斜がない。			
			空洞の発生（土砂の流出）がない。			
			隆起の発生がない。			
設置地盤	<input type="checkbox"/>	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。			
			事業地周辺への土砂の流出がない。			
			雨水等による洗掘がない。			
			草木の繁茂がない。			

※施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

(参考様式) (第11条・第13条関係)

## 事業基本計画説明状況書

年 月 日作成

事業者の住所・氏名 (法人にあって、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		株式会社●● 主たる事務所所在地 ○○市○○ 代表者の氏名 ●●●●
事業太陽光発電施設の設置の場所		○○市○○ (設備ID●●)
説明会開催についての周知の方法とその範囲		○○区回覧板、各戸チラシ配布 弊社ホームページ
説明会の概要	日時	令和○年○月○日
	場所	○○町○○集会センター
	参加者数	25名
	説明を行った者の氏名(法人にあっては、氏名及び役職名)	株式会社●● 代表取締役●●●●

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

(添付資料) 1 説明会で配布した説明資料

- 2 説明会で説明した内容、参加者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録



(参考様式) (第11条・第13条関係)

## 意見回答書

作成日 年 月 日

太陽光発電施設の設置予定場所	〇〇市〇〇
----------------	-------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
隣地からは更に2メートル後退して欲しい	説明会参加者 電子メール ●●市町村長	2メートルの後退を実施。ただし、2メートルを確保できない●●の部分は、植栽(高さ1.5メートル)を配置したい。

(参考様式) (第14条関係) (申請者が法人の場合)

## 誓約書

年 月 日

長野県知事 様

主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者の氏名

当法人は、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第16条第1項第4号のアからカまでに該当しないことを誓約します。

また、同条例施行規則で定める役員・使用人については、次のとおりで相違ありません。

使用人の有無	有				
役員・使用人が有る場合は当該役員及び使用人の役職、氏名、住所及び生年月日	役職名	氏名	住所	生年月日	条例第16条第1項第4号のア～カ該当の有無
	取締役社長	〇〇〇〇	〇〇市〇〇1234	S50. 1. 1	無
	取締役専務	〇〇〇〇	〇〇町〇〇1234	S60. 2. 1	無
	松本支店長	〇〇〇〇	〇〇村〇〇1234	H元. 3. 1	無

(参考様式) (第14条関係) (申請者が個人の場合)

誓約書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名

私は、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第16条第1項第4号のアからカまでに該当しないことを誓約します。

また、同条例施行規則で定める使用人については、次のとおりで相違ありません。

使用人の有無					
使用人が有る場合は当該使用人の役職、氏名、住所及び生年月日	役職名	氏名	住所	生年月日	条例第16条第1項第4号のア～カ該当の有無

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（抜粋）

（許可の基準等）

第16条 知事は、第6条の許可の申請があった場合において、当該申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第23条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。オにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から1年を経過しないものを含む。）

イ 第25条第1項の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

ウ 第32条の規定により第31条の規定による勧告に係る措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

エ 申請者が太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

オ 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

カ 個人であって、規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則（抜粋）

（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第9条 条例第16条第1項第4号のエの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 森林法、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、長野県砂防指定地管理条例（平成14年長野県条例第57号）、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号）又は市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(2) 県の区域において、条例第6条の許可の申請前1年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア 砂防法（明治30年法律第29号）第29条の規定による処分

イ 森林法第10条の3、第16条又は第38条第2項の規定による処分

ウ 地すべり等防止法第21条第1項の規定による処分

エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定による処分

オ 都市計画法第81条第1項の規定による処分

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項の規定による処分

キ 条例第32条（条例附則第6項において準用する場合を含む。クにおいて同じ。）の規定による処分

ク 市町村が定めた太陽光発電施設の設置等に関する条例の規定に基づく処分（条例第23条（条例附則第6項において準用する場合を含む。）又は条例第32条の規定による処分に相当する処分に限る。）

(参考様式) (第19条関係)

## 事故等報告書 (速報)

報告内容	
許可年月日及び許可番号	令和〇年〇月〇日 環政ゼ第〇号
太陽光発電施設の設置場所	〇〇市〇〇
事故・災害発生日時	令和〇年〇月〇日 午前 時 分頃
事故・被災の原因・内容	パネルの飛散
事故概要	台風第〇号の影響により太陽電池モジュール (〇枚) が事業区域外に飛散した。 維持管理の委託先である保守点検業者に飛散した太陽電池モジュールの搜索を依頼し、事業区域に隣接する道路上で回収済み。
周辺地域への影響	太陽電池モジュールが道路に飛散し、交通の障害となった。
応急対応・復旧の状況	飛散したパネルを回収し、交通障害を除去した。
復旧完了日	令和〇年〇月〇日
備考	

報告者	所属 氏名	株式会社〇〇 ●●
	住所	●●市●●
	電話番号	●●
	電子メールアドレス	sai-ene@pref.nagano.lg.jp

【別紙】

〇〇太陽光発電事業に関する協定書（案）

〇〇区自治会長〇〇（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業（条例第2条第3号）

事業地 〇〇ほか〇〇筆

事業面積 〇〇平方メートル

事業規模 〇〇kW（太陽光パネル 枚）

協定対象期間 〇年〇月〇日（協定締結の日）から太陽光発電事業を終了し、乙の撤退まで

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

(協定の存続)

第7条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

(疑義等の処理)

第8条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

(立会人)

第9条 立会人は、この協定の締結及び内容について承知するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書〇通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

〇年〇月〇日

甲 住 所 \_\_\_\_\_  
自治会名 \_\_\_\_\_  
職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
事業者名 \_\_\_\_\_  
職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(立会人) 住 所 \_\_\_\_\_  
職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_  
(改ページ)



別紙（〇年〇月〇日確認）

（以下、甲乙間で取り決めの内容を記載）

1

2

3

・

・

・

#### 【留意点】

別紙に記載する事項として、次のような例が考えられます。必要に応じ取捨選択、追加、修正をしてください。

その際に必要なことは、自治会（市町村）からの一方的な要望事項ではなく、自治会（市町村）及び事業者の両者が合意している内容を正確に記載することです。

そのためにも、自治会（市町村）と事業者との間で十分に協議を行うことが大切です

#### 【植生の保護】

- 現存する植生は、開発区域全面積の〇パーセント以上残すこと。
- 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は開発区域内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講ずること。
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。

#### 【土地の形質の保全】

- 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。
- やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜き設置、段切り等を行い、土石の流出防止に万全を期すこと。
- 擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張工とすること。
- 擁壁の必要ない法面等については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により緑化修景すること。
- 切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。

#### 【希少野生動植物の保全】

- 希少野生動植物（レッドリスト及び長野県版レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない又は適切な保全措置を講ずること。

#### 【災害の防止】

- 土砂流出等災害を未然に防止するため、沈砂池、シガラ柵等防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。
- 洪水調整池の使用にあたっては、諸法令の許可基準を遵守し、維持管理を適正に行うとともに、調整可能量のチェックを行うこと。
- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。

- 防災施設の設置にあたっては、他法令の規定による許可条件等に違反しないよう留意すること。
- 降雨時には事業地を監視し、災害の予兆等の異常がある場合には速やかに甲（並びに県及び市町村）に連絡すること。
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲（並びに県及び市町村）に報告すること。
- （がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合）地盤改良や擁壁工を行うこと。
- （地盤が軟弱な場合）地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないよう、土の置換や水抜き等を行うこと。
- （切土や盛土により「がけ」が生じる場合）がけの上端に続く地盤面は、雨水等ががけの反対方向へ流れるような勾配にすること。
- （切土によるすべりやすい土質がある場合）杭打ち、土地の置換等のすべり対策を行うこと。
- （盛土を行う場合）ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう、概ね〇〇cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。
- （傾斜地に盛土を行う場合）段切り等のすべり面対策を行うこと。
- （切土、盛土を行う場合）擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。
- （切土、盛土を行う場合で地下水によりがけ崩れや土砂の流出のおそれがある場合）開発区域内の地下水を排出する排水施設を設置すること。
- （擁壁を設置する場合）擁壁については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。
- （高さ2 m以上のがけに擁壁を設置する場合）擁壁については、建築基準法施行令第142条の規定を準用した構造とすること。

#### 【水資源の保護及び水質保全】

- 開発地域内の給水は既存の水源から取水することとし、開発地域内ではボーリング等による取水は一切行わないこと。
- 水資源保護及び水質保全については甲と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障がないよう水源周辺の保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。
- （事業の実施場所付近に水源がある場合）事業地内の雨水はできる限り浸透させ、地下水の涵養に努めること。

#### 【環境衛生及び環境の保持】

- 雑排水及び廃棄物等による環境汚染を防止すること。
- 管理事務所等の施設を設置する場合には、し尿及び雑排水は合併処理により放流水のBOD値を〇〇ppm以下に処理し、処理水を地下浸透する場合は、十分土壤に吸収還元され地下水に影響を及ぼさないよう処理すること。

#### 【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度が目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観形成拠点等からの

影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。

- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に調和したものとすること。
- （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。
- （主要な道路から視認できる場合）主要な道路（国道〇〇号線）から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- （主要な眺望点から視認できる場合）主要な眺望点（〇〇展望台）からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。
- （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること。

#### 【太陽光発電設備設置工事】

- 施工業者は可能な限り〇〇市町村内の事業者とすること。
- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、不測の災害を未然に防止するため、防災設備及び道路施設が完成した後に着工すること。
- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険個所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。
- 管理用道路の縦断勾配が〇パーセントを超える箇所については、舗装の上、滑止めを施工すること。
- 一般交通車輛等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等、万全の措置を講ずること。
- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止するよう万全の措置を講ずること。
- 予め工事関係者に対して本協定の内容を周知徹底させ、秩序ある工事を行うよう指導すること。
- 事業地において埋蔵文化財等の発見があった場合には、直ちに工事を中止するとともに関係機関に連絡し、その指示に従うこと。
- 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること。

#### 【太陽光発電設備の設置及び管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと。
- 県道〇〇線を通行する車輛に設備の反射光が当たらないよう考慮すること。
- （事業地が家屋に隣接している場合）低周波音を防止するため、パワーコンディショナーは家屋から可能な限り離れた場所に設置する又は防音壁を設置すること。
- 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること。
- 事業地の入口に事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。
- 設備の保守および管理については、〇〇市町村内の事業者に委託すること。
- （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理にあたっては、

農薬及び除草剤は使用しないこと。

**【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】**

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。
- 乙の責めに帰することができない事由がある場合を除き、乙が協議により決定した期日までに太陽光発電設備を撤去等しない場合は、甲に対して違約金（金〇〇円）を支払うこと。
- 乙は予め太陽光発電設備の撤去費相当額（金〇〇円）を金融機関に預託し、甲が管理すること。
- 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること。

**【損害賠償等】**

- 乙は、開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生、水源の減水及び水質の汚染等により乙以外に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講ずるとともに、損失の補償にあたっては誠実に履行すること。
- 資材運搬等に使用する公道が通行の安全確保に支障があると道路管理者等の関係機関が認めた場合、又は損傷を与えた場合は速やかに道路管理者と協議し、乙の負担により必要な工事等を施工すること。

**【その他】**

- 事業の実施にあたっては、事前に関係諸法令等における必要な手続きが完了していることを確認し、許可条件等を十分遵守し違反等のないように施工すること。
- 当該行為の着手及び完了時には、速やかに甲にその旨を文書で通知すること。
- 乙は、天災、事故、機器の故障等のトラブルが生じた場合の対応についてマニュアルを作成し、発電事業の開始までに甲（及び立会人）に提出すること。
- 立会人は、本協定の内容が遵守されるよう、必要に応じ甲又は乙に対して助言を行うこと。